

平成27年度版

郡山市の環境

(平成26年度郡山市第二次環境基本計画年次報告書)

郡山市

まちのシンボル

●花・木・鳥



★市の花(ハナカツミ)

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた清楚な趣きをそなえた心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。



★市の木(ヤマザクラ)

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



★市の鳥(カッコウ)

鳴き声そのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。

●市章



郡山市の市章は、「山」の字の小篆(しょうてん)「𠄎」を図案化したものです。藩政時代から郡山代官支配下の「郡山」の標識として、長い間使用されてきたものです。

●シンボルマーク



シンボルマークは郡山の「郡」の文字を力強くデザインしたものです。中心の赤い円は輝く太陽を、楕円は郡山市の豊かな緑が映る猪苗代湖を、流れるような青いラインは安積疏水、緑のラインはそれによって育まれる自然を表しています。

また、シンボルマーク全体は、未来人の姿を表しており、人とまちが調和した理想的な都市のイメージを描いています。

はじめに

本市は、猪苗代湖に代表される清らかな水と山々に囲まれ、広大な森林を有するなど、豊かな自然に恵まれており、先人から受け継いだこれら恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、発展してまいりました。このかけがえのない豊かな環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務であると考えております。

このことから、本市では「郡山市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「郡山市環境基本計画」を策定し、各種施策を積極的に推進してまいりました。さらに、本市における環境施策を一層推進し、今後、ますます複雑・多様化する環境問題に適切に対応していくため、平成 22 年 3 月に「郡山市第二次環境基本計画」を策定したところであります。

このような状況の中、様々な環境問題に適切に対応していくためには、市民・事業者・行政などあらゆる主体が、自主的かつ積極的に、またそれぞれが協働して取り組んでいくことが重要であり、今後とも、環境関連施策、環境保全活動の更なる推進に努めてまいりたいと考えております。

本書は、平成 26 年度における本市の環境の現状と取り組みをまとめたものであります。

市民・事業者の皆様には、本書を通じて、環境に対する関心を高め、理解を深めていただくとともに、日常生活・事業活動において環境保全のための具体的な行動を展開していただくきっかけとなれば幸いです。

目次

目次

はじめに

郡山市の概要

(1) 位置・面積・地勢	1
(2) 気候・気象	2
(3) 人口・世帯数	2
(4) 土地利用	2
(5) 産業構造	3
(6) 環境行政の動向	4

郡山市第二次環境基本計画の概要

(1) 郡山市第二次環境基本計画とは	7
(2) 計画の期間	7
(3) 計画の担い手と役割	8
(4) 計画の構成	9
(5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標	11
(6) 計画の進行管理体制図	13

環境指標・目標の実施達成状況	14
----------------	----

郡山市環境基本計画に基づく施策の実施状況

1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～	
(1) 地球温暖化対策	17
(2) 地球規模の環境問題への取り組み	26
2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～	
(1) 緑豊かな自然の保全	29
(2) 生物多様性の保全	33
(3) 環境保全型農業の推進	35
3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～	
(1) 水質の保全と浄化	38
(2) 猪苗代湖の保全	43
(3) 水資源の確保と水の有効利用	47
(4) 身近な水辺の保全と創造	49

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～	
（1）廃棄物対策	51
（2）公害と新たな生活環境問題への対応	60
（3）有害化学物質対策	68
（4）快適な生活空間の確保と創造	71

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～	
（1）環境教育・学習の場や機会の充実	79
（2）人材の育成と連携の促進	89
（3）環境情報の共有化	94

特集 郡山市の放射線対策

（1）郡山市の除染に関する取り組み	99
（2）郡山市の放射線量モニタリングと食の安全に関する取り組み	102
（3）郡山市の放射線からの健康管理に関する取り組み	102
（4）市内空間線量の推移	103

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

（1）郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは	105
（2）計画期間と目標	105
（3）計画の対象とする温室効果ガス	105
（4）計画の対象範囲	105

郡山市の温室効果ガス排出量（平成24年度）

郡山市の温室効果ガス排出状況	106
----------------	-----

郡山市エネルギービジョン 再生可能エネルギー等導入状況

郡山市エネルギービジョンの概要	111
郡山市内における再生可能エネルギー等導入量（平成26年度）	112

平成26年度郡山市の環境施策等に対する意見について	115
---------------------------	-----

資料	116
----	-----

用語の解説	121
-------	-----

アンケート

郡山市の概要

(1)位置・面積・地勢

本市は、福島県の中央に位置し、昭和 48（1973）年の東北自動車道、昭和 57（1982）年の東北新幹線の開通、平成 5（1993）年の福島空港の開港、そして平成 9（1997）年には、磐越自動車道が全線開通するなど、交通の要衝となっています。

また、標高 245m前後の安積平野の平坦地を中心として、北には奥羽山脈の秀峰・安達太良山を望み、東は阿武隈山系につつまれ、全国第 4 位の面積を誇る別名「天鏡湖」とも呼ばれる美しい猪苗代湖や県の中央部を南から北へ貫く阿武隈川の豊かな潤いに満たされた、水と緑が豊かな美しい景観を見ることができます。



郡山市の位置・面積

地域	東経	140° 02' 10" ~ 140° 33' 52"
	北緯	37° 15' 58" ~ 37° 37' 34"
	東西	46.78 km
	南北	39.95 km
面積	757.20 km ²	
標高	海拔 245m(市役所)	

(2) 気候・気象

本市は、太平洋岸から約 95km、日本海岸から約 200km の内陸部にあり、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈があり、その中央に広がる平野部に市街地を形成しています。

年平均気温は 12℃前後で東北地方の中では比較的温暖な地域に含まれます。また、年間降水量は 1,000mm～1,500mm と全国平均より少なくなっています。

郡山市の気象概況

※気象庁データより

	気温(℃)			平均風速 (m/s)	年間日照時間 (hr)	年降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成 21 年	12.4	33.2	-6.6	3.2	1,701.3	1,015.5
平成 22 年	12.6	34.9	-8.2	3.0	1,724.6	1,455.0
平成 23 年	12.0	35.5	-7.5	3.2	1,824.3	1,033.0
平成 24 年	11.8	34.7	-12.5	3.2	1,837.9	1,078.0
平成 25 年	12.1	34.4	-10.9	3.3	1,890.8	1,231.5
平成 26 年	11.9	35.3	-8.5	3.2	1,912.5	1,190.5

(3) 人口・世帯数

郡山市における人口及び世帯数の推移

※平成 26 年 10 月 1 日現在

	人 口 (人)			世帯数	1 世帯当たり 人口(人)	備考
	総 数	男	女			
平成 7 年	326,833	162,007	164,826	110,964	2.9	国勢調査
平成 12 年	334,824	165,988	168,836	120,229	2.8	国勢調査
平成 17 年	338,834	167,071	171,763	126,382	2.7	国勢調査
平成 22 年	338,712	166,336	172,376	131,740	2.6	国勢調査
平成 26 年	329,102	162,592	166,510	135,025	2.4	推計人口

(4) 土地利用

本市の土地利用の状況は、山林・原野等が面積の約 5 割を占めていますが、都市化の進展とともに年々減少傾向にあり、逆に宅地が増加しています。

郡山市の土地利用状況

※平成 26 年 1 月 1 日現在

	総面積	地 目 別 土 地 面 積 (単位:km ²)						
		宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
平成 26 年	757.06	57.68	106.06	53.01	316.41	47.36	13.76	162.78
構成比 (%)	100	7.6	14.0	7.0	41.8	6.3	1.8	21.5

郡山市の概要

(5) 産業構造

産業別就業者数（人）

資料：国勢調査

区分	平成 22 年		平成 17 年		増減数	増減率 (%)
	人口	構成比	人口	構成比		
総 数	144,621	100.0	159,643	100.0	-15,022	-9.4
第 1 次産業	5,199	3.6	7,505	4.7	-2,306	-30.7
農業	5,079	3.5	7,403	4.6	-2,324	-31.4
林業	96	0.1	76	0.0	20	26.3
漁業	24	0.0	26	0.0	-2	-7.7
第 2 次産業	34,375	23.8	38,793	24.3	-4,418	-11.4
鉱業	22	0.0	15	0.0	7	46.7
建設業	12,155	8.4	14,944	9.4	-2,789	-18.7
製造業	22,198	15.4	23,834	14.9	-1,636	-6.9
第 3 次産業	99,647	68.9	109,942	68.9	-10,295	-9.4
電気・ガス・熱供給・水道業	611	0.4	535	0.3	76	14.2
情報通信業	1,889	1.3	2,435	1.5	-546	-22.4
運輸業	9,332	6.5	8,625	5.4	707	8.2
卸売・小売業	27,871	19.3	33,544	21.0	-5,673	-16.9
金融・保険業	3,873	2.7	4,158	2.6	-285	-6.9
不動産業	2,492	1.7	1,817	1.1	675	37.1
学術研究・専門技術サービス	4,053	2.8	-	-	-	-
飲食店, 宿泊業	8,467	5.9	8,019	5.0	448	-5.6
生活関連サービス業・娯楽業	5,528	3.8	-	-	-	-
医療, 福祉	14,732	10.2	13,127	8.2	1,605	12.2
教育, 学習支援業	7,178	5.0	7,765	4.9	-587	-7.6
複合サービス事業	799	0.6	1,277	0.8	-478	-37.4
サービス業(他に分類されないもの)	8,106	5.6	23,659	14.8	-15,553	-65.7
公務(他に分類されないもの)	4,716	3.3	4,981	3.1	-265	-5.3
分類不能の産業	5,400	3.7	3,403	2.1	1,997	58.7

(注) 産業分類が改正されたため、比較できない項目がある。

四捨五入の関係で合計と内訳が合わないところがある。

(6)環境行政の動向

年	郡山市	国・県・その他
明治 16 年		足尾銅山鉱毒事件(公害として初めて被害が発生)
昭和 21 年	ごみ収集開始	
30 年		イタイイタイ病発生
31 年		水俣病発生
32 年		『自然公園法』公布
33 年		『公共用水域の水質保全に関する法律』公布(廃) 『工場排水等の規制に関する法律』公布(廃)
36 年	し尿処理施設(第一衛生処理場)完成	四日市ぜんそく患者多発
37 年		『ばい煙の排出の規制等に関する法律』公布(廃)
39 年		第二水俣病(阿賀野川)発生
41 年	富久山ごみ焼却場完成 し尿処理施設(第二衛生処理場)完成	
42 年		『公害対策基本法』公布(廃)
43 年		『大気汚染防止法』公布 『騒音規制法』公布
45 年		『水質汚濁防止法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』公布
46 年	「郡山市公害防止条例」公布 郡山市公害対策審議会設置 (旧)富久山清掃工場完成	環境庁発足 『悪臭防止法』公布 『自然環境保全法』公布 「福島県産業公害等防止条例」公布(廃)
47 年		「国連人間環境会議」開催(ストックホルム)
48 年		『公害健康被害の補償等に関する法律』公布 『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』公布
51 年	厚生部に公害対策センター設置	『振動規制法』公布
52 年	市民部に公害対策センター移管	
59 年	河内清掃センター完成	『湖沼水質保全特別措置法』公布
63 年		オゾン層保護のためのウィーン条約締結 『特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律』公布
平成元年	保健衛生部に公害対策センター移管	
2 年	富久山衛生センター完成	『スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律』公布
3 年		『再生資源の利用の促進に関する法律』公布(後に「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改称)
4 年	無着色半透明ごみ袋による回収開始 郡山市廃棄物減量等推進審議会設置	「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催(リオ・デ・ジャネイロ) ・気候変動枠組条約、生物多様性保護条約、アジェンダ 21 を採択 『自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOX 法)』公布 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』

郡山市の概要

年	郡山市	国・県・その他
		公布
5年		『環境基本法』公布
6年	環境衛生部に環境保全課を設置 公害対策センターを環境保全課内に移管	「環境基本計画(国)」策定
7年	「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」公布 郡山市環境審議会設置	『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)』公布 「アジェンダ 21 ふくしま」策定
8年	新(現)富久山清掃センター完成 資源物の分別収集開始	「福島県環境基本条例」公布 「福島県生活環境の保全等に関する条例」公布
9年	中核市へ移行 産業廃棄物担当設置	『環境影響評価法』公布 「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催(京都) 京都議定書を採択 「福島県環境基本計画」公布
10年	「環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定 「郡山市環境基本条例」公布 「郡山市ポイ捨て及び犬のふん放置防止に関する条例」公布	『特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)』公布 『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布 「福島県環境影響評価条例」公布
11年	「郡山市環境基本計画」策定	『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)』公布 『ダイオキシン類対策特別措置法』公布 『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律』公布 「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」策定
12年	富久山清掃センターにリサイクルプラザ設置	『循環型社会形成推進基本法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』改正 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)』公布 『資源の有効な利用の促進に関する法律』改正 『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)』公布 『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)』公布 「環境基本計画(国;第二次)」策定
13年	環境衛生部に廃棄物対策課を設置 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	環境省発足 『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX・PM法)』公布 『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)』公布 『特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)』公布
14年	「郡山市ごみ処理基本計画」策定 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動計画」改訂	『土壌汚染対策法』公布 『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』公布 『自然再生推進法』公布 『使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイク

年	郡山市	国・県・その他
		ル法)』公布 「第2次福島県環境基本計画(うつくしま環境プラン 21)策定 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」公布
15年		『環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』公布(後に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改称) 「循環型社会形成推進基本計画」策定 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」公布
16年	「郡山市環境基本計画」改定	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』公布 『環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律』公布
17年		京都議定書発効
18年	「第三次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	『石綿による健康被害の救済に関する法律(アスベスト新法)』制定 「環境基本計画(国:第三次)」策定 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定
19年		「第三次生物多様性国家戦略」策定 『国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律』公布 「第2次福島県環境基本計画」改訂
20年	組織改編により、環境衛生部環境保全課を生活環境部生活環境課へ、公害対策センターを環境保全センターへ、清掃センターをクリーンセンターへ改称	『エコツーリズム推進法』公布 『生物多様性基本法』公布 『農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律』公布 「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定
21年		『海岸漂着物処理法』公布
22年	「郡山市第二次環境基本計画」策定 「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	「第3次福島県環境基本計画」策定
23年	「郡山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生 『環境教育等による環境保全の取組に関する法律』公布 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定 「福島県循環型社会推進計画」策定
24年		「環境基本計画(国:第四次)」策定
25年		「福島県環境教育等行動計画」策定
26年	「郡山市エネルギービジョン」策定	
27年	EVステーションを本庁舎敷地内に整備	福島県環境センターが環境創造センターへの統合に伴い、三春町に移転

郡山市第二次環境基本計画の概要

(1) 郡山市第二次環境基本計画とは

本計画は、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境づくりの最も基本となる計画です。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

さらに、市が実施する環境施策のみならず、市民・事業者の方々に期待する行動や取り組みについても記述しており、環境に関する理解を深めていただくとともに、互いに協力し合って、より良い郡山市の環境を築いていくためのものでもあります。

なお、本計画は「ローカルアジェンダ」※（地域における市民・事業者・行政の具体的な行動計画）の性格を併せ持つものです。

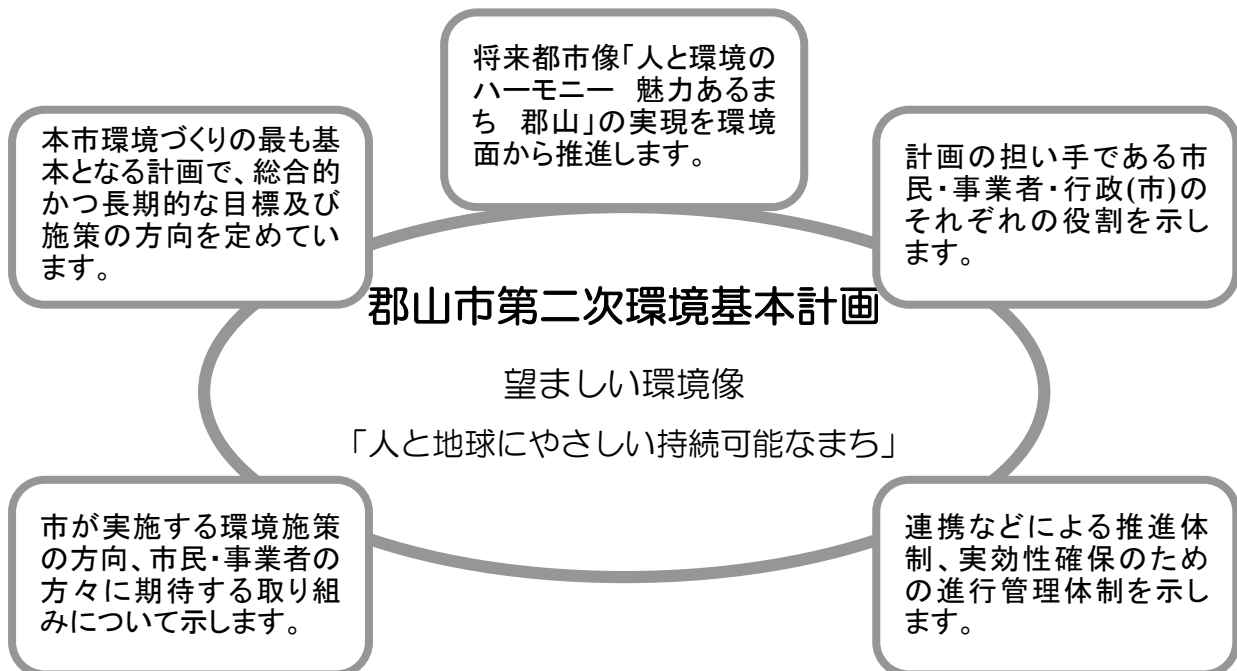
※ローカルアジェンダ：1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」で持続可能な開発の実現に向けた具体的な行動計画である「アジェンダ 21」が採択されました。この地方版の行動計画をローカルアジェンダといいます。

(2) 計画の期間

郡山市第二次環境基本計画は、平成 22 年度を初年度とし、「郡山市第五次総合計画」との整合を図り、平成 29 年度を目標としています。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

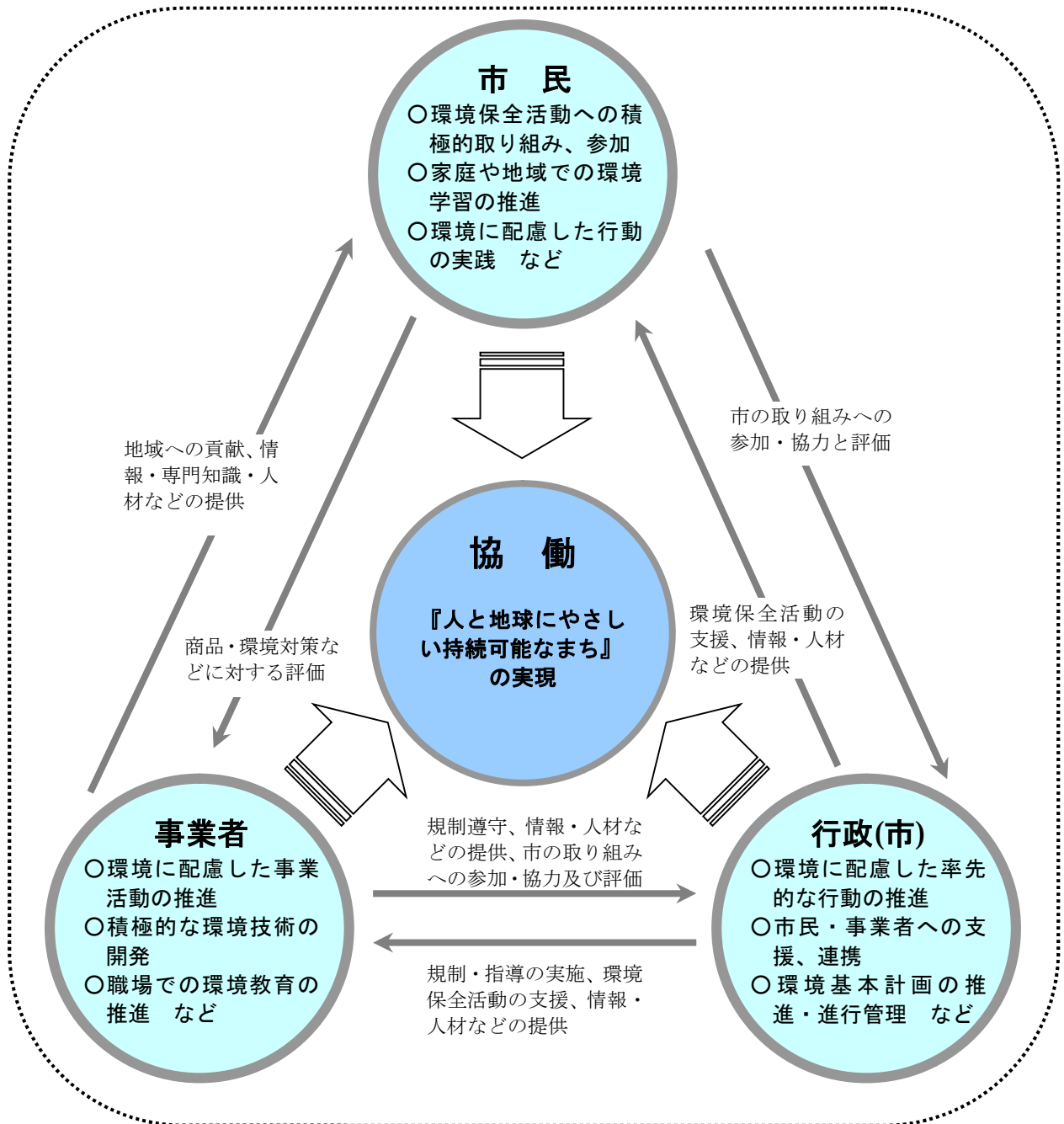
なお、具体的な環境指標・目標値を設定し、本計画の体系に沿った取り組みの成果が目に見える形で表現することにより、市民一人ひとりや個々の事業者が、主体的に行動した成果を実感できるものとなりました。

◇環境指標・目標は、体系ごとの主な取り組みについての成果を表すもので、施策の正確な達成状況を示すものではなく、環境保全施策の達成状況について共通認識を持てることを目的としています。



(3) 計画の担い手と役割

望ましい環境像『人と地球にやさしい持続可能なまち』を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの責務を認識し、自主的な取り組みを行うとともに、互いに連携し協働のもと環境の保全と創造に関する取り組みを進めて行くことが重要です。



市民・事業者・行政の協働イメージ

<望ましい
環境像>

「人と地球にやさしい持続可能なまち」

<基本理念>

「保全」と「創造」
による環境づくり

「循環」と「共生」
による環境づくり

「協働」による
環境づくり

<取り組みの体系>

○取り組みの柱

地球規模で考え、身近な
ところから実践する
～地球環境の保全～

自然と共に生きる
～豊かな自然環境の
保全と創造～

きれいな水を守る
～水環境の保全と創造～

すこやかで安らぎのある
くらしを創る
～快適な生活環境の確保と創造～

学び、考え、行動する
～環境教育・学習の推進～

市民・事業者・行政の
協働による取り組み

○取り組みの項目

(市の取り組み・私たちにできること)

- 1 地球温暖化対策
- 2 地球規模の環境問題への取り組み

- 1 緑豊かな自然の保全
- 2 生物多様性の保全
- 3 環境保全型農業の推進

- 1 水質の保全と浄化
- 2 猪苗代湖の保全
- 3 水資源の確保と水の有効利用
- 4 身近な水辺の保全と創造

- 1 廃棄物対策
- 2 公害と新たな生活環境問題への対応
- 3 有害化学物質対策
- 4 快適な生活空間の確保と創造

- 1 環境教育・学習の場や機会の充実
- 2 人材の育成と連携の促進
- 3 環境情報の共有化

<計画推進のために>

○推進体制

- 1 行政における推進
- 2 各主体の連携による推進
- 3 広域的な連携による推進

実効性の確保

○進行管理

- 1 進行管理体制
- 2 年次報告書の作成

郡山市第二次環境基本計画の概要

(5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標

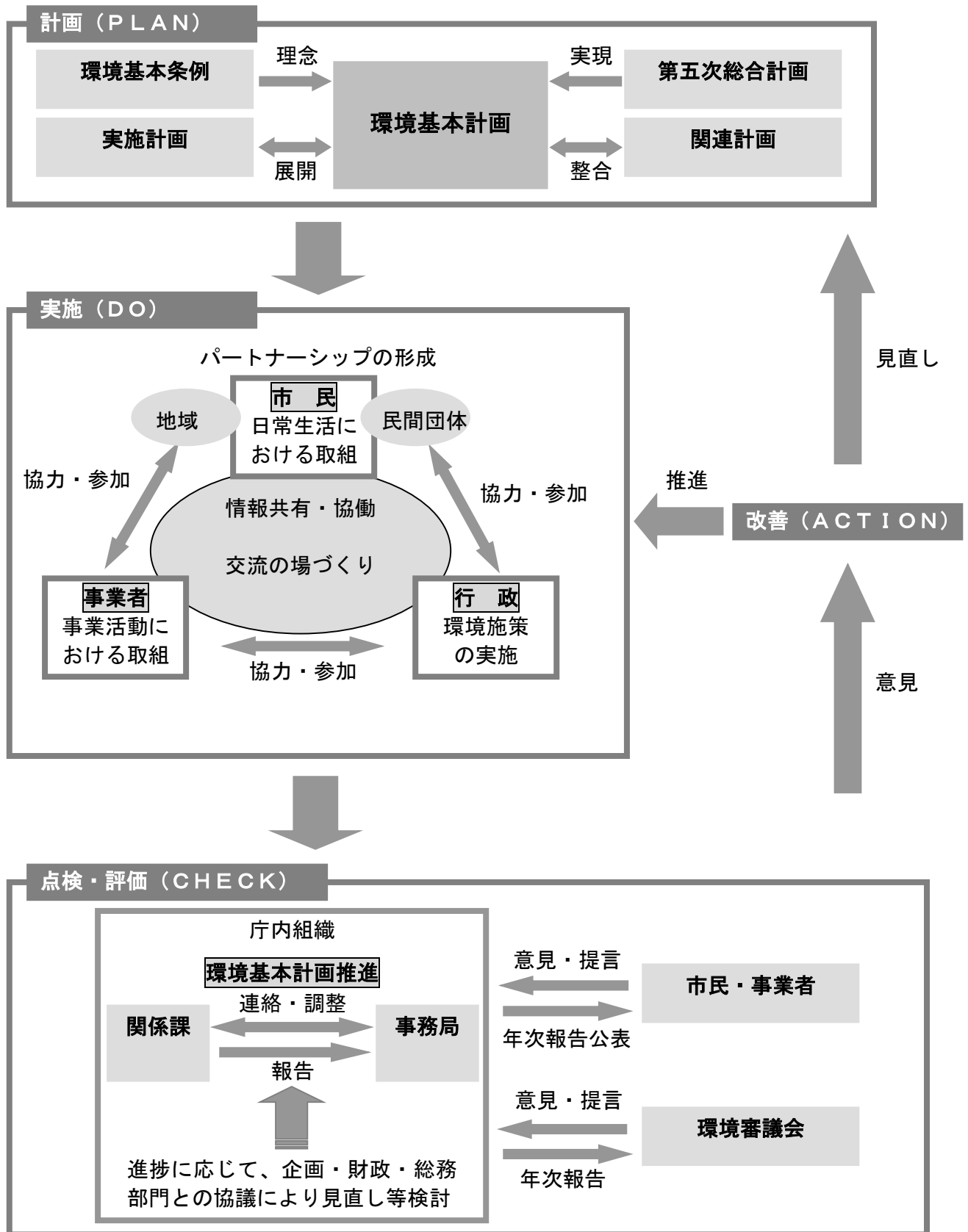
取り組みの柱	取り組みの項目
柱1「地球規模で考え、身近な ところから実践する」 ～地球環境の保全～	1 地球温暖化対策
	2 地球規模の環境問題への取り組み
柱2「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～	1 緑豊かな自然の保全
	2 生物多様性の保全
	3 環境保全型農業の推進
柱3「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～	1 水質の保全と浄化
	2 猪苗代湖の保全
	3 水資源の確保と水の有効利用
	4 身近な水辺の保全と創造
柱4「すこやかで安らぎのある くらしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～	1 廃棄物対策
	2 公害と新たな生活環境問題への対応
	3 有害化学物質対策
	4 快適な生活空間の確保と創造
柱5「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～	1 環境教育・学習の場や機会の充実
	2 人材の育成と連携の促進
	3 環境情報の共有化

郡山市第二次環境基本計画の概要

市の取り組み	環境指標
(1) 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進 (2) 省エネルギーの推進 (3) 新エネルギーの利用促進 (4) その他の地球温暖化対策等 (5) 二酸化炭素吸収源の確保	(1) 環境家計簿参加者数 (2) 太陽光発電システム設置出力累計 (3) 公用車のハイブリッド自動車導入率
(1) オゾン層保護対策の推進 (2) 酸性雨対策の実施 (3) 熱帯林保護対策の推進 (4) 環境協力	
(1) 森林・里山の保全 (2) 特色ある自然の保全 (3) 開発における環境影響への配慮 (4) 広域的な連携	(4) 水源林再生支援整備面積
(1) 動植物の調査・把握 (2) 動植物の生息・生育環境の保全 (3) 情報の提供	(5) カッコウの生息数
(1) 農地の保全と多面的機能の維持 (2) 廃棄物の利活用の推進 (3) 環境にやさしい農業の推進	(6) エコファーマー認定者数
(1) 水質調査の実施 (2) 水質浄化対策 (3) 広域的な連携	(7) 河川のBOD値
(1) 水質の調査・研究 (2) 水質・周辺環境対策 (3) 適切な利活用の推進 (4) 広域的な連携	(8) 湖心の水質測定値 COD (ng/l) 全窒素 (ng/l) 全りん (ng/l)
	(9) 湖南岸部（湖南地区）の水質測定値 COD (ng/l) 全窒素 (ng/l) 全りん (ng/l)
(1) 地下水かん養機能の確保 (2) 水資源の有効利用 (3) 規制・指導	(10) 1人1日当たりの節水量
(1) 水と親しめる空間の創造 (2) 環境に配慮した護岸の整備 (3) 保全活動の推進	(11) 多自然工法による河川等の整備延長
(1) 意識啓発 (2) 一般廃棄物処理の適正化 (3) 公共事業における産業廃棄物対策の推進 (4) 規制・指導及び監視体制の充実	(12) 1人1日当たりのごみ排出量 (13) リサイクル率（家庭系）
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 連絡・処理体制の整備 (4) 規制・指導	(14) 光化学オキシダントの環境基準超過時間数
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 情報提供及び規制・指導	(15) ダイオキシン類測定値
(1) 都市の緑の保全と創造 (2) 歴史・文化的財産の保全・活用 (3) 魅力ある景観の形成 (4) 自然災害に備えたまちづくり	(16) 公園整備面積 (17) 景観形成に関する基準等が設定された地区数
(1) 場の充実 (2) 機会の提供	(18) 「どこでも環境教室」開催回数 (19) 水生生物による水質調査参加者数
(1) 人材の育成・活用 (2) 環境保全活動の支援 (3) 連携・交流の促進	(20) 「こどもエコクラブ」の登録数
(1) 情報の収集 (2) 情報の提供	(21) 環境コーナーの活用・ウェブサイトの充実

郡山市第二次環境基本計画の概要

(6) 計画の進行管理体制図



環境指標・目標の実施達成状況

郡山市第二次環境基本計画では、取り組みの成果が実感できるように、21項目の「環境指標・目標」を示しています。

ここでは、それらの実施・達成状況についてまとめています。環境指標の目標年度は、計画の目標年度と合わせて平成29年度となっています。現況については、特に記載がなければ平成25年度の状況を掲載しています。

●目標年度が平成29年度で、平成26年度の現況数値が把握できる環境指標

◆実施・達成状況欄の評価記載方法について

◎	現時点で目標値を達成している。(今後変動あり)	○	ほぼ計画どおり推進している。
△	計画より遅れている。		

No	環境指標	目標	目標年度	現況	実施・達成状況
取り組みの柱1 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～					
1	環境家計簿参加者数	1,300人	平成29年度	6人	△
2	太陽光発電システム 設置出力累計	7,260kW	平成29年度	18,668kW	◎
3	公用車のハイブリッド 自動車等導入率	8.00%	平成29年度	5.67%	△
取り組みの柱2 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～					
4	水源林再生支援整備面積	62ha	平成29年度	52.12ha	○
5	カッコウの生息数	現状維持 (H18:122羽)	平成29年度	182羽	◎
6	エコファーマー認定者数	600人	平成29年度	440人	△
取り組みの柱3 「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～					
7	河川のBOD値	全地点で環境基準 値以下を維持	平成29年度	全地点で 環境基準以下	◎
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0.50以下 0.20以下 0.003以下	平成29年度	1.1 0.22 0.003	△
9	湖南岸部(湖南地区)の 水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1.0以下 0.20以下 0.005以下	平成29年度	1.2 0.23 0.004	△
10	1人1日当たりの節水量	12ℓ節水 (使用量330ℓ)	平成29年度	9ℓ節水 (使用量333ℓ)	○
11	多自然工法による 河川等の整備延長	7.0km	平成29年度	3.5km	△
取り組みの柱4 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～					
12	1人1日当たりの ごみ排出量	990g	平成29年度	1,454g	△

環境指標・目標の実施達成状況

No	環境指標	目標	目標年度	現況	実施・達成状況
13	リサイクル率（家庭系）	24.0%	平成29年度	18.77%	△
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	200時間以下	平成29年度	338時間	△
15	ダイオキシン類測定値	環境基準以下を維持	平成29年度	全地点で環境基準以下	◎
16	公園整備面積	342ha	平成29年度	338.42ha	○
17	景観形成に関する基準等が設定されている地区数	5地区	平成29年度	3地区	△
取り組みの柱5 「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～					
18	「どこでも環境教室」開催回数	60回	平成29年度	35回	△
19	水生生物による水質調査参加者数	1,600人	平成29年度	299人	△
20	「こどもエコクラブ」の登録数	70クラブ 1,000人	平成29年度	2クラブ 40人	△
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	平成29年度	(内容を充実しました)	○

※ 実施・達成状況については、前年度からの伸び等を参考にして、現在の進捗状況で目標年度内の達成が可能と思われるものについては「○」としています。



郡山布引“風の高原”

郡山市第二次環境基本計画に基づく

施策の実施状況

◇本市では、郡山市第二次環境基本計画に基づく行政の具体的な事業の年次計画として「実施計画」を策定しており、本報告書では「郡山市第二次環境基本計画第四次実施計画」に基づき平成26年度に実施した環境施策の内容を、基本計画の体系に沿って掲載しています。

◇東京電力福島第一原子力発電所の事故による市域内の放射能汚染に関しては、本計画とは別に、追加被ばく線量の低減等を目的として策定された「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、市域内の除染等を進めています。

※「郡山市ふるさと再生除染実施計画」については、原子力災害総合対策課や市政情報センターで配布しているほか、市ウェブサイトでもダウンロードすることができます。

◆計画の目標に対する評価について

◎	現時点で目標値を達成している。
○	目標値までの計画推移どおり進んでいる。
△	目標値までの計画推移より遅れている。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

(1)地球温暖化防止対策

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。中でも、地球温暖化は、私たちが直面する大きな問題です。地球温暖化対策を進め、また資源の枯渇を抑えるには、市民のライフスタイルや事業者の行動様式を見直し、エネルギー消費の削減と効率的利用に努める必要があります。また、原子力発電所の事故に起因する発電能力の低下に対応するために、自然エネルギーやリサイクルエネルギーへの転換が重要となります。

このことから、さまざまな省エネルギーの取り組みの推進と、太陽光や風力、バイオマスエネルギー、ごみ焼却熱などの再生可能エネルギーを推進し、環境への負荷が少ない社会の実現を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
1	環境家計簿参加者数	1,300人	平成29年度
	各家庭で電気、水道、燃料などを使用することにより、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素がどれだけ排出されているかを、重さに換算して計算するための環境家計簿に取り組んでいただいた方（世帯）の数。身近に地球温暖化問題を感じることができる取り組みとして、参加者増を目指します。		

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成24年度	42人	△
平成25年度	30人	△
平成26年度	6人	△

各イベントや環境教室などでパンフレットを配布し、参加を呼びかけましたが、目標の人数には達しませんでした。今後、より多くの方々に参加していただけるように効果的な取組方法や周知方法について検討し、環境家計簿参加者数の増加を目指すとともに、家庭でもできる地球温暖化対策について周知を図っていきます。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

No.	環境指標	目標	目標年度
2	太陽光発電システム 設置出力累計	7, 260 kW	平成29年度
	太陽光発電システムによる余剰電力の売買契約（最大出力）の累計。設置助成などにより増加を図ります。		

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成24年度	13, 835 kW	◎
平成25年度	16, 236 kW	◎
平成26年度	18, 668 kW	◎

太陽光発電システム設置出力累計については、近年の再生可能エネルギーへの関心の高まりを受けて、太陽光発電システムの設置が急増したことにより目標値を達成しています。

No.	環境指標	目標	目標年度
3	公用車のハイブリッド 自動車等導入率	8.00%	平成29年度
	市役所等の公用車へのハイブリッド自動車・電気自動車等の導入率。公用車購入の際、導入推進に努めます。		

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成24年度	5.13%	△
平成25年度	5.46%	△
平成26年度	5.67%	△

公用車のハイブリッド自動車等の導入を進めていますが、前年からの伸び率は低い水準です。今後さらに導入が進むよう、公用車の買い替えに際して低公害車の導入を検討していきます。また、平成27年度には市役所本庁舎敷地内にEVステーションを整備し、市内への温室効果ガス排出量の少ない自動車の普及を支援しています。

1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～

(1)-①総合的・計画的な地球温暖化対策の推進

◆地球温暖化防止対策事業

〔生活環境課〕

地球温暖化の大きな原因であり、温室効果ガスの排出量の約9割を占める二酸化炭素は、私たちが生活するうえで必要な電気や灯油などを使用することにより発生しているため、一人ひとりのライフスタイルを見直すことによりその排出量を減らすことができることから、啓発を図るために以下の事業を行いました。

- 啓発用資料の作成・配布
 - ・「平成27年環境カレンダー」（3,500部：地球温暖化防止月間に併せ一般へ配布）
- 出張講座（どこでも環境教室）「みんなで減らそうCO₂! Stop 地球温暖化」の実施
 - ・実施回数 4回、受講者数 142名
- 気候変動キャンペーン「Fun to Share」の推進
 - ・気候変動キャンペーン「Fun to Share」への参加
 - ・クールビズの実施（平成26年5月1日～10月31日）
 - ・ウォームビズの実施（平成26年11月1日～平成27年3月31日）

【平成26年度実績】

【単位：kg-CO₂】

	クールビズ期間	ウォームビズ期間	合計
21年度（基準年）CO ₂ 排出量	251,616	457,637	709,253
26年度CO ₂ 排出量	212,861	396,197	609,058
CO ₂ 排出削減量	38,755	61,440	100,195

※表は市役所本庁舎及び西庁舎における取組結果。

クールビズの冷房は、本庁舎・北1・2号棟は「電気」、西庁舎は「都市ガス」を使用。

ウォームビズの暖房は、本庁舎・北1・2号棟は「電気」、西庁舎は集中暖房として「都市ガス」を使用。

- 地球温暖化防止月間事業の推進
- エコドライブの推進

◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として、市民、事業者にも率先した環境負荷の低減を目的として、市の率先行動計画を策定し、総合的かつ計画的な環境にやさしい取り組みを推進していますが、これは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく本市の実行計画でもあるため、温室効果ガスの削減等を数値目標と定め、市の機関が実施するすべての事務事業を対象に省エネルギー、省資源等を推進しました。平成23年度からは「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画（計画期間は平成23～29年度の7か年）」を策定し、取り組みの推進を図っております。

平成26年度の温室効果ガス排出量は、基準年に比べて全体で7.2%の削減となり、目標を達成しました。これは、温室効果ガス排出量の構成比で最も割合が大きい電気の使用による排出量が減少したことが大きな要因と言えます。しかし、基準年度から温室効果ガス排出量が増加している項目もあるため、今後も更なる省エネルギーに努めます。

1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

・計画の対象 市の全施設 329 職場（外郭団体を含む） ※H27. 4. 1 現在

・計画の目標 別表のとおり

【平成 26 年度 目標値の実績と評価】

項目		目標値 [平成 21 年度比]	平成 26 年度 実績[%]	平成 26 年度 評価		
1	温室効果ガス排出量	-7%	-7.2	◎	平成 29 年度の 達成を目指す 項目	
(1)	電気使用量	-8%	-12.0	◎		
(2)	燃料 使用量	①都市ガス	-5%	+15.6		×
		②LPG	-5%	-2.8		○
		③灯油	-6%	+3.3		×
		④A 重油	-6%	-1.9		○
		⑤ガソリン	-5%	+3.2		×
		⑥軽油	-5%	+22.7		×
(3)	廃棄物排出量	-6%	+13.5	×		
2	水道使用量	-3%	-8.5	◎		
3	用紙類使用量	-3%	+17.5	×		
4	省エネルギーの推進	-7%	市長部局、教育委員会、水道局 における成果			
5	グリーン購入	環境に配慮した物品等の購入			当該年度の 達成を目指す 項目	

●平成 26 年度評価（平成 29 年度の達成を目指す目標）

◎	目標年度(平成 29 年度)における目標をすでに上回っている。	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要。
○	このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い。	×	このままでは、目標達成の可能性が低い。

※項目毎のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量等の詳細な内訳については、「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」の「平成 26 年度取組状況報告書」をご参照下さい。

[http://www.ci.ty.koriyama.fukushima.jp/181000/kankyo/4j i kankyo. html](http://www.ci.ty.koriyama.fukushima.jp/181000/kankyo/4j%20kankyo.html)

◆我が家の省エネ大作戦事業[再掲]

別記 5 - (3) - ① (P 9 5) 参照

(1)-②省エネルギーの推進

◆市有施設の省エネルギー推進事業

[建築課]

ふれあいセンターへの太陽光発電設備設置の設計を行いました。

◆環境家計簿

[生活環境課]

一般市民を対象として、家庭で使う電気や灯油などの使用量を記入して二酸化炭素排出量が計算できる環境家計簿に取り組んでもらい、家庭での「地球と家計にやさしい生活」に挑戦してもらいました。

・実施人数 6 人

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆地球温暖化防止月間事業

〔生活環境課〕

12月の「地球温暖化防止月間」に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に地球温暖化防止の重要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

○地球温暖化防止月間パネル展の実施

- ・ふれあい科学館ロビー（ビッグアイ 22 階）：平成 26 年 12 月 1 日～26 日
 - ・かんきょう楽習コーナー（郡山市役所西庁舎 1 階）：平成 26 年 12 月 1 日～26 日
 - ・中央図書館：平成 26 年 12 月 1 日～26 日
- 平成 27 年こおりやま環境カレンダーの配布

◆郡山市エコ・オフィス認定事業

〔生活環境課〕

二酸化炭素排出量が増加傾向にある民生業務部門に対する温暖化対策として、事業者があらゆる業務に関し、温暖化対策に取り組んでもらうため、本市独自に「エコ・オフィス認定事業」を開始し、広く参加事業所を募集しました。

- ◇省エネコース登録件数 248 社
- ◇省エネコース認定件数 61 社
- ◇優秀事業所表彰件数 5 社

※認定事業所等については下記ウェブサイトで公表しております。

<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/181000/kikakugakari/ecooffice/nintei.html>

◆環境貯金箱推進事業

〔生活環境課〕

地球温暖化防止のため、家庭での省エネを推進し、その削減費をオリジナル貯金箱に貯金をすることで、環境活動への取組意欲の向上及び家庭部門の温室効果ガス排出削減を図ることを目的に実施しました。

- ・応募件数：128 件

◆中小企業金融対策事業(中小企業成長融資制度)[再掲]

別記 5－(2)－② (P 9 0) 参照

◆商店街環境整備事業[再掲]

別記 5－(2)－② (P 9 0) 参照

◆流通業務地区、流通業務団地の指定[再掲]

別記 4－(2)－② (P 6 5) 参照

◆緑のカーテン事業

〔こども育成課〕

グリーンカーテンを設置し、室内の温度上昇の抑制に努め、夏の電力需要の抑制に貢献しました。また、植物を種（苗）から育てることにより、自然環境とエコロジーの関心を高めました。

- ・実施箇所数 25 箇所

1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

(1)-③新エネルギーの利用促進

◆廃棄物発電・廃棄物熱利用

〔清掃課〕

ごみ焼却処理により発生した熱を給湯や暖房、自家発電などに有効に利用し、富久山クリーンセンターでは、自家発電による売電を実施しました。

【施設概要】

施設名	開始年	処理能力[t/日]	発電能力[kW]	電力利用	余熱利用
河内クリーンセンター	昭和 59 年	300	1,000	内部	温水利用(内部、外部)
富久山クリーンセンター	平成 8 年	300	1,950	内部、売電	温水利用(内部、外部)

【実績】

〔単位:MWh〕

項 目		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
河内クリーンセンター	発 電 量	4,774	5,368	5,850	5,284	5,651
	自家消費量	4,774	5,368	5,850	5,284	5,651
富久山クリーンセンター	発 電 量	14,059	15,144	15,786	15,272	16,027
	自家消費量	8,099	8,931	8,814	8,388	8,603
	余剰電力量	5,960	6,213	6,972	6,884	7,424
合 計	発 電 量	18,833	20,512	21,636	20,556	21,678
	熱量[GJ/年]	(67,799)	(73,843)	(77,883)	(74,002)	(78,041)
	自家消費量	12,873	14,299	14,664	13,672	14,254
	余剰電力量	5,960	6,213	6,972	6,884	7,424

◆市有施設建設事業(新エネルギーの導入)

〔建築課〕

学校や公民館施設等の公共施設の建設や改修において、省エネルギー化を推進するため、従来の電力に頼らない自然エネルギー等の利用促進を設計段階から考慮して施設の整備を図りました。

- ・屋内水泳場建設の実設計において、ペアガラスや太陽光発電システム等を採用しました。
- ・屋内遊び場建設の実設計において、ペアガラスを採用しました。

◆グリーン電力の導入(郡山市成人のつどい)

〔生涯学習スポーツ課(現:生涯学習課)〕

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福し合い、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、新成人への環境意識の醸成を図るため、イベントにかかる電力として、グリーン電力証書を購入し、グリーン電力を導入しました。

- ・バイオマス発電 1,000kWh 分

◆住宅用太陽光発電システム導入促進事業

〔生活環境課〕

市民による新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金を交付しました。

[補助件数]534 件

[設置出力]2,432.14kW

[補助金額]39,926,000 円

◆新エネルギー導入促進事業

〔生活環境課〕

「郡山市地域新エネルギービジョン」に基づき、市民や事業者に対して新エネルギーの普及啓発を図り、環境と共生した地域づくりを推進しました。

- ・市民ふれあいプラザで開催された「発明工夫展」において、小学生を対象にソーラーカー工作教室を行いました。(参加者 81 名)

◆再生可能エネルギー啓発事業

〔生活環境課〕

市民の方々に、新設される産総研福島再生可能エネルギー研究所や福島空港発電施設など、近

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

隣に建設される最先端の再生可能エネルギー施設の見学等を通じて、その重要性について理解を深めていただくとともに、太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーの普及啓発を行いました。

- ・再生可能エネルギー研究施設見学バスツアーの実施

平成 26 年 10 月 27 日（木）

見学先：福島再生可能エネルギー研究所 外 2 施設、参加者：40 名

◆公共施設太陽光発電設備導入事業

〔生活環境課〕

非常時（停電時）における防災拠点（地区本部機能又は避難所機能を有する施設）を確保するため、福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金（補助率：対象経費の 10/10）を活用し、事業期間（平成 24 年度～平成 27 年度）や地域バランスなどを考慮しながら、地域の防災拠点となる市の公共施設に太陽光発電設備（太陽光パネル等のほか蓄電池を含む）を導入しました。

- ・設置工事 大槻ふれあいセンター、三穂田ふれあいセンター、西田ふれあいセンター、中田ふれあいセンター、富田西ふれあいセンター、中央公民館
- ・設計委託 片平ふれあいセンター 外 9 施設

◆（仮称）郡山市地域新エネルギービジョン策定事業

〔生活環境課〕

郡山市環境審議会における審議やパブリックコメントを実施し、温室効果ガスの排出を抑制することを目的として、省エネルギーの推進や新エネルギーの利用拡大等の取り組みの指針を示す「郡山市エネルギービジョン」を策定しました。

《環境審議会》

3 回

《パブリックコメント》

平成 27 年 1 月 19 日から平成 27 年 2 月 19 日まで実施。

《印刷製本》

エネルギービジョン冊子 500 冊

エネルギービジョン省エネガイド 3,000 部

(1)-④その他の地球温暖化対策等

◆クリーンエネルギー車普及促進事業

〔生活環境課〕

「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」に基づき、行政の率先的な取り組みとして公用車新規購入等の際に低公害車の導入に努め、とりわけ、効果の大きいクリーンエネルギー車（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車）の導入を推進しています。平成 26 年度はクリーンエネルギー車の購入はありませんでしたが、今後も公用車へのクリーンエネルギー車の導入に努めます。

また、平成 27 年度には市役所本庁舎敷地内に EV ステーションを整備し、市内への温室効果ガス排出量の少ない自動車の普及を支援しています。

《平成 26 年度までの累計》

ハイブリッド自動車 17 台 電気自動車 2 台

（公用車のクリーンエネルギー車保有率：5.67%）

◆生活路線バス維持対策事業

〔総合交通政策課〕

慢性化する交通渋滞の緩和及び CO₂ 削減のため、バス事業者から廃止提案のあった路線で、市民の生活にとって必要不可欠なものに対し、補助を行い市民生活の足を確保するとともに、更なる利用促進を図り、路線バスの維持に努めました。

- ・路線バスに対し補助を実施しました。 [事業費]154,662,000 円

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆総合都市交通戦略推進事業

〔総合交通政策課〕

すべての人が安心して円滑に移動できるまちの実現に向け、地球環境に配慮しながら、過度に自動車に依存しないで暮らせるよう、市民・事業者・行政等が連携し、本市の地域特性に応じた交通システムやその実現に向け、総合的な交通戦略の推進を図りました。

- ・郡山市総合都市交通戦略協議会を開催しました。

◆モビリティ・マネジメント推進事業

〔総合交通政策課〕

過度な車利用から他の交通手段(公共交通、徒歩、自転車等)への転換を促すため、バスマップを作成し、交通渋滞の緩和、公共交通の利用促進に努めました。

- ・転入者に対し、バスマップを配布しました。
- ・毎月1日、11日、21日のバス・鉄道利用促進デーについて、市役所庁舎内でのアナウンス等により市民及び市職員への周知を図り、公共交通の利用促進に努めました。
- ・国土交通省と連携し、小学生を対象とした「バスの乗り方教室」を開催し、環境にやさしい公共交通の利用促進を図りました。(実施校：開成小学校)

◆幹線道路新設改良舗装事業[再掲]

別記4-(2)-②(P65)参照

◆郡山流通業務団地開発事業[再掲]

別記4-(2)-②(P66)参照

◆都市計画街路事業[再掲]

別記4-(2)-②(P65)参照

◆交通安全施設整備事業

〔道路維持課〕

視線誘導標を道路の中央分離帯や区画線上等に設置する際、太陽エネルギーを利用した自発光式製品を使用しました。

- ・市内各所(交通事故多発地点等)に、自発光式縁石鋏を設置

◆公用自転車活用事業(CO₂削減開拓チャレンジ事業)

〔生活環境課〕

行政が率先して二酸化炭素排出量削減による地球温暖化対策に取り組むとともに、燃料使用量削減による経費節減を図ることを目的として、市庁舎から近距離の範囲の用務における移動手段として公用自転車13台を設置し活用しました。

- ・利用者数(延べ人数)：370人
- ・1人当たり平均利用距離：約3.9km
- ・二酸化炭素排出削減量：約159kg
- ・利用距離：1454.2km
- ・燃料削減量：約68.9リットル
- ・削減金額：約11,100円

◆フロンの適正処理の実施[再掲]

別記1-(2)-①(P26)参照

◆フロンの適正処理の推進[再掲]

別記1-(2)-①(P26)参照

(1)-⑤二酸化炭素吸収源の確保

◆木質バイオマス利活用推進事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆森林環境交付金事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30) 参照

◆分収造林事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30) 参照

◆郡山市有林管理事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30) 参照

◆地産地消推進事業(木材等)[再掲]

別記2-(1)-①(P31) 参照

◆水源林再生支援事業[再掲]

別記3-(3)-①(P48) 参照

◆農業振興地域整備促進事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆中山間地域等直接支払事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆農業参入者支援事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆耕作放棄地調査・復旧対策事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆風の高原フラワープロジェクト[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆多面的機能支払交付金事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆花と緑の公園事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72) 参照

◆公園整備事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72) 参照

◆市有施設建設事業(施設緑化)[再掲]

別記4-(4)-①(P72) 参照

◆道路整備事業(街路樹)[再掲]

別記4-(4)-①(P72) 参照

◆フラワーロード推進事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72) 参照



1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆都市計画道路整備事業(街路樹整備)[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆水と緑のまちづくり基金[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆郡山市緑あふれるまちづくり事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)[再掲]

別記4-(4)-①(P73)参照

(2)地球規模の環境問題への取り組み

(2)-①オゾン層保護対策の推進

◆フロンの適正処理の実施

[各課等]

公共施設、公用車などにおけるフロンの適正な管理及び処理を行いました。

◆フロンの適正処理の推進

[各課等]

家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法に基づき、各主体の費用負担の下、フロンの適正な回収処理の推進及び指導を行いました。

(2)-②酸性雨対策の実施

◆酸性雨調査監視事業

[環境保全センター]

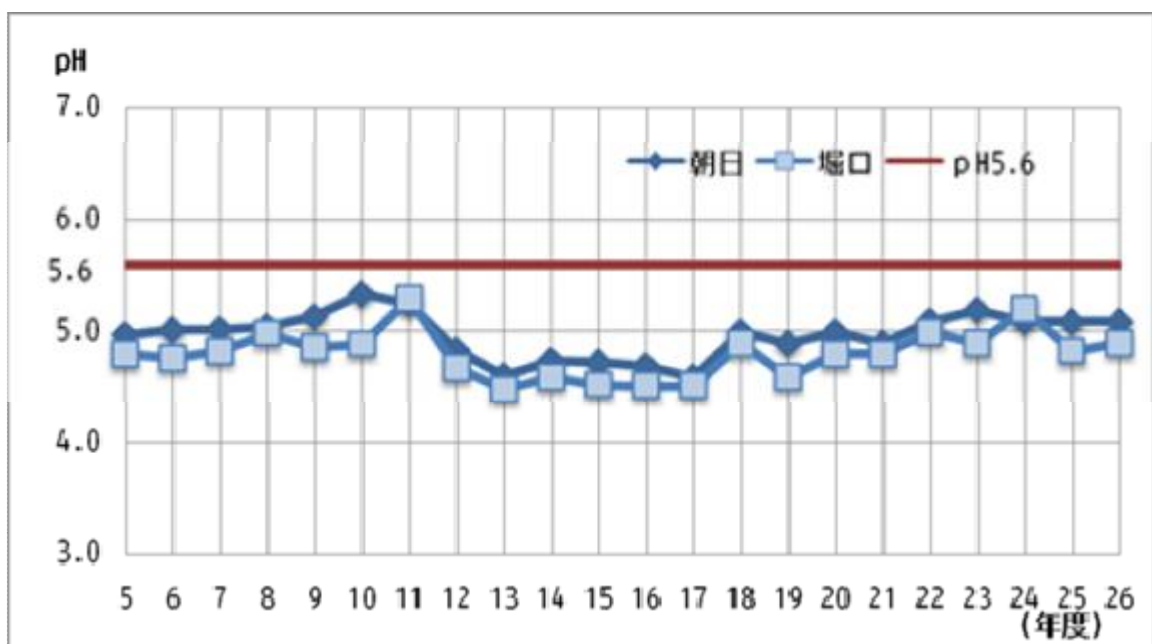
定期的に大気中に含まれる酸性降下物及び雨水の調査を実施し、大気汚染状況の監視調査を継続しました。

・酸性雨調査

[調査地点] 朝日(環境保全センター屋上)、逢瀬町堀口の2地点

[調査回数] 年25回(2週間に1回)

《平成26年度までの酸性雨調査結果グラフ》



1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

※水素イオン濃度(pH)が5.6以下を酸性雨と呼びます。

水素イオン濃度(pH)が7.0よりも小さいと酸性と呼ばれ、より強い酸性になると数字が小さくなります。普通の雨でも空気中の二酸化炭素を取込み水素イオン濃度(pH)が5.6の酸性になります。

◆排出ガス等の規制・指導

〔各課等〕

工場・事業場等のばい煙や燃焼機器などについて、関連法令に基づき規制・指導を行いました。

◆自動車交通対策の推進

〔各課等〕

計画的な道路網の整備や低公害車の導入・普及促進、公共交通機関や自転車の利用による自動車の使用抑制に努めました。

(2)-③熱帯林保護対策の推進

◆森林認証製品の購入推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)

〔生活環境課〕

世界の森林を守るため、木材が原料に使用されている製品については、独立した機関により適切に管理されていることを認証された森林から産出される木材を原料とするもの(FSC認証材等)の購入を推進しました。なお、平成18年度から郡山市環境物品等の調達方針の判断基準にFSC認証材等であることを明記し推進を図っています。

◆地場産材活用(市有施設建設事業)

〔建築課〕

森林資源の保全及び地産地消を目的として、市有施設の新築・増改築において、設計段階から地場産材の積極的な有効活用を考慮して施設の整備を図りました。

- ・喜久田中学校屋内運動場建設工事では、地元業者により加工された大断面集成材を利用し、ぬくもりのある建物として整備しました。
- ・希望ヶ丘学園建設工事、西部地域子育て支援センター建設工事、大島西公園トイレ建設工事、開成山公園建設工事では、構造・内装材に地場産材を積極的に利用し、やわらかさのある建物として整備しました。

(2)-④環境協力

◆三春ダム維持管理協議会[再掲]

別記3-(1)-③(P42)参照

◆大滝根川流域生活排水対策推進協議会[再掲]

別記3-(1)-③(P42)参照

◆阿武隈川サミット実行委員会[再掲]

別記3-(1)-③(P42)参照

◆猪苗代湖岸環境美化事業[再掲]

別記3-(2)-②(P44)参照

◆猪苗代湖環境保全推進連絡会による取り組み[再掲]

別記3-(2)-④(P45)参照



三春ダム

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会[再掲]

別記3－(2)－④(P45)参照

◆福島県自然環境保全条例に基づく保全[再掲]

別記2－(1)－②(P31)参照

◆福島県自然公園清掃協議会[再掲]

別記2－(1)－②(P31)参照

◆ものづくりマッチング事業

[産業振興課(現:産業政策課)]

市内事業所の技術課題解決や新商品開発等を支援するため「福島県地域産業復興アドバイザー」を講師とした「郡山市産業振興セミナー・交流会」を開催するとともに、同アドバイザーによる企業訪問を実施した。

◆インキュベーションセンター事業

[産業創出課]

環境関連分野等での新事業創出を目指す企業などに対し、開発を促進させるため、研究や試作の場を提供するとともに、技術アドバイスを行うなど、ハード・ソフトの両面から支援を行いました。

・[H27.3.31現在]全7社入居中 2社環境関連分野

2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

(1) 緑豊かな自然の保全

本市には、奥羽山脈と阿武隈山系の森林が広がり、森林面積は市域の約5割を占めます。また、市街地にも、風致地区など自然が残されており、とても緑に恵まれています。

これら本市の持つ多様かつ豊かな自然の緑を保全し、次代に継承するとともに、自然と「共生」するまちづくりに努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
4	水源林再生支援整備面積	62ha	平成29年度
	森林伐採後の水源かん養、災害防止等の多面的機能を維持する再生林面積。再生林や保育等の実施に対し補助を行います。		

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
4	平成24年度	43.32ha	○
	平成25年度	47.62ha	○
	平成26年度	52.12ha	○

水源林再生支援整備面積については、前年度(47.62ha)から順調に増えており、計画通りに進んでいます。二酸化炭素の吸収源である森林の保全はより重要になってきており、今後も再生林の実施に対して補助を行うなど再生林面積の拡大に努めます。

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(1)-①森林・里山の保全

◆木質バイオマス利活用推進事業

〔林業振興課〕

森林の持つ多面的機能の維持増進と、森林資源の有効な活用を図るため、市役所本庁舎1階ロビーにペレットストーブを設置し、木質バイオマス利活用の推進を図りました。

- ・設置台数 1台 [事業費]525,000円

◆森林保護対策事業

〔林業振興課〕

松くい虫等の被害拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除を実施しました。また、森林病害虫の駆除や山火事防止を啓発し森林の保護を図りました。

- ・松くい虫等防除事業
伐倒駆除（市内一円） 846.7 m³
被害木調査（市内一円） 718 m³
- ・山火事防止啓発ポスター等の配布

◆森林環境交付金事業

〔林業振興課〕

県の森林環境税を活用し、荒廃が懸念される森林の整備を行い、公益的機能の保全を図りました。

- ・森林環境講座「森林（もり）の学校」 平成26年11月29日開催
- ・小中学校における体験学習事業 小学校16校 中学校12校
- ・湖南町の主要地方道沿線等の森林景観整備事業
間伐・枯損木除去 8.0ha
- ・県産間伐材使用による施設整備
教卓更新事業 小学校30台 中学校30台
図書館施設整備事業 ベンチ 2台

◆分収造林事業

〔林業振興課〕

森林の有する多面的機能を発揮させるため、造林地所有者（地元財産区）と出資者（独立行政法人森林農地整備センター）と造林者（郡山市）の三者で分収造林契約を結んだ森林1,953haの継続的な保育及び作業道修理を実施しました。

[造林事業] 除伐：18.34ha、作業道修理：3,209m、林相調査：61.48ha

◆水源林再生支援事業[再掲]

別記3-(3)-①(P48)参照

◆郡山市有林管理事業

〔林業振興課〕

森林の持つ水源かん養機能の保全のため、郡山市有林562haの継続的な森林管理を行いました。

[造林事業] 下刈・作業道刈払 2.59ha、除伐 5.52ha

◆水源の森づくり事業(親子植林体験)[再掲]

別記5-(1)-②(P84)参照

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

◆林道整備事業

〔林業振興課〕

森林資源の生産性の向上と林業経営の安定化を図り、また、公的多面的な機能を果たす森林の保全に不可欠な林道網の整備（保全）を計画的に実施しました。

- ・林道舗装工事 4路線 L=1,289.2m

◆地産地消推進事業(木材等)

〔林業振興課〕

郡山市主催のイベントにおいて、木工教室を実施しました。

- ・郡山の農業・観光物産展参加 平成26年10月18日～19日

(1)-②特色ある自然の保全

◆福島県自然環境保全条例に基づく保全

〔生活環境課〕

県自然環境保全条例に基づく各種事業の実施に際し、県自然保護課との連絡調整を図ることとしています。

◆福島県自然公園清掃協議会

〔生活環境課〕

自然公園の清潔を保持することを目的として、利用客が増加する平成26年5月1日から平成26年11月30日にかけて猪苗代湖周辺（舟津浜、舟津公園、青松浜、秋山浜、館浜、横沢浜、浜路浜）について清掃業務を実施しました。

◆指定文化財保護事業(自然物)

〔文化課(現:生涯学習課)〕

指定天然記念物の定期診断を実施しました。また、市内に所在する貴重な樹木等については、指定文化財への指定手続きを行い、保存を図りました。

- ・指定天然記念物の定期診断 3件
- 《平成26年度までの指定文化財への指定手続き》
- ・指定天然記念物（名勝、名勝天然記念物を含む）の指定件数 29件

(1)-③開発における環境影響への配慮

◆環境影響評価制度

〔生活環境課〕

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、事前に調査、予測及び評価をし、その結果を公表して地域住民の意見を聴くことで十分な環境保全対策を講じようとするものです。

- ・実施対象事務なし
- 《これまでの市内における環境影響評価実施状況》

対象事業の名称	対象事業の種類	対象事業の規模	実施状況
郡山市安積南土地区画整理事業	土地区画整理事業	約72.5ha	方法書手続終了
(仮称)郡山市福原土地区画整理事業	土地区画整理事業	約72ha	〃
郡山西部第一工業団地開発事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	約147.7ha	評価書手続終了
会津布引高原風力発電所設置事業※	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大60,000kW 風力発電機の台数：最大46台	評価書手続終了

※発電所名「郡山布引高原風力発電所」、発電所出力を最大出力65,980kW、基数33基とし平成19年2月より稼働。

(1)-④広域的な連携

◆福島県自然環境保全条例に基づく保全[再掲]

別記2-(1)-②(P31) 参照

◆福島県自然公園清掃協議会[再掲]

別記2-(1)-②(P31) 参照

Pickup

木質バイオマス利活用推進事業

森林の持つ多面的機能の維持増進と、森林資源の有効な活用を図るため、木質バイオマス利活用を推進しています。

平成26年度は市役所本庁舎1階ロビーにペレットストーブを設置しました。

○ 木質バイオマスとは？

木質バイオマスとは、樹木に由来する生物資源の総称です。

○ 木質バイオマスはどこにあるの？

私たちの周りには、利用可能な木質バイオマスがたくさんあります。

○ 環境に優しい木質バイオマス

木は、大気中にある二酸化炭素を利用して育っているため、地中にある化石資源を利用する場合と比べ環境への負荷が少ないのが特徴です。

燃料を木質バイオマスに切り替えることで、化石燃料の消費量の削減につながります。

なお、木は伐採しても森に戻る限り、循環して利用できる資源であり、循環型資源と呼ばれています。

このほか、森林整備の促進にもつながります。

○ 木質バイオマスの身近な使われ方

私たちが、日常で木質バイオマスを使用する際は、主に燃料としてです。

薪(まき)、炭また最近ではペレットと呼ばれる燃料がこれに当たります。



市役所本庁舎1階に設置されたペレットストーブ

(2) 生物多様性の保全

本市の数多くの湖沼や河川、田園や森林には、多彩な動植物が生息・生育しています。これら生物多様性を保全するため、本市における動植物の生息・生育環境を考慮し、地域の環境特性に応じた生態系の維持・回復などに努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
5	カッコウの生息数	現状維持 (H18 : 122 羽)	平成 2 9 年度
	カッコウが市の鳥であることにちなみ、公益財団法人日本野鳥の会郡山支部が野鳥愛護と自然保護の啓発のため、児童・生徒及び一般市民の協力を得て行っているカッコウ調査における市街地でのカッコウの生息数。シンボルとなる生物として、認識された数の現状維持を目標としています。		

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
5	平成 2 4 年度	1 4 0 羽	◎
	平成 2 5 年度	1 3 2 羽	◎
	平成 2 6 年度	1 8 2 羽	◎

現状で目標の生息数を維持しています。

※カッコウ調査とは、カッコウを見たあるいは声を聞いたというアンケートを基に生息数を推計するものです。カッコウはモズやオオヨシキリなどの仮親にヒナを育ててもらおうという習性を持つ鳥であり、カッコウの数を調べることは、他の鳥たちが生息できる環境が保全されているかを見る一つの目安になると言えます。

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(2)-①動植物の調査・把握

◆希少野生生物保護等啓発事業

〔生活環境課〕

ウェブサイトを通して、希少野生生物の情報を提供するとともに、市内の小学校 6 年の児童の協力を得てホタルマップを作成するなど、希少野生生物に対する意識啓発を実施しました。

(2)-②動植物の生息・生育環境の保全

◆野生鳥獣保護事業

〔農業振興課(現:園芸畜産振興課)〕

野生鳥獣の適正な個体数の管理及び農林水産業・人的被害防止のため、有害鳥獣の捕獲を許可し、野生鳥獣の適正管理に努めました。

○捕獲許可件数

・市の許可件数 84 件、県の許可件数 51 件 合計 135 件

◆都市基盤河川改修事業[再掲]

別記 3-(4)-② (P 5 0) 参照

(2)-③情報の提供

◆愛鳥週間の推進

〔生活環境課〕

ウェブサイトにおいて愛鳥週間の普及啓発を図るとともに、郡山市の鳥であるカッコウについての情報を発信するなど、野生の鳥類を大切にする愛鳥思想の啓蒙を図りました。



◆希少野生生物保護等啓発事業[再掲]

別記 2-(2)-① (P 3 4) 参照

◆特定外来生物に関する啓発

〔生活環境課〕

特定外来生物による生態系への被害を防止するため、啓発用ポスターを掲示する等、啓発を実施しました。

(3)環境保全型農業の推進

本市において、農業は地域経済を支える重要な産業であると同時に、農地は良好な緑地空間となることや保水、地下水かん養、多様な動植物の生息・生育環境となるなどの多面的機能を有していることから、農地の適切な管理や、化学肥料・化学農薬の適正使用、堆肥など有機性資源の有効利用による土づくりなどを推進し、自然環境に配慮した持続性の高い農業を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
6	エコファーマー認定者数	600人	平成29年度
堆肥等による土づくりと、化学肥料・化学農薬の低減などを一体的に行うなど、持続性の高い農業生産方式を導入し、都道府県知事の認定を受けた環境にやさしい農業者（エコファーマー）の増加を推進しています。			

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
6	平成24年度	525人	○
	平成25年度	507人	△
	平成26年度	440人	△

エコファーマー認定者数は、震災の影響等もあり減少傾向にあります。今後も環境にやさしい未来型農業の推進を図るため、農業関係イベントでのPRや新規就農者への呼びかけに力を入れていきます。

2. 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(3)-①農地の保全と多面的機能の維持

◆農業振興地域整備促進事業

〔農業政策課〕

農業振興地域整備計画の管理を通じ、農地の維持保全と無秩序な廃防止等を図るため、年3回（4月、8月、12月）一般管理による農用地利用計画の変更を行いました。

重要変更	34件	2905.06㎡		
軽微な変更	4件	1260.09㎡		
一部計画の見直し	1件	9657.91㎡	計	39件 39963.06㎡

〈農業振興地域の概要〉（平成26年12月1日現在）

農業振興地域 41,656ha（内 農用地区域 15,543ha）

◆中山間地域等直接支払事業

〔農業政策課〕

中山間地域等における水源かん養等の多面的機能の保全を目的として、生産条件不利地域の集落のうち対象となる農地の面積に応じた交付金を交付し、農地の保全及び農業生産活動の維持発展を図りました。

[対象集落数]	29集落（農地保全活動等参加農家数 918名）
[対象面積]	6,529,888㎡
[交付金額]	74,871千円
[活動内容]	農用地の維持管理（耕作放棄地の発生防止） 農業用水路等の維持管理 集团的サポート型集落協定（一部）

◆農業参入者支援事業

〔農業政策課〕

都市部で開催される就農相談会等に参加し、都市部在住の就農希望者へ就農情報を提供しました。

◆耕作放棄地調査・復旧対策事業

〔農業政策課〕

平成21年度に実施した耕作放棄地全体調査結果を基に、郡山市農業再生協議会と連携し、将来的な耕作放棄地の解消と有効利用に向けた方策を検討しました。

◆風の高原フラワープロジェクト

〔農業政策課〕

景観形成作物の作付けと市民参加の農業体験を実施し、布引高原の農業と観光の連携による地域活性化を図りました。

＜景観形成作物栽培＞	
[実施面積]	13ha
[作付け作物]	夏咲き ヒマワリ、コスモス 春咲き 菜の花、ヒナゲシ、ライ麦

＜農業体験＞	
[内 容]	ダイコン・キャベツの作付け及び収穫の体験
[参加者数]	554人

◆多面的機能支払交付金事業

〔農地課〕

地域の農業者や非農業者が行う、農地、農業用水等の資源及び農村環境を守るための取り組みについて支援しました。

・共同活動	
[活動組織数]	51組織
[対象農用地面積]	350,493a（内訳：水田 281,812a、畑 67,870a、草地 811a）

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(3)-②廃棄物の利活用の推進

◆畜産環境衛生対策事業

〔農業振興課(現:園芸畜産振興課)〕

家畜のふん尿処理における現況調査、堆肥化技術指導の実施と、堆きゅう肥の適切な処理と有効利用を進め、悪臭や水質汚濁の発生防止を図りました。

◆エコファーマー認定推進事業[再掲]

別記2-(3)-③(P37)参照

(3)-③環境にやさしい農業の推進

◆エコファーマー認定推進事業

〔農業振興課(現:園芸畜産振興課)〕

「持続性の高い農業生産方式」を推進し、「エコファーマー」の認定を受けるための支援を実施しました。

平成26年度認定者数:69人

《平成27年3月末現在認定者数》

440人



エコファーマー マーク

◆農業センター実証・普及事業

〔農業振興課(現:園芸畜産振興課)〕

「持続性の高い農業生産方式」に基づいた実証、試験を行い、農家への技術普及に努めました。

[実証] 見本展示野菜のエコ方式生産実証(実証23課題)

[普及] 見学会、栽培展示会、普及資料等による技術の指導普及

◆農業用使用済みプラスチック適正処理推進事業

〔農業振興課(現:園芸畜産振興課)〕

近年の農業分野における被覆栽培化の進展に伴い、多量に排出される農業用使用済みプラスチックの適正処理を推進するため、集積場所を設置し、申込チラシを作成して排出農家の適正処理の啓発に努めるとともに、農協による回収処理の推進を図りました。

・市内処理量44.49t(農協)

◆畜産環境衛生対策事業[再掲]

別記2-(3)-②(P37)参照

◆水環境にやさしい農業推進事業[再掲]

別記3-(2)-②(P45)参照

3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

(1) 水質の保全と浄化

河川、ため池など本市の豊富な水資源の水質を、私たちは清らかなまま次代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、生活排水、事業場排水、肥料・農薬の使用など、さまざまな水質悪化の原因をできるだけ低減し、河川、ため池、地下水など公共用水域の一層の水質の保全と浄化に努めます。

No.	環境指標	目標	目標年度
7	河川のBOD値	全地点で環境基準値以下を維持	平成29年度
	河川水質の汚れ具合を示すBODについて、市内の7地点で「環境基準」（維持することが望ましい基準）が設定されており、全地点で環境基準値以下を維持することを目標とします。 《調査地点》【阿武隈川】 阿久津橋 【五百川】 石筵川合流後 【大滝根川】 阿武隈川合流前 【逢瀬川】 馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前 【谷田川】 谷田川橋		

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
7	平成24年度	7地点中6地点で環境基準値以下	○
	平成25年度	7地点中6地点で環境基準値以下	○
	平成26年度	全地点で環境基準値以下	◎
平成26年度は、全地点で環境基準値以下を維持しています。しかし、前年度よりも数値が悪化した地点もあることから、今後も引き続き水質の保全・浄化に努め、全地点での環境基準値以下を目指します。			

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

(1)-①水質調査の実施

◆公共用水域水質調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に基づき、市内を流れる河川及び湖沼の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施するとともに、独自調査も併せて実施しました。

- ・水質測定計画によるもの 1 湖沼 3 地点、11 河川 13 地点
- ・独自調査によるもの 2 湖沼 8 地点、1 河川 12 地点、湖水浴場 7 地点
- ・調査実施回数（水質測定計画によるもの）
 - 猪苗代湖 年 8 回
 - 逢瀬川、大滝根川、谷田川 年 12 回
 - 五百川、舟津川、菅川、常夏川、笹原川 年 6 回
 - 桜川、藤田川、亀田川 年 4 回

【平成 26 年度水質調査結果表】

水系	水域名	調査地点	環境基準 [mg/l] (COD または BOD)	調査結果
阿賀野川	猪苗代湖	浜路浜	COD 3 以下	1.2
		舟津港	COD 3 以下	1.2
		青松浜	COD 3 以下	1.1
	舟津川	舟津橋	設定なし	0.5
	菅川	三浜橋上流	設定なし	0.6
	常夏川	大作橋上流	設定なし	0.6
阿武隈川	阿武隈川	阿久津橋	BOD 3 以下	1.5(国交省速報値)
	五百川	石筵川合流後	BOD 2 以下	0.8
	逢瀬川	馬場川合流前	BOD 2 以下	1
		幕ノ内橋上流	BOD 3 以下	2.3
		阿武隈川合流前	BOD 5 以下	2.5
	大滝根川	阿武隈川合流前	BOD 2 以下	1.5
	谷田川	谷田川橋	BOD 2 以下	1.6
	桜川	小泉橋	設定なし	2.7
	藤田川	阿武隈川合流前	設定なし	2
	亀田川	逢瀬川合流前	設定なし	3.2

備考;BOD(河川)及びCOD(湖沼)の評価は、環境省の定める方法によります。(75%値)※

◆休廃止鉱山調査

〔環境保全センター〕

公共用水域の水質を保全するため、休廃止鉱山から排出される鉱水の継続調査を行いました。

- ・高玉鉱山 年 1 回

調査結果では、下流において影響は認められませんでした。

(道路崩落等により松井鉱山及び高旗鉱山からの排出鉱水は調査できませんでした。)

(1)-②水質浄化対策

◆特定事業場等調査(水質)

〔環境保全センター〕

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に規定される特定工場・事業場及び福島県生活環境保全等に関する条例に規定されている指定事業場等への立入調査及び改善指導等を実施しました。

【平成 26 年度届出状況】

届出の種類	特定事業場	排水指定事業場
設置届出	19 件	2 件
構造等変更届出	12 件	0 件
使用届出	0 件	0 件
氏名等変更届出	31 件	1 件
承継届出	5 件	1 件
使用廃止届出	18 件	0 件

◆下水道等普及促進事業

〔下水道総務課〕

水質汚濁を防止し、安全で快適な生活環境を確保するため、下水道の整備区域における早期接続を促進するための各種普及促進活動を実施しました。

◇各イベントでの普及啓発の実施

- ・「みんなの生活展」平成 26 年 11 月 9 日（日）郡山市子ども総合支援センター（ニコニコこども館）3 階 研修室
- ・「湖南町文化祭」平成 26 年 11 月 3 日（土）サンサングリーン湖南において、下水道相談コーナーの設置及び啓発用品の配布

◇普及訪問活動

- ・下水道等未接続世帯訪問件数
公共下水道地区：3,553 件 農業集落排水地区：369 件 計 3,922 件

◇融資あっせん実行数

- ・公共下水道：34 件 農業集落排水：3 件 計 37 件

◆公共下水道汚水施設整備事業

〔下水道建設課〕

公衆衛生の向上及び阿武隈川水系に係る公共用水域の水質改善を目的として、公共下水道の整備を行いました。

◇平成 26 年度整備面積 15ha

《平成 26 年度までの整備状況》

年 度	整備済面積	処理人口普及率
平成 22 年度	4,341ha	70.7%
平成 23 年度	4,378ha	70.8%
平成 24 年度	4,385ha	70.2%
平成 25 年度	4,401ha	70.3%
平成 26 年度	4,416ha	71.1%

3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

◆郡山市県中流域関連汚水処理事業

〔下水道総務課〕

本市を貫く阿武隈川は、流域面積約 5,405k m²（福島県分 4,080k m²）、延長 239km（福島県分 181km）で、その流域では、福島市、郡山市をはじめとする 11 市町村、県総人口の半分以上の人々が生活しており、人口、産業の集中が著しいため、河川の水質悪化が近年顕著になっています。阿武隈川流域の県中地域 3 市 2 町における広域的な下水道整備のため、流域下水道建設及び維持管理に要する経費を負担しました。

- ・水処理施設改築更新
- ・年間処理水量：25,884,832 m³

《平成 26 年度までの整備状況》

- ・管渠工 県中幹線 37.0 km 処理場 水処理施設能力 142,800 m³/日最大

◆新・合流式下水道緊急改善事業

〔下水道建設課〕

河川等の公共用水域の水質保全及び合流式下水道区域内の浸水被害軽減を図るため、合流式下水道改善事業を実施しました。

- ・6 号幹線遮集管増設

《平成 26 年度までの整備状況》

- ・流域下水道への接続
- ・3 号幹線増補管布設
- ・3 号幹線増補管関連管渠
- ・沈砂地の改築
- ・処理施設改修（簡易処理施設へ改築）
- ・中央監視装置改築
- ・受変電設備改築
- ・ポンプ棟改築
- ・簡易処理ポンプ改築
- ・雨水ポンプ改築
- ・6 号幹線遮集管増設

◆浄化槽設置整備事業

〔下水道総務課〕

公共下水道等の未整備地域についても快適な生活環境を確保し、公共用水域等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、設置を促進しました。

【平成 26 年度補助状況】

	区分	5 人槽	6～7 人槽	8～10 人槽	計
補助限度額 (千円)	単独処理浄化槽からの転換	332	414	548	
	汲み取り便槽からの転換	373	465	616	
	〃（窒素リン除去型）	973	1,273	1,764	
	転換以外（湖南町）	614	853	1,243	
補助基数 (基)	単独処理浄化槽からの転換	0	15	3	18
	汲み取り便槽からの転換	13	22	1	36
	〃（窒素リン除去型）	0	1	0	1
	転換以外（湖南町）	1	1	0	2

合計 57 基

《平成 26 年度までの補助基数累計（平成 5 年～）》

補助基数 5,602 基

※「浄化槽」とは、トイレ排水や台所・風呂・洗濯及び洗面などの生活雑排水を微生物のはたらきを利用して処理し、きれいな水にして放流する施設です。大きく分けて以下の 2 つがあります。

単独処理浄化槽：トイレ排水のみを処理する浄化槽

合併処理浄化槽：トイレと台所・風呂など生活雑排水を合わせて処理できる浄化槽

◆浄化槽維持管理費補助事業

〔下水道総務課〕

合併処理浄化槽の使用者等の負担軽減を図るため、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検、浄化槽に溜まった汚泥を汲み取る清掃及び浄化槽法で定められている 11 条検査に対する補助を行いました。

◇平成 26 年度補助状況

人槽区分	5～7	8～10	計
補助金額（千円）	15	20	
補助基数（基）	2,287	126	2,413

《平成 26 年度までの補助基数累計（平成 12 年～）》

人槽区分	5～7	8～10	計
補助基数（基）	18,583	3,065	21,648

◆生活排水対策事業(生活排水対策講座)

〔生活環境課〕

河川の汚れの主な原因が生活排水であることから、きらめき出前講座及びどこでも環境教室などにより生活排水対策の必要性について啓発を行いました。

・実施回数 6 回、受講者数 269 名

(1)-③広域的な連携

◆三春ダム維持管理協議会

〔政策開発課〕

三春ダムの適正な維持管理及び水質の保全を図ることを目的とし、会員市町村内で情報交換等各種活動を行いました。

構成団体：三春町（会長）、郡山市、二本松市、田村市、本宮市

◇「三春ダム維持管理協議会総会」

〔日時〕 平成 26 年 7 月 16 日

〔場所〕 三春ダム管理所

〔内容〕 平成 25 年度事業報告・収支決算報告、平成 26 年度事業計画・収支予算等

◇「さくら湖流域ネットワーク総会」

〔日時〕 平成 27 年 2 月 10 日

〔場所〕 三春交流館まほら

〔内容〕 基調講演等

◆大滝根川流域生活排水対策推進協議会

〔生活環境課〕

大滝根川流域が生活排水対策重点地域に指定されたことに伴い流域市町が協議会を設置し、各市町において、生活排水対策を行いました。

◇生活排水対策啓発事業

ゴムベラ及び啓発用チラシを各種イベントにおいて配布

◆阿武隈川サミット実行委員会

〔生活環境課〕

阿武隈川をよく知り、川との共生をめざしながら、流域それぞれの実態に即した治水・利水計画との調和を図り、河川環境保全を推進するため、福島県・宮城県内の阿武隈川沿いの 22 自治体が連携し、良好な河川環境を貴重な遺産として次世代に伝えていく取り組みを行いました。

(2)猪苗代湖の保全

豊かな自然に恵まれた良好な水環境のシンボリック存在でもある「紺碧の猪苗代湖」の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な使命です。

そのため、県や周辺市町村などと連携し、猪苗代湖の水環境保全対策を総合的かつ計画的に推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0.50 以下 0.20 以下 0.003 以下	平成29年度
9	湖南岸部(湖南地区)の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1.0 以下 0.20 以下 0.005 以下	平成29年度

水の汚れ具合を示すCOD、全窒素、全りんについて、良好な水質を長期的に保つため、改善・維持することを目標とします。目標の設定にあたっては、福島県策定の「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」との整合を図ります。なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。

● 計 画 の 目 標 に 対 す る 評 価

年 度	環境指標	湖心の水質測定値		湖南岸部(湖南地区)の水質測定値	
		現 況	評 価	現 況	評 価
平成24年度	COD	1		1.3	
	全窒素	0.25	△	0.24	△
	全りん	0.003		0.012	
平成25年度	COD	1.3		1.2	
	全窒素	0.23	△	0.24	△
	全りん	0.006		0.006	
平成26年度	COD	1.1		1.2	
	全窒素	0.22	△	0.23	△
	全りん	0.003		0.004	

全りんについては、目標値以下となりましたが、他の各項目において、目標値を上回っています。今後もより一層公共下水道の整備や高度処理浄化槽への転換など流入河川流域の排水対策等を推進していくとともに、近隣自治体等と広域的な連携を図りながら水質の浄化に努めていきます。

(2)-①水質の調査・研究

◆猪苗代湖水環境保全事業

〔環境保全センター〕

猪苗代湖の水質を保全するため、湖水の透明度低下要因、pH 上昇関与物質、富栄養化現象の動向とその結果増加するプランクトン量、湖内生産量増加要因物質等の調査を実施しました。

◇調査実施内容

- ・猪苗代湖水質調査

調査地点：猪苗代湖（湖心、浜路浜、舟津港、青松浜）

調査項目：透明度、窒素、りん、鉄、マンガン、イオンバランス（陰イオン、陽イオン）等

- ・湖内生産量調査 調査項目：プランクトン、クロロフィル a

≪猪苗代湖の pH≫

水質汚濁防止法に基づき、猪苗代湖の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施しました。

- ・調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜
- ・調査回数：4月から11月まで8回実施

【猪苗代湖水質調査結果】

調査地点	pH				
	H22	H23	H24	H25	H26
浜路浜	6.8	6.8	6.9	6.8	6.9
舟津港	6.8	6.8	6.9	6.8	6.9
青松浜	6.8	6.8	6.9	6.8	6.9

(2)-②水質・周辺環境対策

◆特定環境保全公共下水道整備事業

〔下水道建設課〕

湖南地区の美しい自然と生活環境を守ることはもとより、本市の重要な水道水源及び観光資源となっている猪苗代湖の水質保全に努めるため、公共下水道の整備を推進しています。

平成26年度は平成25年度に公共下水道築造工事を行った赤津地区及び国道294号の舗装復旧工事を行いました。

≪平成26年度までの整備状況≫

全体計画面積	整備済面積	整備率
180ha	144.5ha	80.3%

◆特定環境保全公共下水道接続補助事業<新規>

〔下水道総務課〕

湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、接続率の向上及び猪苗代湖など公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道へ接続する高齢者世帯へ補助を行いました。

- ・補助件数6件 補助金額1,200,000円

◆猪苗代湖岸環境美化事業

〔生活環境課〕

本市、会津若松市及び猪苗代町で構成する猪苗代湖環境保全推進連絡会において、猪苗代湖岸の環境美化を図るため、次の事業を行いました。

◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃

〔実施期間〕平成26年4月1日～11月30日

〔実施箇所〕猪苗代湖各浜（14浜）

〔実施状況〕延べ36日（会津若松市4日、郡山市8日、猪苗代町24日）

（本市の清掃砂浜：館浜、舟津浜、青松浜、秋山浜、横沢浜）

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

◇猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦

[実施状況] 郡山市 (箔浜、8月3日) 市民 53名 収集ごみ約 50.0kg
猪苗代町 (上戸浜、8月3日) 町民 63名 収集ごみ約260.0kg
会津若松市 (崎川浜、8月3日) 市民 40名 収集ごみ約 19.2kg

※このほか、年間を通して県内のボランティア団体や企業等の様々な団体により湖岸清掃が行われています。

◆猪苗代湖の水を守りたい事業[再掲]

別記5-(1)-②(P83)参照

◆水環境にやさしい農業推進事業

[農業振興課(現:園芸畜産振興課)]

猪苗代湖の良好な水環境を保全するため、適切な施肥及び水管理についての啓発を行うことにより、農用地からのりん及び窒素の含有物、稲わら、刈り取った雑草等の流出抑制に努めました。

(2)-③適切な利活用の推進

◆猪苗代湖岸施設整備事業

[観光課]

湖水浴場及びキャンプ場等の利便性や利用客の安全性等を確保し、観光地のイメージアップ及び観光誘客を図るため、トイレやキャンプ施設、駐車場の整備を行いました。

- ・平成26年7月19日(土)から8月24日(日)まで湖水浴場開設
- ・湖水浴場開設期間中、監視員による湖岸巡視及び清掃を実施
- ・駐車場にごみ箱を設置、ごみの分別・持ち帰りの協力について啓発用のパネルを掲示

◆猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区における届出制度[郡山市景観まちづくり事業:再掲]

別記4-(4)-③(P74)参照

◆屋外広告物規制による良好な景観形成の推進[屋外広告物許可制度:再掲]

別記4-(4)-③(P74)参照

(2)-④広域的な連携

◆猪苗代湖環境保全推進連絡会による取り組み

[生活環境課]

猪苗代湖の環境及び水質保全対策を総合的に推進するため、平成13年に本市、会津若松市及び猪苗代町により設立されたもので、次の事業を行いました。

- ◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃
- ◇猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦
- ◇子ども交流会

[開催日] 平成26年11月12日

[開催場所] 郡山市役所特別会議室

[内 容] 猪苗代湖を囲む小学校児童の環境活動発表などを行いました。(参加者150名)

- ◇猪苗代湖に関連するイベントでの啓発

啓発グッズ750セットを購入し、各種イベント等において配布・啓発を行いました。

- ◇ビーチクリーナーによる水草回収

[内 容] 水質汚濁の要因のひとつとなる漂着水草をビーチクリーナーで回収しました。(回収量 約5.6t)

◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会による取り組み

[生活環境課]

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境保全対策を積極的に推進し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に寄与することを目的として、平成12年11月に設置されたもので、次の各種

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

事業を行いました。

《構成会員》 福島県、周辺市町村、民間団体及び個人

◇「県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃」

平成 26 年 6 月 14 日猪苗代湖舟津浜(郡山市)にて開催（参加者 530 名）

◇水環境保全推進員活動

水環境保全推進員の委嘱による巡回等活動（委嘱数：21 人）

◇その他、会報誌の発行、湖美来基金による湖美来クラブ運営、水環境保全活動の支援事業、他団体等が実施するイベント等への後援、参加等を行いました。



湖南町舟津の鬼沼地区から見た猪苗代湖と磐梯山

(3)水資源の確保と水の有効利用

自然が持つ本来の保水能力の保全のため、水源かん養林・農地の保全や雨水浸透を推進するとともに、雨水貯留の推進や節水などにより水資源を有効に利用し、良好な水循環の保全に努めます。

No.	環境指標	目標	目標年度
10	1人1日当たりの節水量	120節水 (使用量3300)	平成29年度
	シャンプーを流すときだけでなく、髪を洗っている間、シャワーを1分間出しっぱなしにしていると、120の水が流れてしまうといわれます。日常生活での節水を心がけ、1人1日当たりの水道使用量(=3420：H19年の使用量)を基準とし、1日1分間120の削減を目指します。		

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
10	平成24年度	40節水 (使用量3380)	△
	平成25年度	60節水 (使用量3360)	○
	平成26年度	90節水 (使用量3330)	○

平成26年度も目標値には達していませんが、使用量の削減は進んでいるため、このままの推移で節水が進めば目標年度での達成は十分可能と考えます。今後も節水意識の啓発に努めます。

(3)-①地下水かん養機能の確保

◆分収造林事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆水源林再生支援事業

[林業振興課]

森林主伐後の水源かん養、災害防止など「森林の持つ公益的機能」を保全するための再造林の実施に対し補助を行いました。

[事業内容] 補助対象面積 4.5ha

[事業費] 4,500,000円

◆郡山市有林管理事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆市有施設建設事業(雨水浸透・透水性舗装の導入)

[建築課]

屋外整備工事において、雨水等が土壤に浸透しやすい透水性舗装を採用し、水循環の保全を推進しています。

- ・中央公民館周辺整備工事では、透水性舗装を採用しました。

(3)-②水資源の有効利用

◆節水・水有効利用の推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)[生活環境課]

行政が自ら一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、水道使用量の削減に取り組みました。平成26年は一部の施設では使用量が増加しているものの、節水意識の徹底が浸透してきていることなどから、全体の使用量は減少しました。

【平成26年度水道使用量】

水道使用量[m ³]		平成21,26 年度比[%]
平成21年度	平成26年度	
845,882	773,908	-8.5

◆雨水流出抑制施設整備促進事業[再掲]

別記4-(4)-④(P76)参照

(3)-③規制・指導

◆地盤沈下対策

[環境保全センター]

良好な水循環の確保を図るため、県条例に規定される一定規模を有する揚水設備の設置届出時において適正揚水量の指導を行いました。

◇福島県生活環境の保全等に関する条例第55条に基づく届出

(吐き出し口の断面積 21cm²を超える設備)

《平成26年度の届出状況》

氏名変更等届出：6件、廃止届出：1件

《平成26年度末までの届出状況》

届出事業場数：35(施設数：91)

(4)身近な水辺の保全と創造

水とふれあう場や親しみある水辺空間の整備・活用に努めるとともに、河川改修などにおいては、多自然性護岸を積極的に取り入れるなど、自然に配慮した水辺の保全と創造に努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
11	多自然工法による河川等の整備延長	7.0 km	平成29年度
準用河川における多自然工法での護岸等の整備延長。自然に配慮した水辺の保全・再生を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
11	平成24年度	3.3 km	△
	平成25年度	3.5 km	△
	平成26年度	3.5 km	△

台風等の自然災害が増える状況のなか、河川等の改修においては、防災面を優先し環境に配慮した改修に重点を置くことは難しい状況もありますが、今後も自然環境保全にも配慮した河川整備を推進していきます。

なお、平成26年度中は準用河川における多自然工法による河川改修の実績はありませんでしたが、普通河川においては多自然工法を採用した改修を行いました。

(4)-①水と親しめる空間の創造

◆水辺空間整備事業

〔河川課〕

各々の河川が持つ、歴史、風土、自然環境を十分に尊重した有効な水辺空間の保全と利用を考え、「水と緑あふれる水辺空間」を住民と一体となり創出するため整備を進めています。

- ・河川愛護団体報奨金：52 団体
- ・河川環境保全事業：花苗配布
[事業費]14,977,000 円

(4)-②環境に配慮した護岸の整備

◆都市基盤河川改修事業

〔河川課〕

河川狭小と流域内の急激な都市化により、著しく低下している治水安全度を高めるため、河川改修を行うとともに、親水性や河川の自然環境に配慮することにより、市民が“憩い”と“うるおい”を感じる川づくりを進めています。

[対象河川] 一級河川 南川
[事業内容] 函体工事

◆河川改修事業

〔河川課〕

水生植物を育み水辺環境の保全を回復するため、河川改修において従来のコンクリート護岸ではなく自然石を利用した多自然護岸を採用しました。

- ・普通河川：大槻川、栗川

◆水辺空間整備事業[再掲]

別記3-(4)-①(P50)参照

(4)-③保全活動の推進

◆河川クリーンアップ作戦

〔河川課〕

ふるさとの川や海の環境美化作業を通じて、河川・海岸に対する愛護意識のより一層の普及を目指し、「河川・海岸愛護月間」である7月の第一日曜日を「河川愛護デー」として、県内の河川・海岸において県民総参加のもとに環境美化活動（クリーンアップ作戦）を実施しています。

- ・東日本大震災の影響により、福島県は昨年度と同様、県内一斉の実施を見合わせましたが、郡山市は地域住民の要望等もあり、平成26年7月6日（日）に実施しました。
- ・参加人数：16,608人、ゴミ搬入量：64,010kg（可燃：59,250kg、不燃：4,760kg）

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

(1) 廃棄物対策

「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」へと転換を図ることが求められています。そのため、廃棄物（一般及び産業廃棄物）を適正に処理するという考え方だけでなく、廃棄物の減量化や資源の有効利用に取り組みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
12	1人1日当たりのごみ排出量	990g	平成29年度
13	リサイクル率（家庭系）	24.0%	平成29年度

市の施設で処理したごみの量をもとに、市民1人1日当たりのごみの排出量を算出し、市全体でごみ減量を目指します（集団資源回収量とあわせ産廃量を除く）。また、リサイクル率（家庭系） $[\text{資源物として回収した量} + \text{破砕回収金属} + \text{集団資源回収}] \div (\text{家庭系ごみ量} + \text{集団資源回収})$ の向上を目指します。

● 計画の目標に対する評価

年度	1人1日当たりのごみ排出量		リサイクル率（家庭系）	
	現況	評価	現況	評価
平成24年度	1,489g	△	19.41%	△
平成25年度	1,447g	△	20.09%	△
平成26年度	1,454g	△	18.77%	△

1人1日当たりのごみ排出量は、平成25年度以降はほぼ横ばいとなっています。また、家庭系ごみのリサイクル率は、平成25年度より低下し、計画より低い水準となっています。これは、民間事業者でも独自に分別収集し、市の分別収集回収量が減少していることが要因の一つと考えられますが、リサイクルの取り組みが広がっているとも言えます。今後も積極的な3Rの推進やごみの減量に関する施策の推進など、目標達成に向けた取り組みを進めていきます。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

(1)-①意識啓発

◆廃棄物排出量の削減（第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業）

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、廃棄物排出量の削減に努めました。なお、平成 26 年度は震災以降の業務増加に伴い用紙等の使用量が増加したことにより廃棄物排出量も増加しました。

【廃棄物排出量】

種 別	廃棄物排出量[t]		平成 21,26 年度比[%]	
	平成 21 年度	平成 26 年度		
合 計	1,236	1,403	+13.5	
内 訳	可燃ごみ	1,179	1,299	+10.2
	不燃ごみ	57	104	+82.5
(参考)資源物	107	128	+19.6	

◆グリーン購入の推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)

〔生活環境課〕

地球上の限りある資源（エネルギー、金属、森林など）を有効に活用し、資源の循環利用を図るなど地球への負担を最小限に抑えるため、平成 26 年度郡山市環境物品等の調達方針に基づき、15 分野 109 品目について調達目標を設定し、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入」を推進しました。



◆教育施設生ごみ再利用処理機設置事業

〔学校管理課〕

ごみの減量化・リサイクル意識の高揚を図るため、学校給食から排出される野菜屑、残さ等をコンポスト化（肥料）し、環境教育及び情操教育の一環として有効活用にも努めました。

- ・設置施設：自校給食実施小中学校及び共同調理施設 62 施設

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆家庭系ごみ減量推進事業

〔清掃課〕

町内会等のごみ出し対話集会の実施をはじめ、広報誌、ウェブサイト等に啓発記事を掲載し、ごみ減量の協力を呼びかけました。

- ・対話集会実施回数 7回
- ・広報誌等掲載回数 19回

◆事業系ごみ減量推進事業

〔清掃課〕

ごみ集積所に事業系ごみを排出した事業者に対し、ごみの適正処理について指導・助言を行いました。

- ・事業者に対する指導・助言件数 13件

◆集団資源回収報奨金制度[再掲]

別記4-(1)-②(P56)参照

◆環境浄化推進員制度[再掲]

別記4-(1)-②(P55)参照

◆市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

〔清掃課〕

美しいまち、美しい自然を保全し快適な生活環境を築くとともに、ごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図るため、道路、公園、公共施設等の周辺に捨ててある空き缶、空きびん、紙くずなどの収集を市民が一丸となって実施しました。

- ・第1回 平成26年6月1日(日) 収集量: 121.96t
- ・第2回 平成26年10月5日(日) 収集量: 107.14t

◆木戸前清掃

〔清掃課〕

平成8年6月から、毎月1日の朝、全市一斉に市民及び事業者が、それぞれの家、商店及び事業所などの出入口や玄関先(木戸前)を清掃することで、散乱ごみに対する意識の啓発を行っています。

◆アイラブロード事業

〔道路維持課〕

地域の皆様に、自らの地域道路の清掃活動をボランティアとして協力いただき、市民の活動を支援しました。

- ・平成26年度新規加盟団体 5団体

◆3Rフェスティバル

〔清掃課〕

「ごみ減量・リサイクル推進週間」及び「環境月間」に合わせクリーンフェスティバルを開催し、「ごみの減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識高揚を図りました。

- ◇「ごみゼロの日」ポイ捨て等防止啓発キャンペーン

日時:平成26年5月30日(金)

場所:JR郡山駅西口駅前中央広場及びその周辺

内容:ポイ捨てごみの回収並びに街頭啓発活動を行いました。

- ◇ごみ処理施設見学バスツアー

日時:平成26年7月3日(木)

場所:富久山クリーンセンター

内容:ごみ処理施設の見学会を実施しました。(参加者:90名)

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

- ◇「ごみをなくそう！ぼく、わたしの提言」作文・ポスター・標語コンクール
内容：「3R」をテーマとして、市内の小学生から作文・ポスター・標語を募集し、優秀作品を表彰しました。（応募作品数：216 作品）
- ◇「生ごみ減量！減るしいレシピ」コンクール
内容：「生ごみ減量」をテーマとして、市民からオリジナルレシピを募集し、優秀作品を表彰しました。（応募作品数：8 作品）
- ◇リサイクルを考えるステージ
日時：平成 26 年 10 月 25 日（土）
場所：イトーヨーカドー郡山店
内容：郡山女子短大生による廃棄物を利用した子ども向けの人形劇や楽器の演奏及びポイ捨て防止、ごみ減量、リサイクル、分別収集についての PR トーク並びにリサイクル対象の資源物の展示などを行いました。

◆出前講座「わたしたちとごみ」の実施

〔清掃課〕

きらめき出前講座及びどこでも環境教室により、ごみの減量やリサイクル、まち美化に係わる取り組みについて説明を行い、ごみ問題に関しての理解と協力を求めました。

- ・実施回数 2 回、受講者数 57 名

◆優良廃棄物処理事業者啓発・顕彰事業[再掲]

別記 4 - (1) - ④ (P 5 8) 参照

◆「わたしたちとごみ」作成・配布事業

〔清掃課〕

子どもたちに郡山市のごみ処理の現状とリサイクルについて学習してもらい、自分たちにもできる取り組みについて知ってもらうため、社会科授業の学習資料として「わたしたちとごみ」を作成し、市内小学校 4 年生に配布しました。

- ・作成部数： 3,500 部

◆リサイクル図書コーナーの設置

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、市民から寄贈された図書によるリサイクル図書コーナーを設置し、図書の再利用を図りました。

合計 2,139 冊

(内訳)4 月：116 冊、5 月：257 冊、6 月：175 冊、7 月：355 冊、8 月：146 冊、
9 月：159 冊、10 月：96 冊、11 月：192 冊、12 月：482 冊、
27 年 1 月：161 冊、2 月：0 冊、3 月：0 冊

また、昨年に引き続き、蔵書として適さなくなった図書館資料と保存期限の過ぎた雑誌などを広く市民に無償提供し、不要となった図書の有効活用を図るリサイクルブックフェアを、図書館全館(12 館)で実施しました。

◇平成 26 年度実施内容

12 館合計 準備：19,469 冊、譲与：10,481 冊、来場：1,748 人、譲与：1,349 人

(1)-②一般廃棄物処理の適正化

◆粗大ごみリユース(再使用)推進事業

〔清掃課〕

3R 施策の一つであるリユース(再使用)の推進を図るため、粗大ごみの中から使用状態がよく、修理等を要せず現状のまま再使用可能な家具を、希望する市民に無償での提供を行いました。

- ・リユース家具展示会及び申込抽選会の実施回数 4 回
- ・リユースした家具の数 71 点

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆レジ袋削減推進事業

〔生活環境課〕

「レジ袋の無料配布中止」の啓発ポスターを市内のスーパー等に配布し、レジ袋削減に努めました。

◆家庭系ごみ減量推進事業[再掲]

別記4-(1)-①(P53)参照

◆事業系ごみ減量推進事業[再掲]

別記4-(1)-①(P53)参照

◆分別収集推進事業

〔清掃課〕

市内各世帯への平成26年度ごみの日カレンダー、ごみの分け方と出し方パンフレットの配布等により、ごみの分け方と出し方について周知徹底を図りました。

【分別の種類一覧(4種13分別)掲載】

4種	13分別
燃やしてよいごみ	燃やしてよいごみ
燃えないごみ	燃えないごみ
粗大ごみ	粗大ごみ
資源物	びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶、アルミ缶・スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装



ごみの日カレンダー

◆生ごみ減量啓発事業

〔清掃課〕

(生ごみ処理容器無償貸与事業・電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業)

一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器(コンポスト容器、ボカシ密閉容器)を無償貸与しました。

- ・コンポスト容器無償貸与数 298 個
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 139 組

《平成26年度までの実績》

- ・コンポスト容器無償貸与数 9,369 個 (H4～)
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 5,894 組 (H7～)

◆環境浄化推進員制度

〔清掃課〕

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇地区住民との連携による監視体制

- ・不法投棄監視員による管内巡回：25名(14地区)
- ・各地区保健委員会環境浄化部(環境浄化推進員)による地区内の監視：約700名

◇企業等との連携による監視体制

多数の外務職員等を擁する企業・団体との不法投棄に関する情報提供の協定の締結

- ・郡山市内54郵便局(平成13年8月9日締結)

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合（平成14年2月12日締結）
- ・市内21の各業種組合並びに団体（平成15年9月4日締結）
- ・一般社団法人福島県測量設計業協会県中支部（平成18年11月21日締結）
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会（平成19年6月29日締結）

◆集団資源回収報奨金制度

〔清掃課〕

再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。

〔対象品目〕古紙、金属、繊維、びん、その他有価物

〔単 価〕5円/kg（一律）

〔実施団体数〕567団体

〔回 収 量〕6,650t（古紙：6,328t、金属類：157t、繊維：1t、びん：164t）

〔報 奨 金〕33,250,115円

◆資源回収業者報奨金制度

〔清掃課〕

集団資源回収運動を推進するため、市場価格の低落等により資源物が引き取られない状況が生じた場合、資源物を回収する業者等に対し報奨金を交付しています。平成26年度は、資源物の市場価格の安定により、業者等に対する報奨金の交付実績はありませんでした。

◆一般廃棄物収集運搬業務

〔清掃課〕

一般廃棄物収集運搬業務の民間委託など、効率的なごみ収集体制の整備を図りました。

一般廃棄物処理状況（汚泥類を除く） ※小数点以下四捨五入

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	合 計
平成26年度	159,740.75t	4,311.94t	9,824.72t	875.45t	174,752.86t

ごみ処理量及び処理費用（平成26年度） ※小数点以下四捨五入

区 分	処 理 量		処 理 費 用	
	一日当り	一年間当り	一日当り	一年間当り
一人あたり	1,454g	531kg	28円	10,191円
一世帯あたり	3,530g	1,288kg	68円	24,740円
郡山市全体	479t	174,752t	9,193千円	3,355,407千円

※人口及び世帯数については、平成27年3月1日現在の数値で算定（人口：329,241人、世帯数：135,628世帯）

リサイクル率（単位：％）

年 度	22	23	24	25	26
全 体	12.75	12.24	11.70	12.16	10.94
家庭系のみ	18.60	18.97	19.41	20.09	18.77

※リサイクル率算出方法

（分別収集回収量+破碎回収金属量+集団資源回収量） / （ごみ総量+集団資源回収量）

※ごみ総量は、事業系ごみから併せ産廃を除いた量。

◆し尿処理事業

〔清掃課〕

市民が清潔で快適な生活を営むことができるよう、環境整備の一環として、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行いました。

- ・し尿：12,177kℓ
- ・浄化槽汚泥：48,194kℓ

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆清掃施設補修整備事業

〔清掃課〕

富久山クリーンセンター（衛生処理センターを含む）、河内クリーンセンター、西田埋立処分場及び河内埋立処分場の各清掃施設の機能維持と安全性を確保するため、適正な維持管理・補修を行いました。

◆リサイクル適正化検討事業

〔清掃課〕

リサイクル施設についての調査・検討を行いました。

◆リサイクル図書コーナーの設置[再掲]

別記4－（1）－①（P54）参照

(1)-③公共事業における産業廃棄物対策の推進

◆廃棄物排出量の削減(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)[再掲]

別記4－（1）－①（P52）参照

◆グリーン購入の推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)[再掲]

別記4－（1）－①（P52）参照

◆道路整備事業(産業廃棄物適正処理)

〔道路建設課〕

道路工事により発生する産業廃棄物の適正な処理を行い、快適な都市生活環境の確保と創造を図りました。

・幹線道路新設改良舗装事業、踏切改良促進事業、生活道路改良舗装事業において実施しました。

◆市有施設建設事業(残土有効利用、発生抑制設計)

〔建築課〕

公共施設の建設において、建設現場からの排出残土の発生を抑制し、再資源化や適正処理を推進するための率先的な取り組みとして、大規模建設工事等において、設計段階から発生土の抑制や他の現場の埋戻し土として利活用を図りました。また、解体工事における産業廃棄物は、建設リサイクル法を遵守して適正処理を行いました。

◇再資源化

・実績なし

◇適正処理

- ・水泳場の解体工事（1件）
- ・中学校屋内運動場の解体工事（1件）
- ・市営住宅の解体工事（4件）
- ・消防団詰所等の解体工事（2件）

◆河川等樹木有効活用事業

〔河川課〕

河川管理で伐採した樹木を薪やガーデニング用材として、市民に無料提供することで、資源の有効活用及び河川維持管理費の縮減を図りました。

・震災原発事故による放射能汚染の影響により事業を休止しました。

◆優良廃棄物処理事業者啓発・顕彰事業[再掲]

別記4－（1）－④（P58）参照

(1)-④規制・指導及び監視体制の充実

◆ポイ捨て・犬のふん放置防止啓発事業

〔清掃課〕

ポイ捨て及び犬のふんの放置防止を啓発推進し、市民の快適な生活環境を確保するため、「郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止条例」（平成 11 年 4 月 1 日から施行）に基づき、「郡山市ポイ捨て等防止指導員(6 人)」等による啓発・指導活動を行いました。

◆マナーリーダー(犬のふん放置防止啓発ボランティア)登録制度

〔清掃課〕

「マナーリーダー」登録者が市内各地域において犬の飼い主の立場からボランティアによる啓発活動を行いました。

[登録者数] 71 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）

◆優良廃棄物処理事業者啓発・顕彰事業

〔廃棄物対策課〕

廃棄物の適正な処理を推進するために、廃棄物処理事業者や廃棄物排出事業者等を対象に講習会を開催し、廃棄物処理法及び関係法令の内容や適正処理方法について指導研修を行いました。

開催日	対象者	参加人数
平成 26 年 9 月 17 日	廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者等 (産業廃棄物処業務研修会 (第 1 回) (実務経験者対象))	121 人
平成 26 年 10 月 15 日	廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者等 (電子マニフェスト講習会)	65 人
平成 26 年 10 月 30 日	3R に関する研修会	244 人
平成 26 年 11 月 4 日	廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者等 (産業廃棄物処業務研修会 (第 2 回) (実務経験者対象))	148 人
平成 26 年 12 月 1 日 ～2 日	廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者等 (産業廃棄物処業務研修会 (新任者対象))	166 人
計		744 人

また、優良な廃棄物処理事業者の育成を図り、廃棄物の適正な処理に対する事業者と市民の意識を高めるため、特に優良な運営を行っている廃棄物処理事業者の表彰を行いました。

◇平成 26 年度表彰

[表彰事業者] 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業部門	3 事業者	
一般廃棄物（し尿）収集運搬業部門	3 事業者	
産業廃棄物収集運搬業部門	2 事業者	
産業廃棄物中間処理施設部門	2 事業者	
特別部門	4 事業者	計 14 事業者

◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業

〔廃棄物対策課〕

排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うとともに、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。

内容	件数
不法投棄	33 件
野外焼却	11 件
不適正処理	10 件
計	54 件

【不法投棄監視カメラ設置】

・移動式監視カメラ設置台数：13 台(不法投棄多発地区に適時設置)

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

【不法投棄等監視業務委託】

・休日・夜間のパトロール日数：120日

また、産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物運搬車両の運転手に対しマニフェストの確認や適正処理の指導啓発を行いました。

実施月日	実施場所	調査台数	啓発台数
平成 26 年 7 月 2 日	田村町地内 国道 49 号線	10	21
平成 26 年 10 月 30 日	熱海町地内 国道 49 号線	4	41
計		14	62

◆不法投棄監視員制度

◆「廃棄物の不法投棄の情報提供」についての協定

〔清掃課〕

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇地区住民との連携による監視体制

- ・不法投棄監視員による管内巡回：25名（14地区）
- ・各地区保健委員会環境浄化部（環境浄化推進員）による地区内の監視：約700名

◇企業等との連携による監視体制

多数の外務職員を擁する企業等との不法投棄に関する情報提供の協定の締結

- ・郡山市内 54 郵便局（平成 13 年 8 月 9 日締結）
- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合（平成 14 年 2 月 12 日締結）
- ・市内 21 の各業種組合並びに団体（平成 15 年 9 月 4 日締結）
- ・一般社団法人福島県測量設計業協会県中支部（平成 18 年 11 月 21 日締結）
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会（平成 19 年 6 月 29 日締結）

◆不法投棄一斉撤去作業の実施

〔清掃課〕

「きれいな水と豊かな緑」を守り、美しく住みよいまちづくりを推進するため、不法投棄監視員の報告をもとに市内の山林、川などに大量に投棄されている廃棄物を地域住民・行政・関係機関が一体となり市内各地区で撤去作業を行いました。

《平成 26 年度までの実績》

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実施地区数	29	26	1	10	11	10
回収量(t)	19	19	2	14	30	37
処分料(千円)	208	229	21	284	465	513

◆農業用使用済みプラスチック適正処理推進事業[再掲]

別記 2 - (3) - ③ (P 37) 参照

(2) 公害と新たな生活環境問題への対応

市民が健康かつ安全に生活できるよう、公害*の未然防止に努めるとともに、公害の発生に備え、連絡体制の整備を行います。

また、日照障害や電波障害、光害などの新たな生活環境問題の発生を防止し、良好な生活環境の確保を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	200時間以下	平成29年度

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、高濃度では目やのどの痛みを引き起こすほか、農作物や植物にも悪影響を与えます。全国的に環境基準超過の傾向が見られ、本市でも超過している状況であり、今後改善していくことを目標とします。

※光化学オキシダント環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	評価
14	平成24年度	146時間	◎
	平成25年度	169時間	◎
	平成26年度	338時間	△

平成26年度においては、大気汚染常時監視測定局5局全てで環境基準を超過し、目標を達成できませんでした。光化学オキシダントの環境基準未達成という状況は、全国的傾向であり、郡山市における超過原因は、主に関東圏からの汚染物質の移流や東アジアからの越境汚染が影響しているものと考えられます。また、光化学オキシダントは、気象条件（日照時間、風向、風速等）の影響を受けやすく、一般的に年ごとの超過時間数に大きな「ばらつき」が見られます。今後も、大気汚染物質広域監視システムの活用などを図りながら監視等に努めます。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

(2)-①現況調査の実施

◆大気汚染調査

〔環境保全センター〕

大気中の汚染物質である窒素酸化物、硫黄酸化物、オキシダント（光化学スモッグの原因物質）等を常時監視し、大気環境の保全に努めるとともに、大気汚染防止法等に基づく届出の受理、審査、指導を行いました。

◇特定事業場からの届出

- ・設置届出：16件 ・使用届出：0件 ・構造等変更届出：1件 ・期間短縮届出：9件
- ・氏名等変更届出：23件 ・承継届出：3件 ・使用廃止届出：18件

◇ばい煙指定事業場からの届出

- ・設置届出：0件 ・廃止届出：1件 ・氏名変更届出：2件 ・変更届出：0件

◇大気常時監視測定6局（芳賀、朝日、堤下、日和田、安積、台新）

〔測定項目〕 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、微小粒子状物質（PM2.5）、気象要素

大気常時監視測定局

No.	測定局名	設置場所	
1	芳賀	芳賀地域公民館	
2	朝日	環境保全センター	
3	堤下	橘小学校	
4	日和田	日和田小学校	
5	安積	檜ノ下公園	
6	台新	台新公園	

【平成26年度大気環境基準達成状況】

No.	測定局名	環境基準達成状況(○:達成 ×:未達成)					
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	微小粒子状物質
1	芳賀	○	○	×	○		○
2	朝日	○	○	×	○		
3	堤下			×			
4	日和田			×			
5	安積			×			
6	台新		○		○	○	

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

○有害大気汚染物質の調査 2地区（開成山公園、芳賀地域公民館）年12回 ベンゼン等13物質
【平成26年度有害大気汚染物質調査結果】

No.	調査対象物質	(単位)	調査地点		評価値		平成25年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果	
			開成	芳賀	環境基準	指針値	平均値	濃度範囲
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	1.3	3	—	1.1	0.39～5.7
2	トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.27	0.35	200	—	0.53	0.0059～16
3	テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.085	0.095	200	—	0.15	0.011～1.3
4	ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.75	0.87	150	—	1.6	0.33～26
5	塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.014	0.031	—	10	0.032	0.0028～0.55
6	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.8	1.6	—	40	2.0	0.84～6.1
7	ニッケル化合物	ng/m^3	2.0	1.7	—	25	4.3	0.68～28
8	1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.14	0.14	—	1.6	0.17	0.051～1.2
9	ヒ素及びその化合物	ng/m^3	0.85	0.73	—	6	1.7	0.15～47
10	アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5	3.4	—	—	2.2	0.48～10
11	ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.7	2.9	—	—	2.7	0.68～8.1
12	マンガン及びその化合物	ng/m^3	8.9	9.7	—	—	25	1.2～190
13	ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.067	0.079	—	—	0.23	0.011～4.8

【備考】環境基準は「大気環境基準値」、指針値は「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」を示します。

◆大気中のアスベスト監視等

〔環境保全センター〕

アスベスト除去工事等の適正な指導と併せて、適宜、除去工事周辺のアスベスト濃度を監視するとともに、定点において定期的に一般環境大気中のアスベスト濃度をモニタリングしました。

◇アスベストの調査対策

- ・環境調査（朝日）年4回（結果：世界保健機関の環境保健評価基準内）
- ・除去作業実施届出件数 9件（立入調査9回）

◆地下水及び土壌汚染調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に規定される特定事業場等において使用・製造される有害物質等による地下水・土壌の汚染状況を監視するため、平成26年福島県水質測定計画に基づき地下水調査を実施しました。

[概況調査(ローリング方式)] (10km四方メッシュ) 2地点各1回/年

[概況調査(定点方式)] 4地点各1回/年

[継続監視調査] 20地点各1回/年

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

【平成 26 年度地下水水質調査結果】

		調査 井戸数	汚染井戸		未汚染 井戸数
			環境基準値 超過井戸数	環境基準値 以内井戸数	
概況調査	ローリング方式	2	0	0	2
	定点方式（事業場 周辺）	4	0	0	4
汚染井戸周辺地区調査					
継続監視調査		20	6	9	5
合計		26	6	9	11

◆騒音調査

〔環境保全センター〕

一般環境、道路沿線、高速道路沿線、新幹線沿線騒音調査及び工場・事業場騒音、建設作業等の騒音調査を実施し、生活環境の監視・保全に努めました。また、県高速交通公害対策連絡会議を通じ、東日本旅客鉄道株式会社及び東日本高速道路株式会社等への遮音壁設置等の改善要望活動を実施しました。

【平成 26 年度環境騒音調査結果】

[単位: dB(デシベル)]

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(Leq)(環境基準)	
		昼間	夜間
①朝日三丁目 環境保全センター	第一種住居地域	55 (55)	★49 (45)
②喜久田町卸三丁目 宇倍公園	準工業地域	57 (60)	★51 (50)
②清水台一丁目 地域職業訓練センター	商業地域	56 (60)	★51 (50)
④安積町笹川字西長久保 市営安積団地	第一種中高層住居専用地域	54 (55)	★49 (45)
⑤緑ヶ丘東七丁目 緑ヶ丘公園	第一種低層住居専用地域	44 (55)	38 (45)

※1「昼間」: 午前6時から午後10時まで。「夜間」: 午後10時から翌日の午前6時まで。

※2「★」: 環境基準を超過

【平成26年度道路交通騒音調査結果】

[単位: dB(デシベル)]

路線名	調査地点	都市計画 用途地域	騒音レベル(Leq) (環境基準)	
			昼間	夜間
東北自動車道	郡山市富田町諏訪内 71-4	準工業地域	70 (70)	★70 (65)
一般国道 4 号	郡山市亀田二丁目 33	第二種住居地域	70 (70)	64 (65)

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

一般国道4号	郡山市富田町天神林	第二種住居地域	★76 (70)	★70 (65)
一般国道4号	郡山市日和田町原12	その他	57 (70)	55 (65)
一般国道4号	郡山市凶景二丁目5-24	準工業地域	69 (70)	64 (65)
一般国道4号	郡山市堤下町12-7	商業地域	70 (70)	64 (65)
一般国道4号	郡山市富久山町久保田石堂77-1	第二種住居地域	55 (70)	50 (65)
一般国道4号	郡山市富久山町久保田大原3	第二種住居地域	★75 (70)	★70 (65)
一般国道49号	郡山市富田町権現林1-15	第二種住居地域	★73 (70)	★68 (65)
小野郡山線	郡山市芳賀二丁目10-124-1	第一種住居地域	67 (70)	62 (65)
笹川多田野線	郡山市安積二丁目18	第二種住居地域	68 (70)	60 (65)
大町大槻線	郡山市菜根三丁目39-23	第二種住居地域	69 (70)	62 (65)

【平成26年度高速道路騒音調査結果】

[単位: dB(デシベル)]

高速 道路名	調査地点		都市計画用途地域	騒音レベル Leq (昼/夜) (環境基準)		
				25m地点	50m地点	100m地点
自 東北 動 縦 車 貫 道 貫	喜久田町双又	下り	準工業地域	★68/★67 (65/60)	-	-
	大槻町三角田	上り	第一種中高層住居専 用地域	58/★57 (60/55)	54/54 (60/55)	-
	大槻町山下前	上り	調整区域	63/★61 (65/60)	63/★61 (65/60)	60/58 (65/60)
自 磐 動 越 車 越 道 越	熱海町高玉	下り	未指定	55/53 (65/60)	57/55 (65/60)	54/53 (65/60)

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

【平成26年度東北新幹線騒音調査結果】

【単位：dB(デシベル)】

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(dB) (環境基準)			振動レベル(dB) (環境基準)
		25m地点	50m地点	100m地点	25m地点
富久山町地区	第一種住居地域	★72.6 (70)	66.9 (70)	64 (70)	50 (70)
西田町鬼生田地区	都市計画区域外	★76.9 (70)	74.3 (70)	71.3 (70)	54.2 (70)
小原田地区	第一種住居地域	★74.7 (70)	71 (70)	63.1 (70)	58.1 (70)
駅前地区	商業地域	76.2 (75)	73.8 (75)	71.3 (75)	55 (70)
安積町日出山地区	第一種住居地域	★75.2 (70)	★70.7 (70)	65.3 (70)	55.2 (70)

(2)-②発生源対策

◆幹線道路新設改良舗装事業

〔道路建設課〕

道路網の整備により、生活環境の向上及び自動車交通対策を図りました。

- ・幹線道路新設改良舗装事業：大町大槻線 外4路線

◆都市計画街路事業

〔都市計画課〕

自動車交通により発生する振動や騒音などの公害を抑制するため、整備プログラムに基づき、幹線道路網の整備を推進しました。

- ・都市計画街路3路線(4地区)
笹川大善寺線、東部幹線(桜木、富久山)、内環状線

◆流通業務地区、流通業務団地の指定

〔都市計画課〕

流通業務地区への流通業務施設の集約を促進し、流通機能の円滑化と効率化を図り、排気ガスの排出削減に努めました。

- ・郡山流通業務地区：26ha 郡山南流通業務地区：29ha 計55ha

◆生活路線バス維持対策事業[再掲]

別記1-(1)-④(P23)参照

◆総合都市交通戦略推進事業[再掲]

別記1-(1)-④(P24)参照

◆モビリティ・マネジメント推進事業[再掲]

別記1-(1)-④(P24)参照

◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導業務[再掲]

別記4-(1)-④(P58)参照

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆郡山流通業務団地開発事業

〔産業創出課〕

流通業務施設が市内各地に立地することによる交通混雑や排気ガスや騒音、振動などの生活環境問題等を解消するため、郡山 I C 周辺に流通業務施設の集約を促進しました。

《平成 26 年度までの分譲状況》

【参考】平成 12 年 11 月から分譲を開始（運送業施設 15 区画・卸売業施設 18 区画）

- ・運送業施設 15 区画（130,254.66 m²）平成 18 年度完売
- ・卸売業施設 21 区画（59,768.39 m²）平成 26 年度完売

※卸売業施設は、処分計画を変更し現在 21 区画

◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業（低公害車導入）

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、低公害車の導入に努めました。

- ・導入台数：8 台

《平成 26 年度までの累計》

保有台数：335 台（うち、ハイブリッド自動車 17 台、電気自動車 2 台）【特種車両等を除く】

◆郡山市民間住宅吹付けアスベスト対策事業

〔開発建築指導課〕

吹付けアスベストと疑われるものが存する住宅等のアスベスト調査・分析を行う所有者に対して、補助金を交付しました。

- ・補助実施棟数：1 棟
- ・「広報こおりやま」及び市ウェブサイトにも事業実施のお知らせを掲載

(2)-③連絡・処理体制の整備

◆油等流出事故緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

工場・事業場等からの油・化学物質等の流出事故に対し、阿武隈川、阿賀野川水系の 2 水系緊急時連絡体制網により、迅速な対応を図りました。

◆光化学スモッグ及び PM2.5 の緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

大気汚染常時監視網により、市内及び隣接地区の大気汚染状況をリアルタイムで監視するとともに、光化学スモッグ注意報等並びに PM2.5 の緊急時連絡体制により、迅速な対応を図りました。

◇予報・注意報の発令件数	光化学スモッグ予報発令回数	：	0 回
	光化学スモッグ注意報発令回数	：	0 回
	PM2.5 の注意喚起回数	：	0 回

◆公害苦情処理

〔環境保全センター〕

市民から寄せられる公害等に係る苦情に対し、公害紛争処理法に基づき迅速かつ適切に対応し、生活環境の保全に努めました。

- ・苦情処理件数 171 件（内訳：大気汚染 21 件、水質汚濁 4 件、土壌汚染 0 件、騒音 37 件、振動 1 件、悪臭 15 件、その他 93 件）

◆アスベストに関する健康相談

〔保健所地域保健課〕

市民の不安に対応するため、アスベストに関する健康相談を実施しました。

- ・実施回数 2 回
- ・相談人数 延べ 2 人

(2)-④規制・指導

◆土壤汚染対策(生産履歴、土地履歴調査)

〔環境保全センター〕

- 土壤汚染対策法に基づき有害物質使用特定事業場等に対して立入調査及び指導を実施しました。〔立入調査及び指導実施事業場数：37 事業場〕
- 有害物質使用特定事業場等における生産履歴の確認及び土地履歴から汚染に関する情報等の収集を行い、土壤環境・生活環境の保全に努めました。
- 改正土壤汚染対策法 (H22.4)により、土地の形質変更届出業務を行い、汚染土壤の把握につとめました。

【届出等件数】

- ・土壤汚染状況調査報告：0 件
- ・調査の猶予申請：5 件
- ・土地所有者への調査実施通知：0 件
- ・調査報告期限延長申請：0 件
- ・一定規模(3000m²)以上の土地の形質変更届出：16 件
- ・形質変更届出要届出区域の指定：3 件
- ・形質変更届出要届出区域内における土地の形質の変更届出書：8 件

◆地盤沈下対策[再掲]

別記3－(3)－③ (P48) 参照

◆悪臭防止対策

〔環境保全センター〕

事業活動に伴い発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法及び郡山市悪臭対策指針に基づき、工場、事業場の悪臭改善指導に努めるとともに、水質汚濁防止法に基づく畜舎設置時における事前指導に努めました。

- ・悪臭苦情：15 件
- ・臭気指数調査：4 地点

◆「郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」及び

「郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導要綱」による指導

〔開発建築指導課〕

要綱等に基づき、日影規制や用途地域における建築規制など適切な建築指導を行い、地域住民の良好な近隣関係の保持に努めました。

- ・届出件数：80 件
- [内訳]・郡山市中高層建築物の建築に関する指導：38 件
- ・郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導：41 件
- ・紛争調整申出者：1 件

(3) 有害化学物質対策

化学物質の開発・普及は、私たちの生活に利便をもたらしますが、一方で、ダイオキシン類や環境ホルモンが環境に与える影響が懸念されるとともに、PCB（ポリ塩化ビフェニル）による人への健康被害や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

このため、化学物質についての情報の収集や提供に努めるとともに、有害化学物質の実態把握や排出抑制のための規制・指導などを行います。

No.	環境指標	目標	目標年度
15	ダイオキシン類測定値	環境基準以下を維持	平成29年度

ダイオキシン類は、環境大気、環境水質、河川底質、環境土壌、地下水の5種類の対象について環境基準が設定されています。全対象、全調査地点で環境基準値以下の維持を目標とします。

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
15	平成24年度	全地点で環境基準以下	◎
	平成25年度	全地点で環境基準以下	◎
	平成26年度	全地点で環境基準以下	◎

平成26年度においても、全対象、全調査地点で環境基準値以下を維持しました。今後も、有害化学物質の情報収集・実態把握に努めるとともに、監視業務や事業所への立入検査・指導を進めます。

(3)-①現況調査の実施

◆ダイオキシン類等調査事業

〔環境保全センター〕

市民の生活環境を保全するため、環境中のダイオキシン類による汚染状況を監視し、環境への排出低減化の指導を行いました。

【平成 26 年度ダイオキシン類調査結果】

調査対象	調査状況	調査地点	調査結果	環境基準
環境大気	年 4 回(季節毎)	音楽・文化交流館	0.010pg-TEQ/ m ³	0.6pg-TEQ/ m ³
環境水質	年 4 回(季節毎)	逢瀬川	0.36pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		大滝根川	0.14pg-TEQ/L	
河川底質	年 2 回(夏季、冬季)	逢瀬川	0.13pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g
		大滝根川	0.15pg-TEQ/g	
環境土壌	市内の公園、小学校及び事業場周辺土壌	針生保育所	0.015pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g
		福島県県中浄化センター周辺	0.68pg-TEQ/g	
		郡山リサイクル協同組合周辺	2.9pg-TEQ/g	
地下水	市内 10km メッシュ 16 地点をローリング方式により、毎年 2 地点	西田町 鬼生田地内	0.054pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		逢瀬町 多田野地内	0.056pg-TEQ/L	

※毒性等量(TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類はその種類が 200 種類以上あり、毒性も様々です。このため、その中で最も毒性の強い「2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシン」の毒性を 1 として、その他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、それらを足し合わせたものを「TEQ」として表現しています。

◆大気汚染調査[再掲]

別記 4 - (2) - ① (P 6 1) 参照

◆地下水及び土壌汚染調査[再掲]

別記 4 - (2) - ① (P 6 2) 参照

◆住居衛生対策の取り組み

〔保健所生活衛生課〕

シックハウス症候群や化学物質過敏症が問題となっていることから、市民の健康で快適な生活環境の確保のため、住環境についての調査及び啓発活動を行いました。

- ・ 快適住まいの相談事業
[相談件数]6 件
- ・ 出前講座 2 件

(3)-②発生源対策

◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業[再掲]

別記 4 - (1) - ④ (P 5 8) 参照

◆小・中学校環境衛生保全事業

〔学校管理課〕

小中学校の室内環境の保全を図るため、空気環境衛生検査（シックハウス）、ダニアレルゲン対策を実施しました。

- ・検査実施校：小学校 2校（2箇所）
中学校 2校（11箇所）

(3)-③情報提供及び規制・指導

◆ダイオキシン類等調査事業〔再掲〕

別記4－（3）－①（P69）参照

◆有害物質の地下浸透による水質汚濁防止対策

〔環境保全センター〕

有害物質及び油類による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質取扱事業場等に対し地下浸透の禁止について指導を行いました。

◆地下水及び土壌汚染調査〔再掲〕

別記4－（2）－①（P62）参照



粗大ごみリユース推進事業

郡山市では、ごみ減量の基本3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動の一つとして、粗大ごみの中から、比較的使用状態が良く、また、修理等をしないで現状のまま使用できる家具類を、希望する市民のみなさんへ無償で提供するため、リユース家具の展示会及び申込抽選会を開催しています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
リユースした家具の数	26点	89点	71点



(4) 快適な生活空間の確保と創造

快適でうるおいのある生活環境を確保するため、道路、河川、公園などの公共空間から民有地に至るまで、全市的な緑化を推進します。また、本市の歴史文化的環境の保全や魅力ある景観の形成に努めます。

さらに、安全・安心な生活環境の確保のため、自然災害に備えたまちづくりを推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
16	公園整備面積	342ha	平成29年度
新たに整備した公園を加えた都市公園の面積。まちにゆとりとうるおいを与える公園の整備を進めます。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成24年度	338.32ha	○
平成25年度	338.42ha	○
平成26年度	338.42ha	○
公園整備面積は、目標値達成に向けて順調に増加しています。今後も、特色のある公園・緑地等の整備を進めるとともに、既存公園の再整備や維持管理に努めます。		

No.	環境指標	目標	目標年度
17	景観形成に関する基準等が認定されている地区数	5地区	平成29年度
景観づくり重点地区、住民協定（三軒協定、まちなみ協定）、地区計画等を定めた地区数。良好な景観形成を推進します。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成24年度	3地区	○
平成25年度	3地区	△
平成26年度	3地区	△
平成26年度については、新たに認定された地区はありませんでした。今後は目標達成に向け、一層の普及啓発活動を展開し、市民を主体とした協働による景観づくりの推進を図ります。		

(4)-①都市の緑の保全と創造

◆花と緑の公園事業

〔公園緑地課〕

既設花壇へ花苗を配布し地域コミュニティ向上に寄与しました。
・花苗支給 2,280 ポット

◆公園機能保全事業

〔公園緑地課〕

老朽化した公園及びちびっ子広場の施設改修・更新により利用環境の改善を図りました。
・改修：中田公園（安積四丁目）

◆公園トイレ整備事業

〔公園緑地課〕

水洗化やゆったり型トイレへの改修により利用環境の改善を図りました。
・改修：開成山公園、大島西公園

◆水と緑のまちづくり基金

〔公園緑地課〕

寄附金による基金への積立てを実施しました。
・寄附件数：14 件

◆公園整備事業

〔公園緑地課〕

郡山市緑の基本計画及び区画整理事業との整合性を図りながら、新規公園の整備について計画・検討しました。なお、平成 26 年度の整備実績はありませんでした。

◆市有施設建設事業(施設緑化)

〔建築課〕

公共施設の建設において、設計段階から周囲環境との調和を図りながら樹木や生垣等を植栽するなど、緑化を推進する整備を図っております。なお、平成 26 年度の整備実績はありませんでした。

◆道路整備事業(街路樹)

〔道路建設課〕

幹線道路新設改良舗装工事において、歩道の植樹帯や植樹帯に植栽することにより緑化の推進を図っております。なお、平成 26 年度の整備実績はありませんでした。

◆フラワーロード推進事業

〔道路建設課〕

生活空間である道路への愛着心及びコミュニティ意識の促進を図るため、市の提供する花苗を市道敷内の植樹帯や植樹帯等に地域住民の手により植樹しました。

◇実施地区

- ・大成地区
- ・富久山町我妻地区
- ・富久山町前田地区
- ・熱海地区
- ・西田町地区
- ・中田町木目沢地区
- ・中田町上石地区
- ・田村町御代田地区

[事業費]1,256,000 円

◆都市計画道路整備事業(街路樹整備)

〔都市計画課〕

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止対策のため、街路樹の整備を推進しました。なお、平成 26 年度の整備実績はありませんでした。

◆郡山市緑あふれるまちづくり事業

〔公園緑地課〕

都市の緑化を推進するため、緑化木の交付や生垣設置の助成などにより市民の緑化活動を支援しました。

- ・緑化木交付件数 563 件

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

- ・生垣設置助成件数 18 件
- ・緑化啓発用パンフレット配布 等
[事業費]3,254,000 円

◆緑のカーテン事業[再掲]

別記1-(1)-②(P21)参照

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)

[生涯学習スポーツ課(現:生涯学習課)]

豊かで、活力ある地域社会を築いていくために、行政、市民、地域の参加と連携による「明るいまちづくり運動」事業の一環として、花いっぱい運動を推進しました。

- ・花の苗の配付(地区明るいまちづくり推進委員会、公民館を通じて、地域団体等に配付)
サルビア:4,000ポット、マリーゴールド:5,000ポット
- ・花いっぱいコンクールの開催
平成26年6月～10月まで開催(参加団体308団体)

(4)-②歴史・文化的財産の保存・活用

◆守山城跡史跡整備事業

[文化課(現:生涯学習課)]

市内で唯一石垣を持つ守山城跡は、本市の城郭研究や目で確認できる歴史資料として大変貴重なため、空堀の整備と石垣の保存など周辺整備や整備計画(案)の検討に向けた条件整備等を進めました。

◆大安場史跡公園管理運営事業

[文化課(現:文化振興課)]

国指定史跡大安場古墳とガイダンス施設を核とした総合公園を運営し、多くの市民に郷土の歴史に触れていただきました。

- ・指定管理者制度による運営
- ・体験学習事業や各種イベントの実施(発掘体験、勾玉作り体験、土器作り体験、古代食体験、古墳まつり等)

◆風土記の丘公園整備事業

[文化課(現:文化振興課)]

豊かな自然と共生しながら、美術館を核とした新文化ゾーンの形成と、蒲倉古墳群との融合を図り、自然と芸術と歴史が共生する公園の整備について検討しました。

◆伝統文化伝承育成支援[再掲]

別記5-(1)-②(P87)参照

◆民俗芸能伝承保存事業

[文化課(現:生涯学習課)]

- 指定無形民俗文化財の上演状況を映像により記録保存しました。
- ・富岡の唐傘行灯花火(三穂田町富岡)

◆指定文化財保護事業(指定無形民俗文化財)

[文化課(現:生涯学習課)]

指定無形民俗文化財の保護団体に対し、保護活動を援助するため奨励金を交付し、文化財の保護と育成を図りました。

- ・指定無形民俗文化財保存団体奨励金交付
1団体×500,000円= 500,000円 1団体×400,000円= 400,000円
16団体×100,000円=1,600,000円 計 18団体 2,500,000円

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆埋蔵文化財発掘調査事業

〔文化課(現:生涯学習課)〕

埋蔵文化財の適切な保存・活用を図り、広く市民の歴史・文化への理解を深めるため、下記の事業等を行いました。

- ・文化財企画展示業務 「内陸と沿岸の交流史 - 郡山と富岡の資料を通して -」
- ・考古・歴史資料展示 市民ふれあいプラザ
- ・文化財等学習サポート 30件
- ・文化財出前展示 二瀬地域公民館・名倉地域公民館・開成地域公民館

◆古文書筆耕事業

〔文化課(現:生涯学習課)〕

近代郡山の発展の礎となった安積開拓事業を後世に伝えるため、開成館に収集保管されている古文書の筆耕を行うとともに、開成館の展示内容の充実を図りました。また、歴史資料館において常設展や企画展を通して広く市民に郡山の歴史を理解していただくよう努めました。

- ・筆耕作業:「今泉家文書」8冊、「守山藩御用留帳」4冊
- ・開成館企画展「安積疏水の今昔 - 歴史と現在の姿」
- ・歴史資料館企画展「資料でみる安積疏水～灌漑・発電・上水道～」

(4)-③魅力ある景観の形成

◆都市景観まちづくり事業

〔開発建築指導課〕

良好な景観形成を推進のため、周辺景観に与える影響が大きい大規模行為や景観づくり重点地区における一定規模以上の行為に対して助言や指導を行うとともに、推進員の研修会や表彰事業を通じて市民意識の啓発・高揚を図りました。

- ・大規模行為届出:114件、大規模特定行為事前協議:7件、助言件数:28件
- ・猪苗代湖湖岸周辺重点地区における行為の届け出:2件、猪苗代湖湖岸周辺重点地区における重点地区大規模特定行為事前協議:0件、助言件数:0件
- ・景観づくり推進員研修会:1回
- ・景観まちづくり賞:受賞9件(応募数25件)

◆中心市街地空き店舗活用支援事業

〔産業振興課(現:産業政策課)〕

郡山市中心市街地内の商店街において、空き店舗等を集客力向上や商店街の活性化のために活用する事業に対し助成を行い、中心市街地内の空き店舗の解消に取り組む団体を支援しました。

- ・中心市街地空き店舗活用支援事業実施団体への補助 [事業費]1,109,000円

◆商業起業家支援事業

〔産業振興課(現:産業政策課)〕

郡山市中心市街地内の商店街において、空き店舗を活用し、将来、開業意思のある者を入居させ、経営指導を行うチャレンジショップを実施する事業に対し助成を行い、起業家支援に取り組む団体を支援しました。

- ・商業起業家支援事業実施団体への補助(1団体/2店舗) [事業費]370,000円

◆屋外広告物許可制度

〔開発建築指導課〕

屋外広告物について必要な規制・指導等を行うことにより、良好な景観、風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図りました。

- ・屋外広告物の許可:812件(新規許可:129件、更新許可:575件、変更許可:108件)
- ・屋外広告物の簡易除去:2,067(はり紙1,455件、はり札612件)
- ・屋外広告物の登録及び特例届出:30件(登録3件、特例届出27件)
- ・屋外広告物講習会の開催(郡山市、福島県、いわき市の共同開催)

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆用途地域の指定

〔都市計画課〕

用途地域は、良好な都市環境の形成や機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、大きさ（容積率・建ぺい率）、高さなどを規制・誘導する都市計画の制度であり、本市では10種類の用途地域を指定しています。

- ・第一種低層住居専用地域： 812.6ha
- ・第一種中高層住居専用地域：1,318.0ha
- ・第二種中高層住居専用地域： 246.5ha
- ・第一種住居地域： 1,540.5ha
- ・第二種住居地域： 434.8ha
- ・近隣商業地域： 337.6ha
- ・商業地域： 270.5ha
- ・準工業地域： 582.5ha
- ・工業地域： 582.6ha
- ・工業専用地域： 760.7ha

計 6,886.3ha

◆風致地域の指定

〔都市計画課〕

風致地区は、良好な自然的環境の保全と開発の調和を図るものであり、本市では4地区を指定しています。

- ・五百淵風致地区：27.0ha
- ・開成山風致地区：35.0ha
- ・荒池酒蓋風致地区：16.0ha
- ・善宝池風致地区：23.5ha

計 101.5ha

◆郡山市住生活基本計画策定事業(郡山市住宅マスタープラン改訂事業)＜新規＞

〔住宅課〕

住宅マスタープランを改訂し、住生活基本計画を策定するため、市民に対しアンケート調査を行いました。

(4)-④自然災害に備えたまちづくり

◆浸水対策事業

〔道路維持課〕

樋管内水ポンプの増設と電源の副次化により被害軽減を図りました。

- ・内水ポンプ購入 3台
- ・商用電源化 3樋管

◆水路・側溝整備事業

〔道路維持課〕

側溝の質的改良及び水路施設の整備を推進し、災害に強く快適な生活環境づくりを図るため、市内側溝・単独水路の整備工事を実施しました。

- ・市内各所の水路・側溝整備

◆河川改修事業[再掲]

別記3-(4)-2(P50)参照

◆公共下水道雨水対策整備事業

〔下水道建設課〕

近年の急激な都市化に伴い、浸水による被害が頻発していることから、雨水幹線及びポンプ場の整備を図り、浸水被害の軽減に努めました。

- ・整備面積：5.1ha

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

《平成 26 年度までの整備状況》

- ・整備済面積：1,948.4ha（全体計画：6,553ha、事業認可：5,501ha）
- ・雨水ポンプ場（6 箇所）梅田ポンプ場、水門町ポンプ場、古川ポンプ場、横塚ポンプ場、古垣ポンプ場、五百淵ポンプ場

◆新・合流式下水道緊急改善事業[再掲]

別記 3 - (1) - ② (P 4 1) 参照

◆雨水流出抑制施設整備促進事業(ゲリラ豪雨対策9年プラン)

〔下水道維持課〕

洪水、浸水被害の軽減及び水資源の有効活用を図るため、下記の費用の一部を補助するものです。平成 23 年度から東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質の影響により事業を休止しましたが、平成 26 年度は公共下水道への接続により不用となった浄化槽を雨水流出抑制施設に転用する工事の費用の一部補助の再開に併せて、2つの補助を新たに開始しました。

- ・公共下水道への接続により不用となった浄化槽を雨水流出抑制施設に転用する工事の費用（再開）
- ・浸透枳等の設置工事に要する費用（新規）
- ・貯留タンクを購入した費用（新規）

◆3次元浸水ハザードマップ作成事業<新規>

〔下水道総務課〕

地域の防災活動や日頃からの備えに活用していただくために、時間の経過に伴う浸水の発生状況を立体的な映像で見ることができるハザードマップを作成しました。

今後は、このマップを最大限に活用し、「自然災害に備えたまちづくり」の取り組みの推進を図ります。

〔事業費〕 43,101,000 円

◆道路整備事業(橋りょう整備)

〔道路建設課〕

復興を支える災害に強い道路整備の推進及び橋りょうの耐震化を図りました。

- ・橋りょう耐震整備 : 跨踏橋

◆公園トイレ整備事業[再掲]

別記 4 - (4) - ① (P 7 2) 参照

◆公園整備事業[再掲]

別記 4 - (4) - ① (P 7 2) 参照

◆水害対策推進事業

〔河川課〕

避難案内看板等の設置を行いました。

- ・避難案内看板設置工：4 基 避難案内看板修繕工：13 基

◆河川防災ステーションの活用

〔河川課〕

富久山町久保田地内にある河川防災ステーションには、緊急時の水防活動を迅速かつ効果的に行うため、水防資材を常時備蓄しています。

◆災害時の情報連絡体制推進事業

〔防災危機管理課〕

防災行政無線、緊急速報メール、広報車による伝達手段に加え、災害情報を一元的に収集し、ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、電話ガイダンス、コミュニティ

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

FM放送に配信する「災害に強い情報連携システム」を運用し、気象情報や災害情報などの情報配信を行いました。

・災害情報等配信回数：118回

◆「市民防災リーダー」養成事業

〔防災危機管理課〕

防災活動の牽引者となってもらうことを目的に、防災知識や技術を習得した「防災リーダー」を養成し、「災害に強いまちづくり」を推進しました。

◇女性、自主防災組織を対象とした「市民防災リーダー講習」を実施

- 1回目 平成26年10月31日（自主防災組織対象） 8名参加
- 2回目 平成26年11月28日（女性対象） 18名参加
- 3回目 平成27年1月31日（自主防災組織対象） 13名参加

◆耐震性貯水槽周知の取り組み

〔防災危機管理課〕

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置目的や設置箇所について、きらめき出前講座や自主防災組織の説明会等の機会をとらえて周知を図りました。

- 「市民防災リーダー講習」 3回実施 39名参加
- 「きらめき出前講座」 14回実施 479名参加

【参考：飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所一覧】

設置箇所	所在地	容量(t)
希望ヶ丘団地	希望ヶ丘1	100
芳賀小学校	芳賀一丁目20-17	50
四ツ長公園	安積二丁目131	50
行健小学校	富久山町久保田字久保田23-1	50
開成山公園	開成一丁目5	50
西部公園	柏山町108	50
酒蓋公園	深沢二丁目291	50
香久池公園	香久池一丁目304	50
西ノ内公園	西ノ内二丁目265	50
緑ヶ丘ふれあいセンター	緑ヶ丘東三丁目1-21	50
郡山地方広域消防本部	堂前町5番16号	50
荒井中央公園	安積町荒井字南大部28-4	50
郡山駅西口駅前広場	駅前二丁目3-1	50
21世紀記念公園	麓山二丁目64	50
芳山公園	虎丸町231	50
合計		800

◆知って安心、耐震性貯水槽（耐震性貯水槽操作訓練事業）

〔水道局配水課〕

災害時、市民への円滑な飲料水供給のため、地域住民とともに、市内15か所に設置している耐震性貯水槽の操作訓練を行いました。

◇耐震性貯水槽操作訓練

- 1回目 平成26年4月22日（火） 21世紀記念公園（麓山の杜） 参加人数 19名
- 2回目 平成26年6月8日（日） 香久池公園 参加人数 61名

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

3回目	平成26年7月9日(水)	21世紀記念公園(麓山の杜)	参加人数	3名
4回目	平成26年8月29日(金)	21世紀記念公園(麓山の杜)	参加人数	34名
5回目	平成26年8月30日(土)	希望ヶ丘団地内	参加人数	85名
6回目	平成26年9月21日(日)	緑ヶ丘ふれあいセンター	参加人数	180名
7回目	平成26年11月3日(月)	西部公園	参加人数	50名
8回目	平成26年11月8日(土)	芳山公園	参加人数	50名



「知って安心、耐震性貯水槽」(耐震性貯水槽操作訓練)の様子

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

(1) 環境教育・学習の場や機会の充実

家庭、地域、学校、職場などにおける環境教育・学習を推進するとともに、遊びや体験を通して環境について学べる場や公民館活動など、あらゆる場・機会の活用と、それらの連携を図ることにより、積極的な環境教育・学習の推進に取り組みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
18	「どこでも環境教室」 開催回数	60回	平成29年度
市民の環境への関心や意識を高めることを目的に実施する、環境に関する出張講座「どこでも環境教室」の開催回数の増加を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成24年度	21回	△
平成25年度	53回	○
平成26年度	35回	△
平成26年度の開催回数は、前年度より大幅に減少し、目標値である60回を達成することができませんでした。今後は、教育委員会等と連携することにより、学校や公民館等へ「どこでも環境教室」の周知を図り、目標達成に努めます。「どこでも環境教室」の他に、各小学校や民間主体等で独自に環境を学ぶ機会を設ける等、環境学習に関する取り組みが広がっています。		

No.	環境指標	目標	目標年度
19	水生生物による 水質調査参加者数	1,600人	平成29年度
身近な河川で、水生生物を調べることにより水質を判定する水質調査に参加した児童・生徒の数。支援の充実などにより参加者数の増加を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成24年度	1,358人	○
平成25年度	1,713人	◎
平成26年度	299人	△
平成26年度は、天候の影響による中止や教育委員会の小学校における湖南地域等の低線量地区での屋外活動事業の実施回数減少により参加者数が大幅に減少しました。今後は、教育委員会等と連携を図り、参加者数の増加に努めます。		

(1)-①場の充実

◆**清掃施設への見学者の受け入れ**

〔清掃課〕

環境教育・学習に活用できる清掃施設の充実を図るとともに、見学者の受け入れ体制の整備に努めました。

【平成 26 年度実施内容】

施設名称	受け入れ件数	見学者数(人)
富久山クリーンセンター 同りサイクルプラザ	73	3,522
河内クリーンセンター	15	320
河内埋立処分場	1	50
合 計	89	3,892

◆**各施設の活用**

環境教育・学習に活用できる施設の充実を図るとともに、各施設において見学者の受け入れ体制の整備に努めました。

【平成 26 年度実施内容(市民利用施設を除く)】

施設名称	見学者数(人)
湖南浄化センター	207
堀口浄水場	1,077
荒井浄水場	436

◆**河川改修事業[再掲]**

別記 3 - (4) - 2 (P 5 0) 参照

◆**水辺空間整備事業[再掲]**

別記 3 - (4) - ① (P 5 0) 参照

◆**せせらぎこみちの活用**

〔下水道維持課〕

せせらぎこみちは、地下部には雨水排水路と防火貯留水槽を設置して都市防火用水の機能を持たせるとともに、地上部には浄化した雨水をせせらぎとして流し、遊歩道、植栽やあずまやなど設けて親水空間を整備し、水と緑あふれる憩いの場として多くの方に利用されています。

- ・ 清掃、除草作業及び緑地管理業務委託
(社) 郡山市シルバー人材センター外 2 社へ外部委託
- ・ せせらぎこみち樹木伐採工事 3 社へ外部委託
- ・ 地元企業等による地域貢献活動 2 団体

◆**守山城跡史跡整備事業[再掲]**

別記 4 - (4) - ② (P 7 3) 参照

◆**大安場史跡公園管理運営事業[再掲]**

別記 4 - (4) - ② (P 7 3) 参照

◆**観光地整備事業<新規>**

〔観光課〕

観光地での利便性を確保し、イメージアップ及び観光誘客を図るため、トイレや駐車場、登山道等の整備を行っています。

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

○仮設トイレ設置

馬入新田仮設トイレ 2基、紅枝垂地蔵ザクラ仮設トイレ 12基
笹原川千本桜仮設トイレ 4基、小和滝公園仮設トイレ 2基

○登山道等整備

日本一山遊歩道、布引高原広場、馬入新田水芭蕉群生地、蓬山遊歩道、額取山登山道、安達太良山石筵登山道、和尚山登山道、銚子ヶ滝周辺遊歩道、高旗山ハイキングコース、宇津峰山登山道、一盃山登山道、蓬田岳登山道

○山ノ井公園整備工事に係る調査設計業務委託の実施

[事業費] 19,604,000円

◆学校における環境教育の推進

[学校教育課(現:学校教育推進課)]

全小・中学校において、環境教育全体計画を作成し、計画に基づき各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、環境保全や環境問題に係る指導を展開しております。

平成23年度から平成27年度までの5年間の計画を立てて実施している森林環境学習の取り組みでは、教室型学習である「森林の大切さを知る学習」と体験型学習である「森林の大切さを実感する学習」の2つを設定し、年次計画により全小・中学校で実施しております。

平成26年度の「体験型学習」においては、小学校16校、中学校12校、合計28校が実施し、森林にかかわる体験や活動を通して森林環境への興味・関心を高めることができました。

また、地球温暖化防止のための「福島議定書」事業については、積極的な参加を呼びかけ、全ての小・中学校が参加しており環境教育に対する意識が高まっています。

◆わくわく! 湖南移動教室

[学校教育課(現:学校教育推進課)]

郡山市立小学校全58校の主に第1学年から第3学年までの児童を対象に恵まれた自然環境を有している湖南地区において、各学校が計画し教育課程に位置づけた環境学習や体験活動を地区ボランティアの協力を得て実施しました。

平成26年度の実施の成果として、子どもたちは湖南地区の豊かな自然の中で、満面の笑顔で活動し、心身ともにリフレッシュするとともに、湖南の文化財や豊かな自然にふれて、郡山のよさを再発見し、ふるさと郡山を誇りに思う気持ちや自然や文化財を大切にしていこうとする意欲を高めることができました。活動を通して、思いやりの心や友情が芽生え、地域ボランティアとの交流により、感謝の心もはぐくまれていることが読み取れる記述が、実施報告書や児童感想文などに多く見られました。

[参加者数]: 9,140名

[内 容]: 館浜での遊歩道散策や砂遊び、水遊び、湖岸清掃

布引風の高原での風力発電所見学や散策

麓山登山

舟津川での水生生物調査

その他史跡めぐりや民具見学、地域の名勝や文化にふれる活動等

◆のびのび! 親子体験事業

[生涯学習スポーツ課(現:少年湖畔の村)]

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、屋外での活動が制限されている子ども達が、放射線量も低く、恵まれた自然環境を有している湖南地区において、親子で宿泊体験活動を行うことにより、子ども達の元気な笑顔を取り戻すとともに、親子の絆を深め、友情の輪を広げることを目的に実施しました。また、キャンプファイヤー、湖岸サイクリング、野菜収穫体験等の各種プログラムを実施しました。

(1)少年湖畔の村の無料開放 利用者数 7,809人

(2)体験プログラムの実施 参加者数 420人

(1)-②機会の提供

◆環境家計簿[再掲]

別記1-(1)-②(P20)参照

◆環境貯金箱推進事業[再掲]

別記1-(1)-②(P21)参照

◆新エネルギー導入促進事業[再掲]

別記1-(1)-③(P22)参照

◆駅前観望会(星空観察)

[ふれあい科学館]

天体望遠鏡などを使用し、気軽に参加でき、宇宙への興味関心を高める自由参加形式の天体観望会を駅前で開催しました。

[開催場所]郡山駅西口駅前広場

[参加者数]820名

[開催日]平成26年4月12日(土)、5月10日(土)、6月7日(土)、7月5日(土)、8月2日(日)、
9月6日(土)、10月4日(土)、11月1日(土)、
平成27年3月28日(土)

◆星の宅配便

[ふれあい科学館]

科学館の職員と天文ボランティアが天体望遠鏡を持参して市内の各地区に出向き、星空の観察などを行う観望会を、市内公民館との共催により開催しました。

[参加者数]360名

[開催日]平成26年4月19日(土)、5月17日(土)、5月31日(土)、6月14日(土)、7月6日(日)、
9月7日(日)、10月5日(日)、11月8日(土)

◆調査活動(星空等)

[ふれあい科学館]

環境省が主催で行っている「全国星空継続観察」に参加して実施する予定でありましたが、平成26年度は環境省が行わなかったため実施しませんでした。

◆親子体験学習のつどい

[少年湖畔の村]

小学生の親子を対象に、自然や人、伝統文化とのふれあいを通じ、親子の絆を深め、心身ともにたくましい青少年を育むことを目的として、親子体験学習の集いを実施しました。

- ・郷土食作り体験 平成26年9月6日(土)～平成26年9月7日(日)
一泊2日 参加者：9組21名
- ・そば打ち体験 平成26年10月25日(土)～平成26年10月26日(日)
一泊2日 参加者：8組24名

◆コメ紀行 親子体験教室

[少年湖畔の村]

小学生の親子を対象に、コメ作りを通して、自然の恵みや食の大切さを感じるとともに、親子の絆を深め、心身ともにたくましい青少年を育むことを目的に実施しました。また、各作業における環境配慮として、手作業と無農薬を前提に実施しました。

第1回	平成26年5月10日	肥料施肥・田越し	参加者 6組24名(子供12名・大人12名)
第2回	平成26年5月24日	田植え(手植え)	参加者 9組31名(子供18名・大人13名)
第3回	平成26年6月21日	田車押し・草取り	参加者 10組34名(子供19名・大人15名)
第4回	平成26年7月12日	草刈り(手刈り)	参加者 11組40名(子供21名・大人19名)
第5回	平成26年10月4日	稲刈り(手刈り)	参加者 10組32名(子供18名・大人14名)
第6回	平成26年10月18日	脱穀 委託作業の為、参加者は無し。	

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

第7回 平成26年11月8日 収穫祭 参加者11組38名（子供18名・大人20名）
～9日（第1回～第6回の作業で収穫された餅コメを用い、参加者全員
で餅をつき、試食し収穫の喜びを味わう）
参加合計57組199名

◆地区・地域公民館における体験教室・講座等

〔中央公民館〕

各地区地域公民館における各種事業（学級・講座）において、子供たちに対する環境学習の場の提供や、花づくり・樹木育成管理を通じた地域の環境保護を目的とした事業を実施しました。

・エコキッズ（大成地域公民館）、庭木剪定（富田東地域公民館）、菊花づくり（緑ヶ丘地域公民館）など

◆親子かんきょう教室

〔生活環境課〕

猪苗代湖岸クリーンアップ作戦として猪苗代湖岸の清掃を行いました。

〔日 時〕平成26年8月3日（日）

〔場 所〕湖南町

〔内 容〕猪苗代湖岸の清掃

〔参加者〕53人

◆環境体験事業(かんきょう楽習塾)

〔生活環境課〕

市民の「気づき」を促すための機会づくりとして“遊び”を取り入れた体験型の講座を開催しました。

「かんきょう楽習塾」 2回開催

○リサイクルキャンドル作り

・平成26年10月18日～19日 「郡山の農業・観光物産展」会場内 参加者170名

○まいうちわ作り

・平成26年6月22日 郡山市カルチャーパーク会場内 参加者90名

◆こどものもり公園自然体験事業

〔公園緑地課〕

平成記念郡山こどものもり公園内で様々な体験等を通して自然に触れ合うことで、参加者へ自然や環境への興味を促すことを目的に観察会及び学習会を実施しました。

・こどものもり自然観察会（一般の方を対象）： 4回

・もりのこクラブ体験学習（小学生を対象）： 6回

◆森林環境交付金事業[再掲]

別記2－(1)－①（P30）参照

◆猪苗代湖の水を守りたい事業

〔水道局総務課〕

本市の貴重な水道水源である猪苗代湖の水源地環境保全の重要性を啓発するとともに、水道に対する理解を深めてもらうことを目的に、市民を対象に猪苗代湖岸清掃及び水道施設の見学等を実施しました。

①〔実施日〕平成26年5月31日

〔コース〕浜路取水場～猪苗代湖岸清掃～昼食～堀口浄水場

〔参加者〕120名

〔ゴミ収集量〕200kg

②〔実施日〕平成26年8月23日

〔コース〕浜路取水場～猪苗代湖岸清掃～遊覧船はくちょう丸に乗船（昼食）
～堀口浄水場

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

[参加者] 109名

[ゴミ収集量] 160kg

◆水源の森づくり事業(親子植林体験)

[水道局浄水課]

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の影響を考慮し、市民(親子)の植林体験を中止し、植林育成のためこれまで植林した箇所の下草刈りのみ実施しました。

◆湖まつり

[観光課]

水と緑に恵まれた湖南地区の豊かな自然と景観を生かしながら、自然環境の保全に努めるなど、調和のとれた観光の振興と更なる地域の発展を図ることを目的に、猪苗代湖で実施しました。

○第 49 回湖まつり (平成 26 年 7 月 26 日開催)

- ・水難防止祈願祭
- ・水に感謝する作文コンクール表彰、発表
- ・魚つかみ体験
- ・タライ舟体験
- ・うねめ太鼓演奏
- ・納涼花火大会 等

◆3R フェスティバル[再掲]

別記 4 - (1) - ① (P 5 3) 参照

◆エコイベントの開催(郡山市成人のつどい)

[生涯学習スポーツ課(現:生涯学習課)]

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福し合い、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、企画の段階から、環境に配慮したイベント開催を視野に入れて内容の検討を行い、事業を実施しました。

記念品にエコ商品を取り入れる、イベントにかかる電力にグリーン電力を使用、来賓・列席者へ節車の呼びかけ、スーパー環太郎による環境に対する啓蒙活動、配布物を少なくすることによるゴミの減量促進等に取り組み、うつくしまエコイベントにも 5 つ星で認定されました。

- ・記念品: エコバッグ (3,400 セット)
- ・グリーン電力の使用: バイオマス発電 1,000kWh 分
- ・ペットボトルキャップの回収 (61kg)

◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」

[生活環境課]

環境保全への意識の高揚を図ることを目的に、環境に関する講座メニューを用意し、小中学校・高校及び市民等の申込みを受け、市職員だけでなく賛同いただく企業・団体等の方を講師として、市内のどこへでも出張して講座を行いました。

- ・実施回数 35 件
- ・受講者数 1,424 人

【参考資料:平成 26 年度「どこでも環境教室」メニュー】

小学校・中学校・高校向け		
No.	講座名(講座担当)	対象
S-1	「郡山市のかんきょう」を学ぼう! (生活環境課)	小中学生
S-2	見て! 触れて! 体験しよう! 東北電力のエネルギー出前講座 (東北電力株式会社郡山営業所)	小学生
S-3	放射線学習(東北電力株式会社郡山営業所)	小中高生
S-4	エコ・クッキング講座 (東部ガス(株)福島支社)	小学 5・6 年生
S-5	できることからはじめよう! ~家庭からの排水をきれいに~ (生活環境課)	小中学生
S-6	川の健康診断~水生生物調査~(生活環境課)	小中高生
S-7	みんなで減らそうCO ₂ ! ~ストップ地球温暖化~ (生活環境課)	小中高生

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

S-8	わたしたちとごみ（清掃課）			小学4年生以上
S-9	環境の現状を知ろう！ （環境保全センター）	1	郡山市の大気環境	小中高生
		2	郡山市の水環境	
		3	ダイオキシンや環境ホルモン	
S-10	考えてみよう！ふるさと“郡山”の水のこと （日本大学工学部 中村玄正名誉教授）			小中高生
S-11	ファイヤー探検記 ～人と火をめぐる物語～ （福島県 LP ガス協会郡山支部）			小中高生
S-12	地球にやさしいエネルギー（生活環境課）			小中高生
一般向け				
No.	講座名（講座担当）			
A-1	「郡山市のかんきょう」を学ぼう！（生活環境課）			
A-2	できることからはじめよう！～家庭からの排水をきれいに～（生活環境課）			
A-3	川の健康診断～水生生物調査～（生活環境課）			
A-4	みんなで減らそうCO ₂ ！～ストップ地球温暖化～（生活環境課）			
A-5	わたしたちとごみ（清掃課）			
A-6	環境の現状を知ろう！ （環境保全センター）	1	郡山市の大気環境	
		2	郡山市の水環境	
		3	ダイオキシンや環境ホルモン	
A-7	サンパイってなに？（廃棄物対策課）			
A-8	“ふるさと郡山”の美しい水環境を守るために （日本大学工学部 中村玄正名誉教授）			
A-9	地球にやさしいエネルギー（生活環境課）			
A-10	見て！触れて！体験しよう！東北電力のエネルギー出前講座 （東北電力株式会社郡山営業所）			
A-11	放射線学習（東北電力株式会社郡山営業所）			
A-12	節電レシピを使ったIHクッキング講座（東北電力株式会社郡山営業所）			
A-13	上手なエネルギーの使い方（福島県 LP ガス協会郡山支部）			

※S-7については、幼稚園児・保育園児・小学校低学年対応可能です。

◆環太郎のエコあくしゅん教室

〔生活環境課〕

スーパー環太郎の着ぐるみとふれあいながら「地球を守る5つのおやくそく」について教室を実施しました。

- ・実施回数 1回（6月）
- ・参加人数 40人

◆きらめき出前講座

〔生涯学習スポーツ課（現：生涯学習課）〕

市民が市政に関する理解を深め、市民の学習機会の拡充を図ることを目的として、市民などで構成する団体からの要望に基づき、市職員が講師として出向き専門知識を活かした講座を行いました。（環境以外の分野も含む）

- ・きらめき出前講座メニュー数：91メニュー
- ・申込件数：218件
- ・参加申込人数：7,598人

◆出前講座「わたしたちとごみ」の実施[再掲]

別記4－（1）－①（P54）参照

◆森林環境交付金事業（教卓更新）[再掲]

別記2－（1）－①（P30）参照

◆**こどもエコクラブ活動支援[再掲]**

別記5－(2)－②(P92)参照

◆**環境フェスティバル[再掲]**

別記5－(2)－②(P92)参照

◆**川の健康診断事業**

〔生活環境課〕

「川の健康診断」は、河川にすむサワガニやカゲロウなどの「肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物(指標生物)」を調べ、その結果から河川の水質をしらべるもので、河川に親しみ水環境保全の重要性を学ぶことを目的として、市内の小中学生等を対象に学校の近くの河川等で実施しました。

[実施時期]平成26年5月から10月にかけて実施

[実施場所]阿武隈川水系で5河川6地点、阿賀野川水系で1河川1地点

[参加者数]8団体(1小学校、その他の団体7)延べ299人

◆**食糧問題啓発事業(学校農園奨励事業)**

〔農業委員会事務局〕

農作業を通して食糧の大切さを学んでもらうため、希望する小学校等にさつまいも苗の無料配布を行いました。

◇「学校農園奨励事業に係るさつまいも苗配付」

[参加学校等数]小学校・幼稚園・保育所・その他施設 22か所

[配布本数]2,715本

◆**食料問題啓発事業(食と農に関するコンクール)**

〔農業委員会事務局〕

食糧・農業問題について意識を高めてもらうことにより、安全・安心な食生活の実現を図るため、市民及び市内に勤務されている方を対象に、写真・川柳・絵画コンクールを実施し、作品を募集・表彰しました。

◇「郡山市制施行90周年・合併50年記念 食と農に関する写真・川柳・絵画コンクール」

[応募期間]平成26年9月1日～11月14日

[応募総数]写真の部117点、川柳の部1,603点、絵画の部196点

[表彰式]平成27年2月14日

[表彰数]写真の部7点、川柳の部14点、絵画の部9点

◆**郡山市小学校教育研究会環境教育研究部の取り組み**

〔学校教育課(現:学校教育推進課)〕

平成25年度に引き続き、研究主題「身近な環境に意欲的にかかわり、環境への理解を深めるとともに、環境の保全や創造のために主体的に行動できる児童を育成するための指導はどうあればよいか」について、研究を進めました。

[研究の成果]

①講話と実地調査を通して、郡山市の森林環境の様子を具体的に学ぶことができ、たいへん有意義でした。

②国家プロジェクトとしての産総研福島再生可能エネルギー研究所を見学できたことはたいへん有意義でした。組織や事業の概要、研究内容、施設設備などについて詳しい説明を聞くことができ、さらに太陽光発電用パネルの研究、地中熱や風力を利用した発電の研究等について、実物を見ながら理解することができました。

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆花いっぱいコンクールへの参加

〔各小中学校等〕

豊かな情操を育み、連帯意識の醸成を図ることを目的として、各学校が自主的に参加しました。
・学校花壇の部 参加校数 64校 最優秀賞 郡山市立桃見台小学校

◆教育施設生ごみ再利用処理機設置事業[再掲]

別記4-(1)-①(P52)参照

◆ふるさと田舎体験推進事業

〔農業政策課〕

市内外の小中学生を対象に、逢瀬町や湖南町の農家への宿泊と農業体験を行うとともに、中山間地域等で農業体験を実施する団体に補助金を交付し、農業や食への理解と中山間地域の農村活性化を図りました。

- (1) ふるさと田舎体験ツアーの実施(平成26年8月1日～3日、参加者17人)
- (2) 郡山ふるさと田舎体験協議会事業補助金

◆水道週間ポスター展

〔水道局総務課〕

市内の小学校4年生を対象に「水道」をテーマとしたポスターを募集し、表彰するとともに、入賞作品をビッグアイ及び市民ギャラリーに展示し、水道事業の広報を行いました。

[募集期間] 平成26年4月1日～5月9日

[対象] 市内小学4年生

[応募校・人数] 19校 797名

[表彰式] 平成26年5月31日

[入賞作品展示]

- ・平成26年6月3日～19日 市民プラザ(ビッグアイ6階)
- ・平成26年6月23日～7月3日 市民ギャラリー(本庁舎1階)

◆伝統文化伝承育成支援

〔中央公民館〕

各公民館において、伝統文化や歴史の講座等を開催し、地域伝統文化の伝承・育成を図りました。

【伝統文化の継承】

- ・こども太鼓・笛教室(小原田)・名倉太鼓伝承教室(名倉)・久留米押し絵伝承教室(久留米)・白岩たけのこクラブ(三春甚句)(東部)・牛庭水まつり奉納踊り(安積)・よこ笛(大槻)・フレッシュレディ!ふれあい太鼓とどろき講座(片平)・シニアうねめ太鼓講座(片平)・開湯子ども太鼓教室(熱海)・海老根手漉き和紙体験教室(中田)・柳橋歌舞伎ふれあい教室(中田)・中田伝統盆踊り太鼓教室(中田)

【地域の歴史の継承】

- ・「来て!見て!開成!」(開成)・「かおる民話茶屋」(薫)・「きくた再発見!Ⅱ」(喜久田)・「ながもり子供語り部講座」(永盛)・「歴史カルタを作る」(日和田)・「高瀬いいとこ伝え隊」(高瀬)・「ふるさと逢瀬再発見」(逢瀬) 湖南まちおこしプロジェクト～湖南の歴史・民話・伝説の粘土像作成講座～(湖南)

◆環境推進員研修会

〔生活環境課〕

「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」を推進するに当たり、各職場に設置している環境推進員等を対象に、省エネなどについて理解を深めるための研修会を開催し、環境に対する意識高揚を図るとともに、各職場における取り組みを促しました。

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

- [実施月日] 平成27年2月18日
[実施場所] 正庁
[出席者数] 261名
[講演会] 「私たちを取り巻く電力状況の変化とそれを踏まえた省エネの推進に関して」
パナソニック株式会社エコソリューションズ社
エネマネ推進センター 西川 弘記氏
[事務局報告] 「来年度以降のエネルギー使用量報告の変更点について」

◆職員研修の実施

〔人事課〕

研修等への派遣を通して、環境行政に関わる職員の人材育成のため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき選任しているエネルギー管理企画推進者に受講が義務付けられている法定講習へ該当職員を派遣しました。

◆専門職員研修

〔生活環境課・清掃課・廃棄物対策課・環境保全センター〕

環境調査研修所（環境省）等での研修に参加し、環境に関する専門知識の習得を図りました。

◇平成26年度参加研修

・環境調査研修所主催

ダイオキシン類ばく露防止対策特別教育講習、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会東北地区研修会、廃棄物処理施設積算要領研修会、一般廃棄物処理施設管理技術講習会、廃棄物行政実務者研修会環境モニタリング技術研修（水質コース）、土壌・地下水環境研修、大気環境研修（交通環境を含む）、機器分析研修、産業廃棄物対策研修、地球温暖化対策研修

・その他機関主催

GC/MSカスタマトレーニングコース

中央公民館再オープン！

公民館は、人々がつどい・学びあい・深まった学習成果を地域に還元することができる学び舎です。

中央公民館は、環境に配慮した太陽光発電や風力発電、地中熱システム等を採用するなど、多彩な生涯学習活動にご活用いただける貸室を備えた、安全で安心な施設として生まれ変わりました。



地中熱システムをはじめとした再生可能エネルギー設備を多く採用した中央公民館

(2) 人材の育成と連携の促進

環境教育・学習活動のリーダーとなる人材の把握・育成を図り、効果的な環境教育・学習を推進し、自発的な環境保全活動につながるよう努めます。

また、市民・事業者が行う自主的な環境保全活動を支援し、地域密着型・世代間交流型の取り組みの輪を広げるとともに、行政も含めた三者の連携・交流を推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
20	「こどもエコクラブ」 の登録者数	70クラブ 1,000人	平成29年度
子どもたちが地域で自主的な環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」のクラブ数と会員数の増加を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
20	平成24年度	6クラブ 109人	△
	平成25年度	4クラブ 92人	△
	平成26年度	2クラブ 40人	△
環境学習を推進している小学校は、学校全体で活動するなど、小さいクラブ単位で行わない傾向にあります。また、福島県においても学校全体での環境活動を推進していることが、「こどもエコクラブ」として活動するクラブ数や人数が増加しない理由の一つと考えられます。今後は、支援内容等を見直すとともに、学校や公民館等へ周知を図り、登録クラブ数及び登録者数の増加に努めます。			

(2)-①人材の育成・活用

◆エコサポーター養成講座

〔生活環境課〕

水生生物調査の調査方法等の知識を持つ指導者を養成し、体験的な環境学習の参加機会の拡大を目的として平成18年度から実施しており、平成23年度は、東京電力福島第一原子力発電所事故によって屋外活動自体が制限されたことから中止しましたが、平成24年度に再開しました。

【平成26年度 参加者15団体18名（福島県と共催）】

◆生涯学習きらめきバンク

〔生涯学習スポーツ課(現:生涯学習課)〕

さまざまな分野で活躍する指導者やボランティア、会員、グループ・サークルに、「きらめき達人先生」として登録いただき、活動の場を提供しました。(環境以外の分野も含む)

- ・ 情報提供：ホームページ、冊子による人材情報の提供
- ・ 人材登録：随時、登録者を受付
- ・ 人材情報の更新：平成27年2月～3月に登録者照会し、掲載内容を更新
- ・ 登録者・団体数：266人・17団体
- ・ 登録メニュー：408件
- ・ 活動状況：11,564件

◆環境浄化推進員制度[再掲]

別記4-(1)-②(P55)参照

◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」[再掲]

別記5-(1)-②(P84)参照

(2)-②環境保全活動の支援

◆郡山市エコ・オフィス認定事業[再掲]

別記1-(1)-②(P21)参照

◆中小企業金融対策事業(中小企業成長融資制度)

〔産業振興課(現:産業政策課)〕

資金繰りの厳しい中小企業者の資金調達円滑化を目的として設けられている中小企業融資制度の中でISO取得に係る融資制度(成長融資制度)を設け、取得を支援しています。

◇平成26年度「成長融資」利用実績(新規) : 1件 [事業費]10,000,000円

◆商店街環境整備事業

〔産業振興課(現:産業政策課)〕

商店街等が行う街路灯の改修(LED化)に要する費用を助成し、明るく安全・安心な街並みの環境整備に努めました。

- ・ 街路灯新設実施団体数：1団体
- ・ 街路灯のLED化改修実施団体数：3団体 [事業費]15,943,000円

◆清掃用器具貸出に関する取り組み

〔道路維持課〕

道路側溝のふた上げ器具の貸出しを行い、地域で行われる環境保全活動の支援に努めました。

◆地区で行われる環境保全活動支援

〔各行政センター等〕

地域における清掃活動への用品提供やごみの収集作業、道路側溝のふた上げ器具の貸出しなど、地域で行われる環境保全活動の支援に努めました。

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆河川クリーンアップ作戦[再掲]

別記3-(4)-③(P50) 参照

◆かんきょう図書館

[生活環境課]

環境活動に必要な用品の貸出しを行うことにより、市民の環境活動の一層の推進を図りましたが、平成26年度の利用者はいませんでした。

【参考：平成26年度貸出・提供用品】 平成27年3月現在

貸出用品(双眼鏡、実体顕微鏡、虫めがね等)	22種
貸出用パネル	15枚
貸出用紙芝居(専用舞台あり)	7種
貸出用書籍	299冊

◆貸出用教材等整備事業[再掲]

別記5-(3)-②(P96) 参照

◆市民活動団体への支援

[市民・NPO活動推進課]

市民活動推進事業等を実施し、多くの市民に協働意識の醸成を図るとともに、自主的・主体的活動を促すため、活動環境の整備を図りました。

○協働のまちづくり推進事業

- (1) 市民対象講演会の開催：平成27年11月8日 ミューカルがくと館、参加者100名
- (2) こおりやまNPO連絡会議開催：6回(4・6・8・10・12・2月)
- (3) 広報紙「あしすとばあく」の発行：4回(6、9、12、3月)
- (4) 市民活動応援講座の開催：6回(5、7、9、11、12、2月)
- (5) 市民自主企画イベントサポート事業の開催：公共施設手配、広報協力、職員派遣等の事業協力、3団体3事業
- (6) 市民活動交流広場事業 こおりやま協働N活交流フェス2014の開催 1,100名
- (7) 市民活動サポートメール発信事業 メールによる市民活動の情報等発信：毎月1回(基本10日)、計12回配信
- (8) 市民活動応援賀詞交歓交流会の開催 50名
- (9) 市民活動推進顕彰事業(まちづくりハーモニー賞)の実施 表彰数：11団体

○市民公益活動総合補償保険制度事業

全市民対象とし、市民公益活動中の損害賠償責任事故及び傷害事故を補償

○その他：各種相談窓口業務等

[事業費]21,021,000円

◆ひとまちづくり活動応援事業

[市民・NPO活動推進課]

子どもや高齢者のための地域づくり活動や地域特有の歴史、文化、自然環境等の地域資源を生かした活動等、市民や市民活動団体が行き届く自主的・主体的な地域づくり活動に対し、必要に応じた支援を実施することにより市民が主役の協働のまちづくりの推進に寄与しています。

①情報提供

- ・市民活動に対する支援事業(制度)の情報発信
- ・「市民活動ガイドブック」の作成及び配布 作成部数：3,000部

②ひとまちづくり人材育成事業

補助団体：2団体

③ひとまちづくり活動支援事業

- ・子どもや高齢者のための地域づくり活動支援事業 補助団体：2団体

5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

- ・まちづくり活動支援事業 補助団体：3 団体
- ④郡山市市民活動推進顕彰事業「まちづくりハーモニー賞」
顕彰数：11 団体

[事業費]1,666,000 円

◆桜の里づくり事業

[観光課]

郡山市では「桜の里づくり」を提唱し、地域住民と一体となった観光地を作り出し更なる交流人口の増加を目指して、地域住民が実施する桜の植樹の際に苗木の配布を行うなど、自然を生かした観光地としての活用を図りました。

- ・桜の苗木配布：45 本 [事業費]239,000 円
(内訳：田村地区：10 本、熱海地区：10 本、中田地区 10 本、西田地区 15 本)

◆花と緑の公園事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆フラワーロード推進事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆郡山市緑あふれるまちづくり事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆こどもエコクラブ活動支援

[生活環境課]

環境を大切にする意識の高揚を図るため、市内の小中学生等で構成する「こどもエコクラブ」が自主的に行う環境学習や実践活動が行えるよう、環境調査用品の提供、交流会の開催等の支援をしました。

- ・こどもエコクラブに登録した小中学生に、オリジナルキャップの配布、活動の参考となる冊子や環境調査機材の提供を行いました。
【平成26年度 エコクラブ数 2クラブ(1小学校、1団体)、40名】

◆環境フェスティバル

[生活環境課]

こどもエコクラブ活動の発表の場の提供と、クラブ間の交流を図ることを目的として開催していましたが、東日本大震災の影響によって屋外活動自体が制限され、エコクラブに登録している学校、登録者等が減少したことから、平成26年度は郡山市役所の正庁で開催しました。

【平成26年度 3クラブ(3小学校)、76名】

(2)-③連携・交流の促進

◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」[再掲]

別記5-(1)-②(P84)参照

◆地球温暖化防止対策事業[再掲]

別記1-(1)-①(P19)参照

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)[再掲]

別記4-(4)-①(P73)参照

◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会[再掲]

別記3-(2)-④(P45)参照

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆エコネット推進事業

〔生活環境課〕

環境保全に関心のある個人・団体等に呼びかけ、登録者へさまざまな情報を掲載したメールマガジンを発行し、情報を共有する場としてのネットワーク形成を図りました。

- ・メールマガジン毎月1回、年12回配信

◆各種団体などとの連携

実行委員会の組織や協議会、連絡会など各種団体と連携を図り、効果的な事業推進を行いました。

- 猪苗代湖環境保全推進連絡会
- 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会
- 人・環境フェスタ など

◆共催・後援事業

他団体等が開催する環境についてのイベント等の共催、後援により、連携し効果的な環境教育・学習を図りました。

- 後援
 - ・第6回新☆エネルギーコンテスト
主催：新☆エネルギーコンテスト実行委員会・日本機械学会技術と社会部門
 - ・日本大学学部連携研究推進シンポジウム「日本大学の総合力を結集し、大災害に抗した持続可能なコミュニティの実現と未来世代への継承シナリオ」
主催：日本大学
 - ・こおりやま親子でエコ体験 エコ体験コラボイベント
主催：ポコラヴィプロジェクト、積水ハウス郡山支店

(3) 環境情報の共有化

環境教育・学習の推進にあたっては、環境に関する正しい情報を適切に収集し、提供していくことが重要となります。

パンフレット・情報誌などのほか、インターネットなどさまざまな手段を活用し、積極的に環境に関する情報の収集・提供を行い、情報の共有化と有効利用を図ることにより、自らが気づき、環境にやさしい行動をするための知識を育みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	平成29年度

環境に関する情報発信の拠点として市役所内に開設した「かんきょう学習コーナー」の活用やウェブサイトの充実により、市内の環境や地域環境の現状、環境にやさしい取り組みなど各種環境情報を広く提供し、情報の共有化に努めます。

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
21	平成24年度	(内容を充実しました)	○
	平成25年度	(内容を充実しました)	○
	平成26年度	(内容を充実しました)	○

平成26年度は、環境に関する展示コーナーの充実を図るとともに、ウェブサイトやメールマガジンによる積極的な情報提供を行いました。今後も、人々が環境問題に関心を持ち、自主的な環境活動への参加のきっかけとなるような情報提供に努めていくとともに、市民ニーズにあった情報を提供できるように内容等を検討していきます。

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

(3)-①情報の収集

◆希少野生生物保護等啓発事業[再掲]

別記2-(2)-①(P34) 参照

◆公共用水域水質調査[再掲]

別記3-(1)-①(P39) 参照

◆大気汚染、ダイオキシン等各種調査[再掲]

別記4-(3)-①(P69) 参照

◆大気中のアスベスト監視等[再掲]

別記4-(2)-①(P62) 参照

◆調査活動等(星空等)[再掲]

別記5-(1)-②(P82) 参照

◆各種環境情報の収集

[生活環境課]

環境情報誌やインターネットなど、さまざまな方法により環境情報を収集するとともに、情報の有効活用を図るため、各種資料の収集に努め、「かんきょう楽習コーナー」等を活用して一般市民へ配布を行いました。

◆我が家の省エネ大作戦事業

[生活環境課]

省エネに対して創意工夫して取り組んだ事例やアイデアを募集し、優秀であったものを表彰しました。

[応募件数] 46件

[表彰] 最優秀賞 1点

優秀賞 2点

奨励賞 5点

(3)-②情報の提供

◆マスメディアによる市政広報事業

[広聴広報課]

テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディアを活用し、より幅広い層へ環境に関する市政広報を行い、市民意識の啓発を図りました。

【テレビ】

再生可能エネルギーシンポジウム(平成26年4月25日、27日)

産総研福島再生可能エネルギー研開所式(平成26年4月25日、27日)

「親子かんきょう」教室(平成26年8月8日)

市制施行90周年・合併50年記念猪苗代湖の水を守りたい事業(平成26年8月29日、30日)

再生可能エネルギー研究施設見学バスツアー(平成26年10月31日、平成26年11月2日)

ふくしま復興再生可能エネルギー産業フェア2014(平成26年12月7日)

ロハスの工学シンポジウム(平成27年3月22日)

【ラジオ】

水源地清掃バスツアー参加者募集(平成26年4月10日～12日)

スーパー環太郎の環境貯金箱参加家族大募集(平成26年5月16日、17日)

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

郡山市植樹祭参加者募集（平成 26 年 5 月 22 日～24 日）

河川クリーンアップ作戦（平成 26 年 7 月 3 日～5 日）

猪苗代湖の水を守りたい参加者募集（平成 26 年 7 月 10 日～12 日）

ロハスの工学シンポジウム（平成 27 年 3 月 12 日～14 日）

◆「広報こおりやま」「暮らしのガイドブック」等の活用

〔広聴広報課〕

毎月発行の「広報こおりやま」において環境の特集を組み、環境の啓発を行いました。作成にあたり、環境にやさしい大豆油インキと再生紙または FSC 認証紙を使用しました。

- ・ 広報こおりやま
 - ①環境特集：6 月（おしえて！再生可能エネルギー）
 - ②情報ページ：随時掲載

◆かんきょう楽習コーナーの活用

〔生活環境課〕

多様化する環境問題の解決には、環境の現状や環境に配慮した取り組みなどについて、正しい情報を知り、理解を深めていくことが必要であり、そのためには様々な場や機会を活用し環境に関する情報を発信していくことが重要となることから、環境に関する情報を継続して発信していく拠点として市役所西庁舎 1 階に「かんきょう楽習コーナー」を設置し、定期的な展示内容の変更や最新の情報を提供するなど、コーナーの充実・活用を図りました。

- ・ 展示内容の充実、パンフレット、情報誌、啓発品の提供など

◆かんきょう図書館[再掲]

別記 5 - (2) - ② (P 9 1) 参照

◆消費者啓発事業

〔市民安全課〕

○石けん使用運動推進事業

人体への安全性や水質汚濁等の環境問題への対策の一つとして、市民に対して石けん使用を推進するための啓発活動を行う石けん使用運動連絡協議会と連携し、啓発活動を行うことで市民への意識啓発を図りました。

- ・ 湖まつり開催時に石けん使用のパネル展示や見本配布による啓発活動の実施
- ・ 生活展における啓発（パネル展示とアクリルたわしの実演）

◆エコネット推進事業[再掲]

別記 5 - (2) - ③ (P 9 3) 参照

◆ウェブサイトを活用した環境情報提供

〔各課等〕

市ウェブサイトにおいて、環境問題や市の取り組み、環境に関連するイベント・事業等の情報提供を行い、市民、事業者に広く周知を図りました。

◆貸出用教材等整備事業

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、環境月間に合わせ主催映画会での上映や、貸出教材の中に環境教育に関するソフトを導入し、団体向けの活用促進を図りました。

- ・ 環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の活用実績
 - 〈貸出〉 件数：22 件 利用者数：1,504 人
 - 〈主催映画祭〉 件数：3 件 利用者数：338 人
- ・ 環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の導入実績
 - 購入数：6 本 寄贈数：0 本 計 6 本

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆我が家の省エネ大作戦事業[再掲]

別記5－(3)－①(P95)参照

◆環境月間推進事業

[生活環境課]

6月の環境月間に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に環境保全の必要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

○環境月間(6月)

- ・環境に関する啓発パネル展の実施
かんきょう楽習コーナー(市役所西庁舎1階)
ふれあい科学館展望ロビー(ビッグアイ22階)
中央図書館1階エントランスホール
- ・広報こおりやま6月号で環境に関する特集を掲載

◆地球温暖化防止月間事業[再掲]

別記1－(1)－②(P21)参照

◆「郡山市のかんきょう」作成・配布事業

[生活環境課]

子どもからの環境教育を推進するため、本市の環境の現状及び近年の環境問題について興味を持って学習してもらい、自分たちにもできる環境保全の取り組みについて理解してもらうことを目的に、環境学習用資料として「郡山市のかんきょう(A4判39ページ、FSC認証紙を使用)」を作成して市内小学校5年生に配布しました。

- ・配布部数：約5,000部

◆「わたしたちとごみ」作成・配布事業[再掲]

別記4－(1)－①(P54)参照

◆事業紹介冊子、パンフレット作成・配布

[生活環境課]

環境情報や環境教育・学習に活用できる施設や事業を紹介する各種冊子、パンフレット等の作成及び配布を行いました。

- ・平成25年度版郡山市の環境(平成24年度郡山市環境基本計画年次報告書)
- ・環境学習資料集「郡山市のかんきょう」(主に小学校5年生に配布)
- ・平成26年環境カレンダー など

◆公用自転車活用事業(CO₂削減開拓チャレンジ事業)[再掲]

別記1－(1)－④(P24)参照

◆希少野生生物保護等啓発事業[再掲]

別記2－(2)－①(P34)参照

◆埋蔵文化財周知紹介事業[再掲]

別記4－(4)－②(P74)参照

◆古文書筆耕事業[再掲]

別記4－(4)－②(P74)参照

◆かんきょう図書館[再掲]

別記5－(2)－③(P91)参照

特 集

郡山市の放射線対策

◇ 数値については、「郡山市の原子力災害対策（第 10 版）」より抜粋。特に記載のある場合を除き、すべて平成 26 年 12 月 31 日現在のものです。詳細については「郡山市の原子力災害対策」および「郡山市ふるさと再生除染実施計画」をご覧ください。また、市ウェブサイト原子力災害対策のページでもご覧になります。

特集 郡山市の放射線対策

(1) 郡山市の除染に関する取り組み

郡山市では、市民生活を最優先に考え、一日も早く市民の安心な生活環境を取り戻すため、市をはじめ、地域住民や町内会、PTA、ボランティア、企業等との協働により、市と市民が一体となった除染を迅速に進めます。また、除染等の方針や方法等については、「郡山市ふるさと再生除染実施計画」を定め、計画に基づき除染を進め、国が整備する「中間貯蔵施設」へ除去土壌等を搬出します。

◆小中学校、保育所等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年 他に先駆けて小中学校校庭及び保育所所庭等の表土除去を開始。
- ・平成 24 年 子どもたちの更なる安全・安心な教育環境を確保するため、小中学校のプール及びプールサイド並びに校舎屋上や校地内の外周部等について除染を実施。また、保育所等においても同様の除染を実施。全ての小中学校及び保育所等で $0.5 \mu \text{ Sv/h}$ を下回る。

◆スポーツ広場・観光施設等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施件数……………7 件(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以上の広場)
- ・平成 24 年度実施件数……………13 件
- ・平成 25 年度実施件数……………3 件
- ・平成 26 年度実施件数……………5 件

◆公園等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施箇所数……………458 か所(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以上の公園等)
- ・平成 24 年度実施箇所数……………203 か所(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以下の公園等)
- ・平成 25 年度実施箇所数……………268 か所(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以下の公園等)

◆一般住宅の除染

○実施内容

- ・平成 24 年度実施件数……………19,141 件
- ・平成 25 年度実施件数……………29,028 件
- ・平成 26 年度実施件数……………23,999 件
- ・平成 27 年度実施予定件数……………約 28,000 件

◆農地の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施面積……………45ha
- ・平成 24 年度実施面積……………789.5ha
- ・平成 25 年度実施面積……………782.9ha
- ・平成 26 年度実施面積……………653.7ha
- ・平成 27 年度以降実施予定面積……………1229.2ha

◆道路の除染

- ・平成 24 度実施延長……………2.6km
- ・平成 25 度実施延長……………72.1km
- ・平成 26 度実施延長……………138.1km
- ・平成 27 度以降実施予定延長……………2,869.1km

◆除染に伴い発生した土壌等の保管

中間貯蔵施設に搬入するまでの間、除去土壌等の一時保管は次のとおりとし、保管にあたっては、国の「除染関係ガイドライン」等に基づき安全に管理します。

- ・道路・側溝等……その地域にある公園・スポーツ広場等の市有地、仮置場
- ・住宅等……………宅地内

【仮置場】

設置場所	保管形態	搬入対象	搬入状況
日和田町高倉地内	地上保管	高倉地区の道路除染 県農業総合センターの駐車場除染	平成27年2月20日搬入完了
西田町鬼生田地内(1区)	地上保管	鬼生田1区内の住宅・道路除染	平成27年度造成工事着手予定
西田町鬼生田地内(2区)	地上保管	鬼生田2区内の住宅・道路除染	平成27年度造成工事着手予定
西田町板橋地内	地上保管	板橋地区内の住宅・道路除染	平成27年度造成工事着手予定
西田町高柴地内	地上保管	高柴地区内の住宅・道路除染	平成27年度造成工事着手予定
西田町木村地内	地上保管	木村・三町目地区内の住宅・道路除染	平成27年度造成工事着手予定
安積町成田地内	地上保管	安積町の道路除染 県林業研究センターの除染	平成27年度造成工事着手予定

◆除去土壌等のパイロット輸送

国では、大量の除去土壌等の本格輸送を安全かつ効率的に実施するため、おおむね 1 年間、県内 43 自治体からそれぞれ 1,000 立方メートル程度の除去土壌等を中間貯蔵施設へ輸送する「パイロット輸送」を平成 27 年 3 月 13 日から開始したところです。

○本市の輸送対象

次のとおり輸送対象を選定し、主に夏休み期間を利用して実施しました。

学校名	土壌等保管量	H23.4 測定線量	保管開始年月日	輸送開始年月日	輸送完了年月日
薫小学校	342.2 m ³	5.5 μ Sv/h	H23.8.11	H27.7.27	H27.8.6
高倉小学校	474.0 m ³	4.2 μ Sv/h	H23.7.16	H27.8.27	H27.9.9
安積第二小学校	440.6 m ³	4.3 μ Sv/h	H23.7.16	H27.7.28	H27.8.19
計	1,256.8 m ³				

※H23.4 測定線量は、各小学校の校庭の地上からの高さ1mで測定した、H23.4 時点での測定線量です。

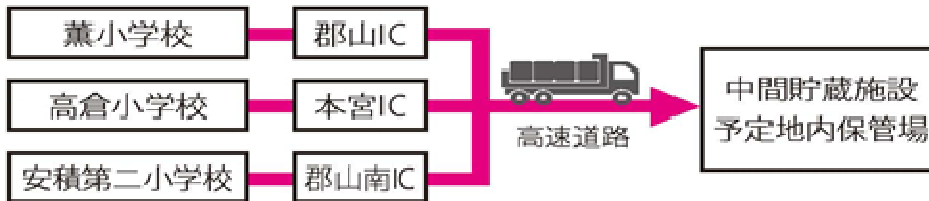
※高倉小学校については、県中流域浄化センターに一時保管後、中間貯蔵施設へ輸送。

特集 郡山市の放射線対策

○作業内容

- ・市の作業・・・地下保管の除去土壌等の掘削・フレコンへ袋詰め、フレコンを校庭内の集積所へ運搬、ピット復元、校庭復元 等
- ・国の作業・・・フレコンにタグ付け、大型ダンプトラックへ積込、中間貯蔵施設へ輸送 等

○輸送ルート(概要)



◆除染情報ステーションの設置

大型タッチパネルを用いて住宅除染の計画や進捗状況等について分かりやすく解説するほか、住宅除染の流れを説明するパネルや放射線量測定器の展示をして「除染情報ステーション」を開設しています。

供用開始日:平成 26年 2月 3日(月)

設置場所:本庁舎1階 市民ホール内



(2) 郡山市の放射線量モニタリングと食の安全に関する取り組み

◆身の回りの放射線量測定・測定機器の貸出

○実施内容

- ・サーベイメータの配備……行政センター及び方部町内会連合会を通して市内全 **659** 町内会に配付
- ・個人宅の放射線量測定……実施済み件数 **2,804** 件
- ・個人へのサーベイメータの貸出し……貸出し件数 **9,712** 件

◆食品の安全確保

○実施内容

- ・一般食品等の放射性物質測定……測定件数 **55,670** 件
- ・保健所における流通加工食品の放射性物質検査……検査件数 **6,083** 件
- ・販売用の農産物等の放射性物質測定……測定件数 **4,866** 件
- ・米の全量全袋検査……検査件数 **1,472,041** 袋(検査実施主体は郡山市農業協同組合など)

(3) 郡山市の放射線からの健康管理に関する取組み

◆ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

○実施内容

- ・平成 **24** 年 **6** 月 **7** 日より郡山市保健所内にて検査開始。立立式 **2** 台、チェア式 **2** 台により検査を実施。
- ・平成 **26** 年 **12** 月末までに、約 **119,300** 人の検査を実施しており、結果が判明している方の生涯における体内から受けるとされる内部被ばく線量は全員 **1mSv** 未満でした。

◆郡山市震災後子どものケアプロジェクト

平成 **23** 年 **3** 月 **29** 日に郡山医師会など関係団体と連携して、「郡山市震災後子どもの心のケアプロジェクトチーム」を立ち上げ、子どもたちの心や体のケアに取り組みました。また、平成 **24** 年 **8** 月 **11** 日に名称を「郡山市震災後子どものケアプロジェクトチーム」に変更するとともに、組織体制の強化を図りました。

○実施内容

- ・親子向けイベント「キッズフェスタ」の開催……開催回数 **8** 回 参加者 約 **7,566** 人
- ・「震災後子どものケアプロジェクト記念フォーラム」の開催…開催回数 **3** 回 参加者 約 **1,300** 人
- ・読み聞かせ活動の開催……開催回数 **633** 回 参加者 子ども **9,686** 人 大人 **7,102** 人

◆のびのび！親子体験事業【平成 24 年度～平成 26 年度】

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、屋外での活動が制限されている子どもたちが、元気な笑顔を取り戻すとともに、親子の絆を深め、友情の輪を広げるため、放射線量が低く、恵まれた自然環境を有している湖南地区において、親子による宿泊体験活動を実施しました。

- ・対 象:小・中学生とその保護者や少年団体等
 - 平成 **24** 年度参加者 **4,254** 人
 - 平成 **25** 年度参加者 **3,874** 人
 - 平成 **26** 年度参加者 **3,380** 人
- ・内 容: (1) 少年湖畔の村の無料開放(日帰り・宿泊問わず)
(2) 体験プログラムの実施(バスツアー・登山・サイクリング・花火&キャンプファイアー等)

◆わくわく！湖南移動教室【平成 24 年度～平成 26 年度】

恵まれた自然環境を有している湖南地区において、地域のボランティア団体の方々より支援をいただきながら、

特集 郡山市の放射線対策

すべての小学校が教育課程に位置付けた環境学習や体験学習を行うことにより、ふるさと郡山のよさを発見するとともに心身のリフレッシュを図りました。

○活動内容

- ・対象……………平成 24 年度、平成 25 年度は市立 58 小学校の全児童
 平成 24 年度参加児童 17,670 人
 平成 25 年度参加児童 17,307 人
 平成 26 年度は市立 58 小学校の 1 学年から 3 学年の児童
 平成 26 年度参加児童 9,140 人
- ・内容……………旧月形小学校及び少年湖畔の村を拠点に、各学校が発達段階に応じて計画した環境学習や体験活動を行う。(麓山登山、郡山布引風の高原散策、風力発電見学、水生生物調査、民話学習、民具の見学、木工工作、ひまわりの種まき等)

◆「みんなでジャンプ！遊びの広場」事業(大型遊具の巡回)

子どもたちの運動不足やストレスの解消につなげるため、思いきり体を動かし室内遊びができる大型遊具を巡回により公共施設に設置し、子どもたちの心と体のリフレッシュを図りました。

- ・開催回数等……平成 23 年度 延べ 5 施設 32 日間 利用者数 4,217 人
 平成 24 年度 延べ 19 施設 150 日間 利用者数 9,910 人
 平成 25 年度 延べ 20 施設 140 日間 利用者数 10,570 人
 平成 26 年度 延べ 16 施設 112 日間 利用者数 7,215 人

(4) 市内空間線量の推移(平成 23 年 3 月 29 日～平成 26 年 12 月 31 日)

測定場所	平成 23 年 3 月 29 日	平成 26 年 4 月 30 日	減少割合
郡山合同庁舎	2.59 μ Sv/h	0.13 μ Sv/h	95.0%
郡山市役所	2.57 μ Sv/h	0.20 μ Sv/h	92.2%
福島県農業総合センター	2.78 μ Sv/h	0.18 μ Sv/h	93.5%
逢瀬行政センター	1.10 μ Sv/h	0.19 μ Sv/h	77.5%
田母神小学校	0.40 μ Sv/h	0.09 μ Sv/h	77.5%

郡山市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

温室効果ガス排出状況

◇ 本報告書は、データの入手可能な最新年度の平成24年度の内容になっております。

◆各温室効果ガスの排出量についての評価について

○	ほぼ計画どおり推進している。
△	計画より遅れている。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

(1) 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進することで、本市を低炭素社会へと転換するとともに、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に貢献することを目的としています。また、エネルギー消費の少ない低炭素社会への転換を図るための方向性を示し、中期における温室効果ガス削減目標や本市の地域特性を活かした対策、市民・事業者・行政の各主体における削減目標達成に向けた具体的な取り組み等について定めた計画であり、「郡山市第二次環境基本計画」の地球温暖化対策に関する個別計画です。

(2) 計画の期間と目標

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、温室効果ガス排出量を基準年度（平成 19 年度）比で 25%削減することを目標とするものであり、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度としています。

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

本市から排出される温室効果ガス排出量の算定対象とするのは、京都議定書及び温対法で対象としている以下の 6 種類としています。

◇対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		概要
二酸化炭素 (CO ₂)		化石燃料の燃焼等に伴い発生するもの。
メタン (CH ₄)		水田や家畜の腸内発酵、廃棄物処理等から発生するもの。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		耕地への化学肥料の施肥や、廃棄物処理等から発生するもの。
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫・エアコン等の冷媒や、スプレー等に使用されるもの。
	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体洗浄や溶剤等に使用されるもの。
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	半導体製造や電気絶縁ガスとして使用されるもの。

(4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市全域としています。ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、対策によっては、周辺自治体、福島県、国との連携を図ります。

郡山市における温室効果ガス排出量(平成24年度)

単位 千t-CO₂

温室効果ガスの種類、排出部門	平成 19 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 19 年度比
温室効果ガス総量	2,703.6	2,644.3	2,789.1	3.2%増加
二酸化炭素 (CO ₂)	2,573.3	2,523.5	2,664.7	3.6%増加
エネルギー起源二酸化炭素	2,529.9	2,463.9	2,600.0	2.8%増加
産業部門	644.5	526.8	666.2	3.4%増加
(内訳)				
建設業・鉱業	(25.7)	(25.2)	(31.7)	23.3%増加
製造業	(589.9)	(482.1)	(612.4)	3.8%増加
農林水産業	(28.9)	(19.5)	(22.1)	23.5%減少
民生家庭部門	612.5	628.2	648.2	5.8%増加
民生業務部門	574.8	630.8	590.9	2.8%増加
運輸部門	698.1	678.2	694.7	0.5%減少
(内訳)				
自動車(乗用)	(320.5)	(324.4)	(330.3)	3.1%増加
自動車(貨物)	(355.7)	(331.4)	(339.7)	4.5%減少
鉄道	(21.9)	(22.3)	(24.7)	12.8%増加
廃棄物起源二酸化炭素	43.4	59.6	64.7	49.1%増加
メタン (CH ₄)	44.6	39.9	39.9	10.5%減少
(内訳)				
廃棄物部門	(1.7)	(1.7)	(1.6)	5.9%減少
農業部門	(42.9)	(38.3)	(38.3)	10.7%減少
一酸化二窒素 (N ₂ O)	12.7	11.1	11.2	11.8%減少
(内訳)				
廃棄物部門	(4.4)	(4.6)	(4.7)	6.8%増加
農業部門	(8.4)	(6.5)	(6.5)	22.6%減少
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	40.2	56.8	61.6	53.2%増加
パーフルオロカーボン (PFC)	19.4	8.4	7.4	61.9%減少
六フッ化硫黄 (SF ₆)	13.3	4.5	4.3	67.7%減少

※四捨五入の関係で合計値と内訳の合算値が異なる場合があります。

※統計等の資料で平成24年度の値が確認できないものに関しては、確認できる最新のものを使用しています。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

種類・部門別削減目標

種類・部門	平成 19 年度排出量(千t-CO ₂)	現状固定による平成 32 年度における推計排出量	平成 32 年度目標排出量(千t-CO ₂)	目標削減率(%)
温室効果ガス(総量)	2703.6	2778.2	2027.6	25.0
二酸化炭素	2573.3	2576.8	1863.2	27.6
産業部門	644.5	665.0	564.3	12.4
民生家庭部門	612.5	623.8	425.2	30.6
民生業務部門	574.8	560.5	420.6	26.8
運輸部門	698.1	695.2	578.1	17.2
廃棄物起源	43.4	32.2	32.2	25.8
メタン	44.6	24.9	23.8	46.7
一酸化二窒素	12.7	8.1	6.2	51.4
ハイドロフルオロカーボン	40.2	168.4	134.5	-84.3
パーフルオロカーボン	19.4			
六フッ化硫黄	13.3			

郡山市の温室効果ガス排出状況

(1) 温室効果ガスの総排出量

平成 24 年度の郡山市の温室効果ガス排出量は、総排出量 2789.1 千 t - CO₂であり、平成 19 年度比で約 3.2%増加しました。

種類	平成 19 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 24 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 19 年度比(%)	評価
温室効果ガス	2703.6	2789.1	+3.2%	△

(2) 温室効果ガスの種類別排出量

①二酸化炭素

二酸化炭素の総排出量は 2664.7 千 t-CO₂であり、平成 19 年度比で約 3.6%増加しました。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

<部門別排出量>

産業部門・・・排出量は 666.2 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 3.4%増加しました。

民生家庭部門・・・排出量は 648.2 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 5.8%増加しました。

民生業務部門・・・排出量は 590.9 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 2.8%増加しました。

運輸部門・・・排出量は 694.7 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 0.5%増加しました。

廃棄物起源・・・排出量は 64.7 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 49.1%増加しました。

部門別二酸化炭素排出状況

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 24 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 19 年度比 (%)	評価
産業	644.5	666.2	+3.4%	○
民生家庭	612.5	648.2	+5.8%	△
民生業務	574.8	590.9	+2.8%	△
運輸	698.1	694.7	+0.5%	○
廃棄物起源	43.4	64.7	+49.1%	△
計	2573.3	2664.7	+3.6%	△

②メタン

メタンの総排出量は 39.9 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 10.5%減少しました。

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 24 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 19 年度比 (%)	評価
メタン	44.6	39.9	-10.5%	○

③一酸化二窒素

一酸化二窒素の総排出量は 11.2 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 11.8%減少しました。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 24 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 19 年度比 (%)	評価
一酸化二窒素	12.7	11.2	-11.8%	○

④ハイドロフルオロカーボン

ハイドロフルオロカーボンの総排出量は 61.6 千 t-CO₂であり、平成 19 年度比で約 53.2%増加しました。

⑤パーフルオロカーボン

パーフルオロカーボンの総排出量は 7.4 千 t-CO₂であり、平成 19 年度比で約 61.9%減少しました。

⑥六フッ化硫黄

六フッ化硫黄の総排出量は 4.3 千 t-CO₂であり、平成 19 年度比で約 67.7%減少しました。

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 24 年度の排出量(千t-CO ₂)	平成 19 年度比 (%)	評価
ハイドロフルオロカーボン	40.2	61.6	+53.2%	○
パーフルオロカーボン	19.4	7.4	-61.9%	
六フッ化硫黄	13.3	4.3	-67.7%	

平成 24 年度における温室効果ガス排出量は基準年に比べて約 3.2%増加しており、計画よりは遅れています。運輸部門では若干、排出量が減少していますが、産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、廃棄物起源二酸化炭素などの部門で排出量が増加しました。要因としては、東日本大震災の影響により、火力発電用の化石燃料消費量が増加したことで電力使用に係る温室効果ガス排出係数が上がったこと等が考えられます。

震災の影響が大きいなかではありますが、温室効果ガス排出量削減のためには、民生部門などの排出量が増加している部門での削減が必要であり、その為には一人ひとりの取り組みが重要ですので、今後さらに市民や事業者が省エネ等に取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、より一層の協力を求め、市民・事業者・行政が一丸となって温室効果ガス排出削減に努めていきます。

郡山市 エネルギービジョン

郡山市エネルギービジョンの概要

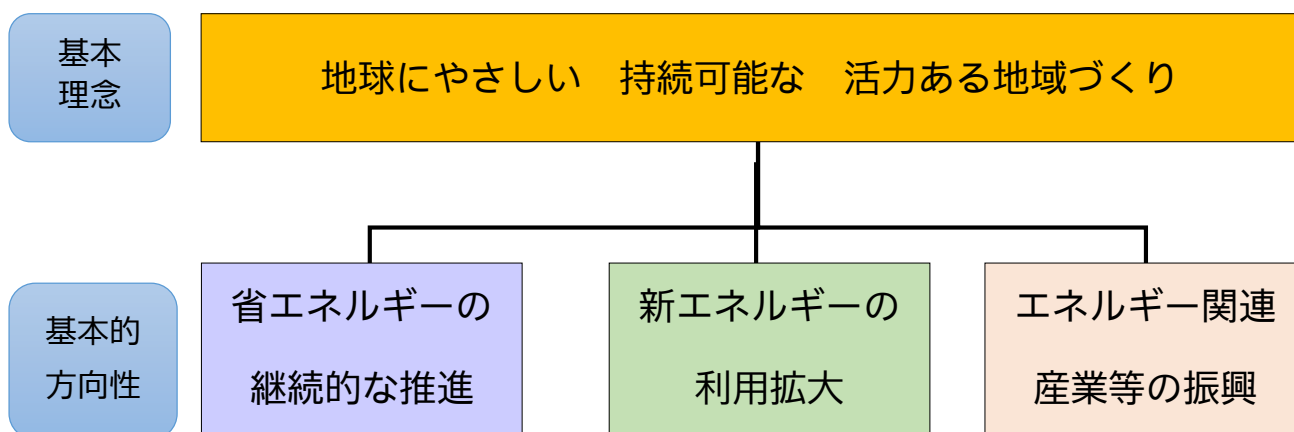
(1) 郡山市エネルギービジョンとは

エネルギーを取り巻く現状を踏まえ、市内の技術や資源を有効に活用し、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入に取り組むとともに、エネルギー関連産業の振興を図り、持続可能なエネルギーの利用を目指すための指針を示すものです。

(2) ビジョンの推進期間と目標

「郡山市エネルギービジョン」の推進期間は平成 27 年度から平成 32 年度までとします。
そして、推進期間の最終年度である平成 32 年度までに、市内の電力消費量を平成 23 年度比で 20%削減し、再生可能エネルギー等導入割合を、平成 32 年度の省エネ効果を加味した電力消費量の約 30%とすることを目標としています。

(3) 取り組みの方向性



< 基本的方向性に基づく 7つの「重点プロジェクト」 >

- 1 公共施設のスマートオフィス化
- 2 家庭・事業所の更なる省エネ化へ向けた支援
- 3 ICT を活用した効率的なエネルギー消費
- 4 新エネルギーの更なる導入
- 5 エネルギー関連産業を活用した地域活性化
- 6 エネルギー関連技術の発信
- 7 産・学・金・産総研・官の連携

郡山市内における再生可能エネルギー等導入量(平成26年度)

郡山市内の再生可能エネルギー等導入量は、平成 23 年度比で 26,232 千 k Wh 増加しました。これは、約 15,500 t 相当^(注)の二酸化炭素削減効果があります。

(注)東北電力の排出原単位(2013年度) 0.591kg-CO₂/k Wh をもとに算定。排出原単位は確認できる最新の数値を使用しました。

(単位：千 k Wh)

エネルギーの種類	平成 23 年度	平成 26 年度
太陽光発電	19,238	43,465
水力発電	54,912	54,912
風力発電	115,670	116,035
バイオマス発電	20,105	21,745
再生可能エネルギーによる発電量(A)	209,925	236,157
郡山市の電力消費量(B)	1,345,033	—
郡山市の電力消費量に占める再生可能エネルギー導入量の割合(A/B×100)	16%	—

※ 固定価格買取制度による設備認定を受けている設備認定容量などを参考に推計しています。

※ 郡山市の電力消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」を基に算出しています。平成 26 年度の郡山市の電力消費量は平成 26 年度の「都道府県別エネルギー消費統計」が公表されてから算定し、再生可能エネルギー等導入量の割合を算定します。

太陽光発電

太陽光発電は、平成 23 年度と比較すると、他の再生可能エネルギーより導入量が急速に拡大しました。これは、導入の容易さや平成 24 年 7 月から開始した固定価格買取制度、市や県、国による導入支援制度の充実等の影響により、一般家庭での普及が進んだほか、規模の大きな太陽光発電パネルの設置も進んだことが要因と考えられます。

発電できる時間帯の制約や気象条件等の影響を受けやすく、発電量の変動が大きいため出力抑制等の課題もありますが、現時点では最も導入しやすい再生可能エネルギーと考えられるため、今後も更なる普及を目指します。

水力発電

水力発電は、平成 23 年度以降の発電量に変化はありません。水利権の問題等、法的な規

郡山市エネルギービジョン

制等が導入が進まない要因と考えられます。

市内には水路や水道施設等、水力発電の導入可能性がある地域があると考えられることから、情報収集に努め更なる導入を目指します。

風力発電

風力発電は、平成 23 年度と比較するとほぼ横ばいながら発電量が増加しました。法の規制や周辺環境への影響の問題が、更なる導入が進まない要因と考えられます。

今後は導入に向けた環境整備に取り組み、中長期的には市域への更なる導入を目指します。

バイオマス発電

バイオマス発電による発電量は、平成 23 年度と比較するとほぼ横ばいながら発電量が増加しました。

バイオマス発電は、木質バイオマス利用や生ごみを発酵させることによって発生するバイオガスを利用した発電等、まだ市内に導入が十分に図られていない未利用のエネルギー源が多数存在すると考えられます。今後は、これらの利用の可能性を探り、市域への導入を目指します。

地熱発電

地熱発電は、本市内での導入実績は無く、再生可能エネルギー等の導入目標としても掲げてはいませんが、福島県内での導入事例はあります。現在、福島県内で磐梯山や安達太良山周辺で導入の可能性を検討しています。安達太良山の一部は本市にありますが、「磐梯朝日国立公園」に指定されているため、公園内での開発行為は難しいとされています。

本市内では温泉の湯温の低さ等が課題と考えられますが、今後も福島県内での導入可能性の検討の状況を注視し、情報収集に努めます。

温度差熱利用

温度差熱利用は、再生可能エネルギー等の導入目標として掲げてはいませんが、河川、地下水、下水等の温度差を利用して冷暖房を行うことで、熱の効率的な利用に貢献できると考えられています。

その中でも、地中熱利用は、実用化に向けて日本大学工学部等を中心に、国内最大級の実証実験場として湖南町の旧赤津小学校等において研究が進められています。普及が図られれば省エネルギーに大きく貢献する熱の利用方法と考えられますが、導入に係るコストが高額であることや認知度が低いこと等が導入に向けての課題と考えられます。

今後は、温度差熱利用について導入に係る支援制度の充実や認知度を高めることで普及を目指します。

雪氷熱利用

雪氷熱利用は、再生可能エネルギー等の導入目標として掲げてはいませんが、湖南地域の積雪を利用することが考えられます。しかし、現在は、雪を確保するシステムが確立されていないという課題があります。

今後は、他の地域での導入事例等、情報収集に努めます。

その他(水素利用等)

現在、エネルギーの新たな利用形態や、再生可能エネルギーの普及に向けた様々な調査、研究が国内外を問わず進められています。

その中でも、近年、実用段階となり注目を浴びているのが水素の利用です。これまでは、都市ガス等を利用した給湯器であるエネ・ファーム等、家庭用燃料電池として水素が利用されて来ましたが、燃料電池車の販売開始や、産総研福島再生可能エネルギー研究所における水素キャリア製造・利用技術の開発が進められる等、今後その利用の拡大が期待されます。

今後は、情報収集に努め、エネルギーの新たな利用形態等を探り、省エネルギーの継続的な推進や新エネルギーの利用拡大を図ります。

<評価について>

平成 27 年度から本ビジョンに基づく取り組みを推進しているため、平成 27 年度の実施状況から評価を行っていくこととします。

平成26年度郡山市の環境施策等に対する意見について

平成28年1月7日
郡山市環境審議会

「郡山市第二次環境基本計画」及び「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における各種事業や施策の進捗状況等に対する意見は以下のとおりです。

(1) 第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業について

郡山市も一事業者として温室効果ガスを排出していることから、今後も継続的にエネルギー消費量の把握に努め、市自らの温室効果ガス排出量削減に向けた施策の展開を期待する。

(2) 省エネルギーの推進について

環境家計簿への参加者を募り、家庭における省エネルギーの意識啓発に取り組んでいるが、参加者数が伸び悩んでいる状況にあることから、環境家計簿への参加の周知方法や、内容を再検討し、より多くの家庭が省エネルギーに取り組むことで、郡山市内の温室効果ガス排出量削減につながることを期待する。

(3) 新エネルギーの利用促進に伴う廃棄物への対応について

新エネルギーの中でも、近年急速に普及が拡大している太陽光発電パネルは、将来、大量に廃棄物となることが見込まれることから、役目を終えた太陽光発電パネルのリユース、リサイクルへの対応も今後の課題となる。

(4) 公用車への次世代自動車の導入について

近年の技術開発により、ハイブリッド自動車や電気自動車以外の自動車も低公害な次世代自動車として位置付けられていることから、郡山市自らが率先的に様々な種類の次世代自動車を公用車に導入し、温室効果ガスの排出量削減を図っていくことに期待する。

(5) 猪苗代湖の保全について

猪苗代湖の水質改善のためには、近隣自治体と協力しながら広域的な対策をより一層推進していくことが必要である。

(6) 「郡山市第二次環境基本計画」の進行管理、点検・評価について

「郡山市第二次環境基本計画」の進行管理を適切に行っていくために、環境施策の取り組み状況や「環境指標」に対する評価方法等が今後の課題である。

郡山市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第8条・第9条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第10条—第25条）

附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に

資 料

密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、

農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。

- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

資 料

- 2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
(資源の循環的な利用の促進等)
- 第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。
(森林及び緑地の保全及び創造)
- 第16条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(水環境の保全及び創造)
- 第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(良好な景観の形成等)
- 第18条 市は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)
- 第19条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
(民間団体等の自発的な活動の促進)
- 第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)
- 第21条 市は、第19条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
(調査研究の実施)
- 第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。
(監視等の体制の整備等)
- 第23条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

用語の解説

地球温暖化

18世紀後半の産業革命以降、経済活動の発展などにより温室効果ガスが増加し、地球の気温が急激に上昇する現象のことで、異常気象の多発、海水面の上昇、食糧不足、伝染病の流行や生態系への影響などが懸念されており、現在、人類が抱える諸問題の中でも特に大きな問題となっています。2100年までに最大6.4℃上昇することが予測されています。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。適度な温室効果により、地球の平均気温は約15℃に保たれています。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6ガスが削減対象となっています。

二酸化炭素排出係数

電気やガスなどを単位量使用した場合にどの程度二酸化炭素が排出されるかを数値化したもの。各項目の使用量（電気：kWh、ガス：m³など）に排出係数を掛けると実際に排出された二酸化炭素の量が算出されます。

【参考】二酸化炭素排出係数

項目	二酸化炭素排出係数
電気	0.43
水道	0.23
都市ガス	2.2
プロパンガス	6.0
灯油	2.5
ガソリン	2.3
軽油	2.6
ごみ	0.34

酸性雨

石炭や石油等の化石燃料の燃焼に伴って、硫酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出されることにより、これらの物質が雲に取り込まれて複雑な化学変化を繰り返して、強い酸性を示す降雨または乾いた粒子状物質として降下する現象をいいます。これによって、石造建築物の溶解、湖沼や井戸水の酸性化等や森林、農作物の枯死等の被害を受けます。ちなみに水素イオン濃度（pH）が5.6以下を酸性雨とよびます。

環境基準

環境基本法に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準のことで、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて基準が設定されています。

化学的酸素要求量(COD:Chemical Oxygen Demand)

海や湖沼の汚れの度合いを示す数値。水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に分解したときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

生物化学的酸素要求量(BOD:Biochemical Oxygen Demand)

河川などの汚れの度合いを示す数値。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

75%値

水質調査の測定値を値の低い順に並べ、低いほうから数えて 75%目の値。市の水質調査の場合には、月 1 回ずつ年 12 回の調査を行っているため、12 回の測定値のうち値の低いほうから数えて 9 番目の値となります。(9/12=75%)

特定事業場

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等で定められています。人の健康や生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質を排出する施設、あるいは、騒音や振動を発生する施設を設置する工場又は事業場を指します。

全窒素

水中に含まれる窒素化合物の窒素の総量。過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こし、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つです。

全りん

水中に含まれる「りん化合物」の「りん」の総量。全窒素同様、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つで、過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こします。

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥などの汚物又は不用として廃棄される物。事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、建設業にかかる木くず、コンクリートくず、食品製造業に係る原料由来の不用物など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令で規定されているものを産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を、一般廃棄物といいます。

公害

環境基本法では、公害とは、事業活動などに伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。これらは、「典型 7 公害」といわれています。

用語の解説

硫黄酸化物(SO_x)

二氧化硫黄(SO₂)や三酸化硫黄(SO₃)など、硫黄の酸化物の総称で、ソックス・SO_xともいいます。硫黄分が含まれる石油や石炭など化石燃料の燃焼の際に発生します。大気中の水分と結合して強い酸性を示し、大気汚染、酸性雨の原因となります。

窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO₂)など、窒素の酸化物の総称。高温燃焼時に、空気中の窒素が酸化され、一酸化窒素が発生し、大気中でさらに酸化され、二酸化窒素になります。人の健康に悪影響を与える恐れがあり、光化学オキシダントや酸性雨の原因ともなります。

光化学オキシダント

工場、自動車などからの窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線(紫外線)の作用により光化学反応し、二次的に生成される酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害のほか、農作物など植物へも影響を与えます。この光化学オキシダントが局所的に集中して、白くもやがかかったような状態になることがあり、これを光化学スモッグと呼んでいます。

浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)

空気中を漂う直径10μm(マイクロメートル)以下の粒子のことで、主なものに砂ぼこりや工場から排出されるばいじん等があり、最近ではディーゼル自動車の排ガスに含まれる黒鉛、硫黄酸化物等がぜんそくの原因になっているといわれています。

一酸化炭素(CO)

不完全燃焼の際、発生する無色無臭の気体で、肺に吸い込まれると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害します。

等価騒音レベル(Leq)

等価騒音レベルは、一定時間内に測定した騒音をエネルギー量として平均した値であり、より現実的な評価手法として国際的にも採用されている新しい指標です。一般環境基準や道路に面する地域の環境基準については、従来、中央値(L50)で評価していましたが、現在は等価騒音レベル(Leq)に変更されています。

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類といいます。物質の燃焼時に発生し、人工物質としては最も強い毒性をもつ物質といわれています。

ポリ塩化ビフェニル(PCB:Polychlorinated Biphenyl)

熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙、インキ等に用いられていましたが、PCBは難分解性で生体に蓄積するため、昭和45年の「カネミ油症事件」の原因物質と確定されました。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められています。

単位

ppm(ピー・ピー・エム)

100 万分率のことで、ある量が 100 万分のいくつかであるかを表す単位です。

ppmC(ピー・ピー・エム・シー)

炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。

mg(ミリグラム)

重さの単位で、1,000 分の 1 グラムを表します。

μg(マイクログラム)

重さの単位で、100 万分の 1 グラムを表します。

ng(ナノグラム)

重さの単位で、10 億分の 1 グラムを表します。

pg(ピコグラム)

重さの単位で、1 兆分の 1 グラムを表します。

M(メガ)

100 万倍を表す単位です。

G(ギガ)

10 億倍を表す単位です。

T(テラ)

1 兆倍を表す単位です。

dB(デシベル)

音圧や音の強さを表す単位です。

【参考】騒音の大きさ

騒音レベル	大きさの例
120dB	ジェット機のエンジン付近、ロックバンド演奏(3m)
110	自動車のクラクション(2m)、リベット打ち
100	電車のガード下、オーケストラ演奏
90	地下鉄内、騒々しい工場内
80	電車の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所内
60	日常の会話、静かな自動車内
50	静かな事務所内
40	図書館、郊外の夜間
30	ささやき声

平成27年度版 郡山市の環境

平成28年3月

発行：郡山市 生活環境部 生活環境課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL：024-924-2731 FAX：024-935-6790

E-mail：seikatukankyous@city.koriyama.fukushima.jp

URL：<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

印刷：郡山市総務部総務法務課

楽都
東北のウィーン
郡山